

## 軍都への胎動

## 第一節 内戦鎮圧から外地出征へ

戊辰戦争が終結し、徳川幕府による幕藩体制から明治新政府による新体制が構築されるに至ると、今までの大名藩(国)の連合体から天皇を頂点として政府が一元的に国家を統制する政治体制となった。

しかし、明治維新が明治新政府直属の軍隊をもつて達成されたものではなく、各藩の軍事力を結集して達成したものであっただけに明治新政府の力は未だ脆弱なままであった。それゆえ明治新政府には「諸藩の割拠性を武力で打破するにたるだけの直属軍事力を創設する必要①」があった。

そこで明治四年(一八七二)二月に薩摩・長州・土佐の三藩の戡兵による御親兵一万人が創設され、ここに国軍が誕生するに至った。そしてこの力を背景として同年七月十四日に「廢藩置県」が断行された。こうした性急な旧体制の改革は反対派による武力蜂起の危険性をはらむものであったが、実際には驚くほどスムーズに同政策は実行され、新政府の課題であった旧藩主から(新政府に対する)支配権の委譲、新政府による中央集権体制の確立は達成されていた。

しかしながら、何時不平不満の高まりによる大規模な反乱や一揆などが発生しないとも限らない綱渡りの状態であったことは確かであった。その証拠に各地で一揆が発生(会津若松、堺、甲府、山形、福島、飛騨、倉敷など)していたこと、「維新の戦争でがんばった農兵隊(ことに中心となった長州の諸隊、奇兵隊)などが脱退して反乱の気運②」が高まったこと、これに乗じて「新政府あるいは維新改革で志を得なかった連中が、いっせいに動き出した③」ことなど未だ日本国内全体が不安定な状態にあったことがこれらを証明している。

このような状態に対応するため、新政府によって同年八月「東京、大阪、鎮西（熊本）、東北（仙台）の四鎮台が置かれ、旧藩兵中の約八〇〇〇が鎮台兵に編成（4）」された。この鎮台は後の明治六年（一八七三）一月に名古屋と広島にも設置され、こうした不安定な状況への対応が取られることとなった。

ただし、この時設置された鎮台兵は前述した御親兵とは性格を異にするものであった。このことは明治五年（一八七二）一月に近衛条例・鎮台条例制定の理由を説明した山県有朋の「内国陸軍の施設を論ず」の中で述べられているように「天皇親衛軍である親兵に近衛は天皇が所有する軍隊であり、内国総撫（すい）・人心鎮圧を任とする鎮台兵は、中央政府の軍隊（5）」であるとすると、二元兵制であったことは注意すべき点である。

こうして誕生した国軍の維持と発展のために明治六年一月十日に「徴兵令」が制定された。ちなみに、この時「旧幕府がフランス式を採用し、軍事教育機関として開設された横浜語学所を新政府が引きついでという語学上の便宜（6）」もあって陸軍はフランス式、海軍はイギリス式の軍制を採用すること（後に陸軍はプロイセン（ドイツ）式に変更）となった。

こうして内戦回避・防止のための国軍整備事業が新政府によって推進されたが、徴兵制の施行によって従来軍勢力を担っていた士族たちが軍を担うという図式が崩壊し、国民が全体で軍を担う図式となり、徐々に士族層の不満は蓄積されていった。特に明治維新及び戊辰戦争で新政府の主力の一つであった旧薩摩藩の士族たちは領袖（代表）・西郷隆盛の下に結集し、新政府への不満を口にし、一触即発の危機に陥っていた。

そこで西郷を中心としたグループは新政府に不満を持っていた士族たちのために征韓論によって不平士族の不満の矛先を外地に求めようとしたが失敗し、明治六年十月の「明治六年の政変」によって西郷をはじめとした一部グループが揃って下野（薩摩出身の軍人や官吏なども同調）する事態となった。しかし、実際には「征韓論」は征韓派や内治派といわれた両派共に最終的な対外出兵を行うという点では一致しており、要はロシアとの国境問題を整理するのが先か、朝鮮問題（国交問題）が先かの違い（7）に過ぎず、実際に征韓派を新政府内部から追い落とし、西南戦争が勃発

する前の明治八年（一八七五）（翌年にかけての江華島事件の勃発）日朝修好条規の成立という過程を見ても最終的には朝鮮問題に乗り出すことが新政府の既定路線であったことが理解できる。

この明治六年の政変の結果として、これまで新政府に不満を持つ士族たちを抑える役割を担っていた西郷ら新政府内の重要人物が下野し、不平士族たちの抑え役が新政府内から存在しなくなったことで士族反乱は現実味を帯び、新政府にとって非常に危険を伴うものとなった。

こうした士族たちの不満の高まりを恐れた新政府は不平士族たちからの新政府への不満をそらす目的（琉球の日清いずれかへの帰属問題も含む）もあって台湾出兵が計画されたが、士族たちの不満は暴発に向けて既に動き出していた。このことは台湾出兵を実行する前の明治七年（一八七四）一月の岩倉具視暗殺未遂事件、二月の江藤新平らによる佐賀の乱（佐賀戦争）の勃発の事実を見ても明らかである。

この結果、新政府は益々不平士族たちの不満を解消させる必要性を感じ、四月に西郷隆盛の実弟である西郷従道つぐみち陸軍中将を台湾蕃地事務都督として三〇〇〇人の兵（鎮台兵ではなく、大半が士族）と共に派遣した。この出兵には英米及び新政府内部（木戸孝允など）からも反対論が出たが、西郷従道の独断で強行された。

この台湾出兵及びその前に勃発した佐賀の乱（佐賀戦争）によって不平士族たちの不満の解消と一部強硬派の抑え付けが奏功したと判断した新政府は、明治九年（一八七六）三月二十八日に不平士族たちの力を直接削ぐ（廢刀令<sup>二</sup>太政官布告第三十八号）とともに、同年八月五日に「金禄公債証書発行条例」を公布し、新政府の財政を圧迫していた秩禄給与の改革を実行した。

こうした新政府の政策、とりわけ士族たちにとって「廢刀令」は新政府への不満に火に油を注ぐ契機となり、従来の新政府への不平不満も重なって同年十月二十四日に発生した神風連しんぷうれんの乱（熊本）、十月二十七日の秋月の乱、十月二十八日の萩の乱と立て続けに士族反乱が発生した。

この各反乱は一部混乱があったものの各地の鎮台の手で次々と鎮圧されていった。そして日本最後の内戦といわれ

る明治十年（一八七七）二月の西南戦争の勃発へとつながっていく形となる。この西南戦争はいわば旧軍勢力である士族層と徴兵制によって成立した新軍勢力である民兵Ⅱ国民軍（旧軍勢力と新軍勢力の混合状態にあった）との対決ともいえ、薩摩軍が鎮台兵の籠城した熊本城を攻略できなかつたことで薩摩軍の当初の予定が狂い、総大将であった西郷隆盛が鹿児島で自決するに至り、国軍の国家防衛能力が実証されることとなった。

しかし、未だ国民軍としての自覚が国軍全体にまで及んでいなかったことも事実であり、それは明治十一年（一八七八）八月二十三日に勃発した竹橋事件を見ても明らかである。この事件は西南戦争の論功行賞の不満、近衛兵のみが長期の兵役を義務化されていた軍役への不満などを背景に近衛砲兵大隊の一部兵隊による上官殺害、大隈重信公卿（大蔵卿）への発砲、住宅などへの放火を行うといった事件⑧であつたが、この事件の結果は国軍に対して出された『軍人勅諭』という形での軍規の徹底を實行させることとなつた。

その一方で西南戦争の終結、竹橋事件の鎮圧によって国軍の任務は中央集権体制防衛の役割を終え、外敵に対する防衛の役割を担う立場へと変化していった。更に明治十五年（一八八二）七月二十三日の壬午軍乱、明治十七年（一八八四）の甲申事変という朝鮮における日清両国の主導権争いが勃発したことで「陸軍は清国軍を対象とする海外出兵・大陸戦闘向けに改編・拡充を開始し、海軍もまた清国北洋艦隊を仮装敵とする軍拡計画の実現⑨」を目指して諸施策を実施していった。

特に陸軍は当時「眠れる獅子」といわれていた清国との開戦も視野に入れ、軍制をフランス式からプロイセン式に変更（普仏戦争によってフランスがプロイセンに敗れたことも影響）し、鉄道網の整備による輸送力の拡大などに力を注いだ。こうした諸制度の改革の中でも最も大きな改革が明治二十一年（一八八八）五月十二日の「鎮台条例」の廃止に伴う鎮台制から師団制への改編であつた。これにより六鎮台一四連隊が六師団二四連隊となつた。この師団は「歩兵二個連隊から成る歩兵二個旅団を基幹とし、これに騎兵大隊、野戦砲兵連隊、工兵大隊、輜重兵大隊各一を配した編成⑩」をもつて構成された。

更に、この師団制を確固たるものとする措置として明治二十二年（一八八九）一月二十二日に徴兵令の大改正が実施され、徴兵制は「帝国憲法第二〇条に定められた兵役義務にもとづいて、はじめて一般兵役義務Ⅱ必任義務①」と位置付けられ、真の国軍としての体制が採用されることとなった。ただ、こうした国軍の改編・整備は必然的に国外の敵との戦闘・戦争（防衛・侵攻を問わず）を志向するものでもあった。

これら一連の軍拡・軍の整備は明治二十七年（一八九四）八月一日（清国に宣戦布告された日）に開戦された日清戦争での勝利をもたらした。しかし、翌年四月十七日の下関条約（日清講和条約）締結に伴って台湾・澎湖諸島領有を果たしたことによる新領土防衛の必要性、清国から台湾・澎湖諸島以外に遼東半島を得たものの、明治二十八年（一八九五）四月二十三日に仏・独・露の三国による遼東半島の清国返還要求（三国干渉）によって遼東半島返還が余儀なくされたことにより「臥薪嘗胆」をスローガンとして益々その気運が高まることとなった。特に近隣国であり、世界最大の陸軍国と称されたロシアとの戦争が視野に入ったことはこれらに拍車をかける形となった。

更に新領土の経営が健全に進むようになると、その新領土を護るための防衛ラインの構築、新領土経営を安全化させるための緩衝地帯の構築が叫ばれるようになり、日本本土を防衛するために朝鮮半島を、台湾を護るために対岸の福建省を、という具合に「帝国主義」につながる領土拡張が叫ばれるようになった。特に三国干渉後にロシアが旅順・大連を、ドイツが膠州湾といった日本に返還させた遼東半島の都市などを租借したことで国民の怒りが増大した。これにロシアが東清鉄道を完成させ、満州全土に軍を容易に展開できるようになったことも日本の国防上の危機感を煽り「朝鮮半島は日本の防衛線」とする意見が醸成され始めたことも陸海軍の拡張・整備を後押しさせる世論を形成させるに至った。

前述した要因、特に国防上の観点から日本本土への危険性が高まったことが日露戦争開戦の布石となり、明治三十七年（一九〇四）二月十日にロシアに宣戦が布告され、日露戦争は勃発した。この日露戦争はこれまでの戦争とは異なり、無煙火薬の発明をはじめとする小火器・火砲の発達（特に機関銃の開発）によって軍の損害率は大きく上昇し、

通信機器の発達によって大兵力同士の会戦が実現する事態をもたらした。この結果、陸軍においては「動員兵力の八七パーセントが戦地に投入(12)」される状態となり、予備・後備役・補充兵役・国民兵役といった国家総動員の大動員体制を採用せざるを得なくなった。

苦戦の末、日清戦争のような戦勝とは言えないまでも「世界最大の陸軍国」と自他共に認める存在であったロシアと実質的には痛み分けに近い形ではあったものの、奉天会戦・日本海海戦の勝利によって全体的には一応の勝利を収め、明治三十八年(一九〇五)九月五日にセオドア・ローズヴェルト米大統領の斡旋によって調印されたポーツマス条約に基づき、朝鮮半島の実質的な支配権(日本の優越支配権)・南樺太の領有権・遼東半島南端部及び関東州の租借権譲渡などを勝ち取った。

この結果、同年九月二十六日に関東総督府が遼陽に設置(翌年には関東都督府となり、後に関東軍・関東庁に分割)され、明治四十三年(一九一〇)八月二十二日には韓国併合条約が調印され、日本の領土は拡張し、列強国の一角を占める形となった。

しかしながら、同時に前述した理由と同様に日本が国威を傾けて新領土経営を進める程に新領土保全・防衛のための緩衝地帯を欲することとなり、朝鮮を保全・防衛するために満州を、遼東半島の保全のために周辺海域と対岸の山東省を、という具合に更に新たな領土拡大を目指す動きも拡大していった。

これらのことは、日露戦争から一〇年後の大正三年(一九一四)七月二十八日に勃発した第一次世界大戦に参戦したことからもうかがうことができる。つまり、日露戦争の際には側面的支援の性格が強かった日英同盟を口実として参戦(対独宣戦布告は八月二十三日)し、山東省の青島(チンギョウ)、独領南洋諸島を陥落させ、大戦による混乱を突いてアジアにおけるドイツの権益を奪取していった。

更に大戦中の大正六年(一九一七)にロシア革命が勃発し、社会主義(ボリシェヴィキ)政権が誕生すると、第一次世界大戦における欧州戦線に参戦せず、陸軍兵力を温存していた日米を中心とした干涉軍が「シベリアのチェコ軍捕





図3-1 日露戦争後の領土拡張  
 (浜島書店編「総合資料日本史」浜島書店、1994年第33刷 139頁から)

囚の救出」を理由にシベリアに出兵する事態(シベリア出兵)も発生した。結果として日本はこの出兵で特に大きな成果を得ることはできず、逆に国内で「米騒動」を引き起こすなどの混乱を生じさせることとなり、社会(共産)主義という新たな脅威の発生、列強国の出兵でも倒せなかった新興国の誕生は、軍部とりわけ陸軍内部に仮想敵国として判断させるに十分な結果となった。

そして新たな領土獲得に伴う緩衝地帯獲得の考えは軍部を中心に益々拡大し、更に毒ガス・戦車・飛行機といった新兵器が登場したことによる軍近代化の促進が求められることとなった。その反面、第一次世界大戦という未曾有の戦役による大規模な被害などから軍縮を希求する意見を世界各地で醸成させることとなった。

このため陸軍では二度に亘る軍縮(山梨半造陸軍大臣による軍縮・宇垣一成陸軍大臣による軍縮)との名を冠した部隊整理による軍近代化の推進、海軍では領土拡大する日本を抑えるために米英が中心となって開催されたワシントン海軍軍縮会議及びロンドン海軍軍縮会議を受け、主力艦を補助するための航空機・潜水艦などの補助兵器の開発推進を図っていった。

こうした軍部内の動きは海軍内部の条約賛成派と反対派の対立、陸軍においては従来存在した薩摩閥及び長州閥を祖とする派閥による抗争を招来し、激化していった。特に陸軍の対立の詳細は後述するが、派閥対立は主導権争い、ひいては戦闘地域・敵国の選定にも影響する事態となり、満州国建国後は満州を保全・防衛するために華北・内蒙古を、といった具合に戦線が

拡大され、それに引き摺られるように海軍もまた列強国による石油などの禁輸措置への対抗措置として東南アジアの油田地帯などへの進出を企図し、太平洋戦争へと向かうこととなるが、こうした昭和期の事案については後述する。

このような建軍以後の国内情勢による軍隊の性質の変化、国際情勢の変化に伴う対外領土の獲得欲求の高まり、それに伴う敵国の設定は一時的に軍縮が実行され、治まったように見えたが、実際には人員整理や旧式兵器の整理による予算確保による予算見直しにすぎず、実際には軍拡の実施でもあった。

この軍拡の過程の中、大村はどのような位置付けを軍部からされ、また前述してきた過程の中でどのように関係していったのか、そうした点を次節以降で述べていく。

(徳永武将)

## 註

- (1) 大江志乃夫『徴兵制』(岩波書店 一九八二) 五一頁
- (2) 小島慶三『戊辰戦争から西南戦争へ 明治維新を考える』(中央公論社 一九九六) 一三三頁
- (3) 前掲註(2) 二三四頁
- (4) (5) (6) 前掲註(1) (4)、(5)五三頁、(6)五〇頁
- (7) 征韓論において征韓派・内治派共に最終的な朝鮮出兵を念頭に置いていた、とする意見は杉谷 昭「明治初年における対外政策と土族反乱」(九州大学九州文化史研究所編『九州文化史研究所紀要』第二十二号 九州大学九州文化史研究所 一九七七)などで見ることが出来る。
- (8) 竹橋事件の詳細については、松下芳男『日本陸海軍騒動史』(土屋書店 一九六五)などで見ることが出来る。
- (9) (10) (11) (12) 前掲註(1) (9)七七〜七八頁、(10)七八頁、(11)八三頁、(12)九三頁



## 第二節 陸軍と大村

### 連隊の創設

前節では内戦鎮圧から外地出征へと国軍の性質が変化していく過程、鎮台制から師団制へと移行し、外地での戦闘が基本線へと変化したことで国軍の増強が実施されていったことについて述べたが、そうした状況下で大村は国軍とどのように関わっていったのかを本節以降で述べていきたい。

最初に大村と国軍が関わりを持つのは陸軍連隊の創設であった。陸軍連隊は師団を構成する部隊の一つであり、日清戦争前後から日露戦争前に大幅に各地で創設されているが、これは対外出征の必要性の高まりと徴兵制度の進展による全国的な兵隊確保の道筋が立ったことも背景にあった。

この結果、大村においては太平洋戦争終戦までの間に四十六、五十五、百四十六、百八十八、二百四十七、二百九十三、二百九十四、三百六十、四百五十四、五百十八という合計一〇個の歩兵連隊が編成（一部例外もあるが、詳細は後述）されたが、その多くは太平洋戦争末期に（本土決戦に備えて）編成された連隊であった。

こうした連隊が大村で編成された理由とは何かということであるが、一つの要因として考えられるものとして軍港である佐世保及び軍事施設を多く抱える長崎との中間地に位置していたこと（他地域の連隊も大半が要地＝大都市や重要軍事施設近辺に配置）が考えられる。だが、果たして要地近辺という理由だけで陸軍は大村で連隊編成を実施していったのか、という点について考えなければならぬが、太平洋戦争前後の時期に埼玉県が陸軍省に対して行った連隊設置請願書のような史料<sup>①</sup>は大村に関して存在していない。

しかし、陸軍が連隊設置を計画する上でその要因となったと推測される史料が防衛省防衛研究所に所蔵されている。そこで本項ではその史料を紹介することで陸軍が大村に進出した要因を考える上での一助とし、次項で紹介する各陸軍連隊の諸情報の序説としたい。

陸軍の大村進出に係る史料とは大村男爵家が二度に亘って陸軍に申し出た「土地献納願」である。この申出は二度ともに大村武純（第一一代大村藩主・大村純頭の三男）が長崎県を通じて申し出たものであり、こうした地主からの協力の申し出が従来の地理的条件と相俟って陸軍の大村進出の一因となったものと考えられる。

大村男爵家からの第一回目の申し出は明治二十九年（一八九六）七月一日に長崎県から陸軍省に提出された書類により確認できる。この大村男爵家からの申出を受けた陸軍省は直ちに該当地の調査を開始し、調査後に陸軍大臣に対して、

大村連隊区司令部敷地献納之義ニ付復申

長崎県東彼杵郡大村六番戸寄留大村武純ヨリ大村連隊区司令部敷地トシテ畑五畝歩献納出願ニ対シ該県知事ヨリ副申ニ付送乙第二七一四号ヲ以テ意見上申方御達相成候処該地所ハ別紙略図ノ位置ニシテ最モ適当ト被存候間書類相添此段及復申候也

明治廿九年七月十五日

臨時陸軍建築部副部長男爵野田豁通代理

臨時陸軍建築部事務官山田保永

陸軍大臣侯爵大山 巖殿

とする報告書②を提出するに至ったが、献納予定地が五畝（一五〇坪）では司令部として必要な土地確保が難しかった理由もあり、一ヵ月後には更に献納地を増やした形での献納願が出されるに至っている。

献納願の再提出に当たり、陸軍が五畝では不足している故に再検討して欲しいといった要望などを長崎県や大村武



写真3-1 大村武純

（長崎県立大村高等学校所蔵）

純などに出した形跡はなく、あくまで長崎県から陸軍省に対して献納地を増加した上での献納願が出されたことに基づいてそれを受理するか否か、という形となっているが、長崎県から大村男爵家に対して更なる増加要請がなされたであろうことは大村武純から提出された献納願及び同願副題を見れば明らかである。この史料には大村武純が陸軍大臣に対して提出した、

民有地献納願

長崎県東彼杵郡大村玖島郷字本小路四十八番口第二

畑壹反式畝八歩之内

一畑壹反歩

地価金八円拾参銭八厘

右私所有之地所今般大村連隊区司令部敷地トシテ献納致度候間御採用被成下度此段奉願候也

東京府東京市麻布区市兵衛町一丁目十六番地華族

長崎県東彼杵郡大村六番戸寄留

明治二十九年八月三十日 大村武純

陸軍大臣侯爵大山巖殿

民有地献納二付副願

私所有之地所大村連隊区司令部敷地トシテ献納之儀別紙ヲ以テ出願候処自然他日御不要ニ属スル場合ニハ他ニ御  
払下無之元地主ノ私へ御還付相成候様致度此段副願候也

東京府東京市麻布区市兵衛町一丁目十六番地華族

長崎県東彼杵郡大村六番戸寄留

明治二十九年八月三十日

大村武純

陸軍大臣侯爵大山巖殿

とする書類③からうかがうことができる。これを見ると当初は大村武純自身が陸軍省に対し、好意で土地を提供したものの、陸軍から内々に不足分を指摘され、不満に思いつつ二度目の土地献納を申し出たのではないかと考えられる。つまり、単純に土地を献納するのであれば一度の献納願で提出すれば充分である。しかも二度目の献納願では陸軍で不用の土地がある場合は自分に払下げを行うよう副願がつけられている。このことから考えれば、大村武純は二度目の献納については何かしらの要請があった上で渋々承知したのでは、と推測できる史料となっている。

とは言え、大村連隊区司令部用地としての土地献納が申し出されたことは事実であり、陸軍も検討に入った。この後、陸軍は内務省にも照会の文書を送付するが、内務省は同年九月二十五日付の文書で「条件付ノ献納ハ後來紛議ヲ生スルノ虞④」ありとして検討が必要な旨を陸軍省に回答している。これを受け、陸軍と長崎県の間で文書の往復がなされ、協議が重ねられた。

この結果、無条件での献納が決定（大村武純の願出に対する了承が得られた文書は存在せず）し、新たに増加した土地を含めた献納地の調査が実施され、

大村連隊区司令部敷地献納之義ニ付復申

長崎県東彼杵郡大村六番戸寄留華族大村武純ヨリ大村連隊区司令部敷地トシテ畑壹反歩献納出願ニ対シ該県知事ヨリ副申ニ付送乙第三九五八号ヲ以テ意見上申方御達ニ基キ調査候処該地所ハ連隊区司令部敷地トシテ適当ト被存候間御下附書類相添此段及復申候也

明治廿九年十一月十日

臨時陸軍建築部副部長男爵野田豁通代理

臨時陸軍建築部事務官山田保永

陸軍大臣子爵高島鞆之助殿

とする報告書⑤が提出された。

この報告を受けた陸軍省は内務省に対して受領の方向性を示した上で献納地の重要性を説明する文書を送付している。これを受けた内務省は同年十一月二十日付の陸軍大臣宛文書において、内務大臣名で長崎県へ内務省訓令として了承した文書が同日付で発せられたことを報告している。

以上の経緯を経て第一回目の大村男爵家による陸軍への土地献納は完了しているが、注視すべきは「大村連隊区司令部」に対する敷地献納という部分である。つまり、歩兵第四十六連隊や歩兵第五十五連隊といった個別の連隊ではなく、連隊区司令部となっている点である。

この連隊区というものは陸軍軍管区の中で区分されたものの一つで、長崎県全体の徴兵・召集・在郷軍人会に関する事務を掌握する司令部のことであり、元々は明治二十一年（一八八八）の大隊区司令部条例に基づいて設置された長崎大隊区であったものが管轄区域が変更され、明治二十九年四月の連隊区司令部条例によって大村連隊区に改組され設置されたものである。それと時を合わせるように同年に大村男爵家からの土地献納願が提出されたのは余りにも時期を合わせたものであり、元々何らかの接触が陸軍と大村男爵家の間で存在していたことが推測される。

この大村連隊区司令部は同年十一月に新築庁舎に移転しており、そうした時期的な点から考えても鳥嶼地域の多い長崎県での軍事関係事務の処理の観点から県央地域への設置を陸軍は希望し、それに伴って土地を探し、その結果として大村男爵家に接触し、大村男爵家から土地献納を申し入れた形としたのではないかと推測される。

この大村男爵家による土地献納が進められていたのと時期を同じくして、陸軍は大村での土地買収も開始した。このことは防衛省防衛研究所蔵史料からもうかがうことができる。つまり、

大村ニ於ケル兵営敷地等買収之儀ニ付伺

長崎県東彼杵郡西大村乾馬場郷

一 民有地段別拾五町壹段五畝拾七步

此買収価額金壹万參千百九拾五円九錢

右本年度ニ於テ要スル兵營衛戍病院排水開設道路等ノ敷地トシテ民有土地買収致度候間至急御許可相成度別紙書類相添此段相伺候也

明治二十九年八月廿九日

臨時陸軍建築部長代理

臨時陸軍建築部副部長男爵野田豁通

陸軍大臣侯爵大山巖殿

との伺い(6)からも分かるように、兵營敷地の買収が開始され、同年末には、

大村ニ於ケル練兵場其他ノ敷地買収致度儀ニ付伺

長崎県東彼杵郡西大村諏訪郷字中野百三十三番外四筆及並松郷字上錢壺二百九拾番外八筆

一 民有地段別四段壹畝歩 旅団司令部敷地

此買収価額金貳百七拾參円拾貳錢四厘

同郡同村内

一 官有道路敷段別壹畝壹歩八合

同郡同村諏訪郷字中野百三十七番外百六拾貳筆

一 民有地段別拾五町壹段貳畝參歩 外畦畔八歩練兵場敷地

此買収価額金八千八百貳拾四円六拾八錢八厘

同郡同村内

一 官有道路敷段別壹段九畝貳拾九歩八合



同郡同村並松郷字植松下七百二十七番口外拾八筆

一 民有地段別九段壹畝拾七步 作業場敷地

此買収価額金四百七拾貳円壹厘

同郡同村内

一 官有道路敷段別貳拾貳歩

同郡同村武部郷字三城千二百五十七番第一外拾貳筆

一 民有地段別五段貳畝拾參歩 埋葬地用

此買収価額金參百円拾七錢七厘

右本年度ニ於テ要スル大村練兵場其他ノ敷地トシテ官有地ハ所轄官省ヨリ讓受ケ民有地ハ土地買収致度候間至急御許可相成度別紙書類相添此段相伺候也

明治廿九年十二月十六日

臨時陸軍建築部長男爵野田豁通

陸軍大臣子爵高島鞆之助殿

追テ本文官有道路受領ニ対シテハ代道路新設セサル儀当該県知事ト協議済ニ付此段副申候也  
との伺い(う)と合わせて、

大村ニ於ケル射撃場敷地買収致度儀ニ付伺

長崎県東彼杵郡西大村池田郷字タブノ木原十八番外九拾貳筆

一 民有地段別六町九段九畝拾九歩

此買収価額金六千七百拾四円六拾銭貳厘

同郡同村内

一 官有道水路敷段別參段貳拾四步七合四勺

右本年度ニ於テ要スル大村射撃場敷地トシテ官有地ハ所轄官省ヨリ讓受ケ民有地ハ土地買収致度候間至急御許可相成度別紙書類相添此段相伺候也

明治廿九年十二月十六日

臨時陸軍建築部長男爵野田豁通

陸軍大臣子爵高島鞆之助殿

追テ変更道水路新設ノ儀ハ別紙図面掛紙之通當該県知事ト協議済ニ付工事竣功ノ上ハ返附致度又図面中薄紫着色ノ部分ハ県庁ノ協議ニ応シ買収調査中ニ付別ニ可伺出此段副申候也

といった伺い(8)が出され、翌年には買収が完了した旨が陸軍省に報告されている。この結果、大村では一挙に陸軍用地が増加し、兵舎建築工事などが随時開始されることとなった。

以上のことから考えれば、大村男爵家による第一回目土地献納の検討と同時期に大村での陸軍による土地買収・確保が顕著となつていった事実を見ることが出来る。この背景には佐世保や長崎といった二大軍事拠点の防衛の観点も含まれていた、と考えられるが、大村男爵家からの土地献納という一事によつて陸軍が旧藩主一族である大村男爵家からの土地献納により大村の地主など、地元の協力が得られ易くなるのではないかと判断した点も陸軍の大村進出決定の一助となつたのではないかと推測される。

それでは、前述した大村男爵家による二度目の土地献納はどのような形で実施されたのか、ということになるが、

二度目は最初の場合とは異なり、当初から条件も無く、比較的スムーズな形で進行していった。この献納は明治三十三年（一九〇〇）一月に長崎県から陸軍省へ発せられた上申書に端を発している。この上申は、

民有地献納願ノ義上申

県下東彼杵郡大村ニ於ケル民有原野反別拾貳歩大村連隊区司令部敷地トシテ献納ノ義東京府華族大村武純ヨリ別紙ノ通り願出候間進達致候也

明治三十三年一月二十九日

長崎県知事 服部 一三

陸軍大臣子爵桂 太郎 殿

という内容(9)であり、この長崎県からの上申を受け、陸軍省は前回の献納時と同様に調査を実施し、陸軍大臣に対して、

献納地適否調査ノ儀ニ付上申

東京府華族大村武純ヨリ地所献納之件ニ付送乙第三〇九号ヲ以テ移牒ニ依リ逐調査候処右ハ大村連隊区司令部并戸敷トシテ適當ノモノニ有之候条別紙図面及書類ヲ付シ此段及上申候也

明治三十三年三月二日

臨時陸軍建築部長原田良太郎

陸軍大臣子爵桂太郎殿

とする調査結果(10)を報告するに至った。この報告に基づいて陸軍省は陸軍大臣名で内務省に照会し、同年三月十七日付の内務省文書において内務大臣名で陸軍大臣に対して敷地献納の件を了承し、同日付で長崎県への連絡と訓令を発し、二回目の土地献納が完了した。

大村男爵家からの陸軍への土地献納によって陸軍は大村に確固たる土地を確保するに至った。この一連の土地献納

によって大村連隊区司令部が設置され、長崎県全体の軍事事務処理体制が整ったことで、明治三十年（一八九七）九月に歩兵第四十六連隊が熊本から移転するに至った。これ以降、複数の連隊が大村で創設されていく。この点から考えれば旧藩主一族からの土地献納が大村と陸軍との関係を強くさせる契機となり、後述する軍都建設を志向する流れを生んだとも言える。

その一方、軍による大村進出が決定し、連隊創設や軍施設が大村に配置されていくに従い、大村において軍主導の都市計画ともいふべき

事案が見られるようになった。いわば軍による大村周辺の整備事業であり、これらのインフラ整備に伴う大村への人口流入、その人口流入による商業の発展といったことが大村周辺で顕著に見られるようになった。この軍による大村周辺の整備事業の一つが、

#### 大村射撃場附属変換道路敷買取報告

本年七月九日参第三五九号御指令ニ基キ大村射撃場附属変換道路敷トシテ長崎県東彼杵郡西大村池田郷字中道外  
宅ケ字ノ民有地ヲ買取シ受授結了候條此段及報告候也

明治三十一年十月十三日

臨時陸軍建築部長男爵野田豁通

陸軍大臣子爵桂 太郎殿

といった文書⑪に見られるように、軍が大村の一部土地を買収し、軍が利用し易い道路建設などを軍の予算によって実施したこと⑫である。

こうした陸軍との関係の始まりは大村にとっては未知のものであり、予期せぬ事態が発生することもあった。それ



写真3-2 大村連隊区司令部跡石碑  
(大村公園内)

が顕著となったのが日露戦争前後から明治末期にかけて発生した歩兵第四十六連隊射撃場付近の地主からの土地買収要請であった。

その要請とは明治三十六年（一九〇三）頃から長崎県などに陳情を行っていたものであったが、日露戦争の勃発、協議済の事項に対する予算問題などで棚上げになっていた。そのため明治四十五年（一九一〇）二月に改めて地主たちの陳情を受け、上部への陳情が行われたことで正式に動き出していた。それは、

歩兵第四十六連隊附属射撃場附近危険ノ地所御買収願ノ儀ニ付副申

今般歩兵第四十六連隊附属射撃場附近危険ノ地所御買収方ニ付地主拾五名ヨリ願書提出ニ依リ取調候処願意ノ通事実相違無之候条特別ノ御詮議ヲ以テ御買収被成下度此段副申候也

明治四十五年二月七日

長崎県東彼杵郡西大村長飯笹元治

陸軍大臣男爵石本新六殿

歩兵第四十六連隊附属射撃場附近民有地買上願ニ付副申

県下東彼杵郡西大村〇〇〇〇外十四名ヨリ歩兵第四十六連隊附属射撃場附近ニ於ケル民有地買上ノ義別紙ノ通り出願ニ付調査候処該地ハ流弾ノタメ樹木ヲ折傷セラレ其ノ成育ヲ妨害セラル、ノ程度ハ甚シカラサルモノト認め得共其ノ位置タル射塚ニ近接セルヲ以テ危険ノ虞有之加之射撃日数ハ年中大部分ニ涉リ候タメ地主等ニ於テハ出入ノ自由ヲ失シ伐採其他作業上不尠困難ヲ感シ居リ且其ノ被害ハ永久ニ渉ル義ニシテ情状憫諒スヘキモノト相認候條特ニ御詮議ノ上買収相成候様致度此段副申候也

明治四十五年二月十七日

長崎県知事安藤謙介

陸軍大臣男爵石本新六殿

というもの(13)であつた。問題となつた土地は地主たちの請願書の中に添付された地所明細書によれば、黒ヶ谷・山ノ神・玉ノ川などの山林の合計「参町八反七畝廿七歩」と原野の合計「九畝貳拾歩」というもの(14)であつた。この問題解決に向け、前述の西大村・長崎県の両自治体の本格的な上申を契機として一気に動き始め、陸軍省本省が歩兵第四十六連隊を所管する第十八師団に対して、

第十八師団経理部へ御達案

歩兵第四十六連隊附属射撃場避弾地トシテ別紙調査及図面ノ地区ニ於テ金貳千円ヲ目途トシ民有地買収ノ上図書ヲ添へ報告スヘシ

追テ本経費ハ四十四年度管繕費新営費工兵作業場及避弾土塁敷地買収ノ目ニ増額ス

理由

本件ノ土地ハ数年前ヨリ屢々買収ヲ出願シ居ルモノナルモ財源ノ關係上今日迄実施セラレサリシモノナリ然ルニ先般別紙ノ通出願シ来レルノミナラス師団ニ於テモ教育上其ノ買収ヲ必要トシ今回経理部長上京ノ機ヲ以テ実施方ヲ要求セルニ依リ財源ヲ繰合セ之ヲ買収スルコトトセリ

とする命令書(15)を発送したことで、実質的に買収が現実のものとなつた。第十八師団はこれに基づいて動き始め、地主との買収交渉を開始した。

ただし、我々の考える一般的な買収交渉とは異なり、地主側が購入して欲しいと長年に亘つて陳情していた事案であり、既に過去には一旦買収が現実のものとなりつつあつたものの、予算不足のために実施されなかつた経緯があり、既に買収価格は下交渉済という事情もあつたためか、買収交渉はスムーズに進み、長崎県が上申書を陸軍省に対して提出した二カ月程度後には早くも、



歩兵第四十六連隊附属射撃場附近民有地買上ノ件報告

明治四十五年四月十一日 第十八師団経理部長 井出 治

陸軍大臣男爵上原勇作殿

陸普第一〇〇五号ヲ以テ御達相成候歩兵第四十六連隊附属射撃場避弾地別紙調書ノ通り買収致候條図書相添工及報告候也

とする報告①が陸軍省に提出されている。ただし、この書類の中にある添付されたとある図書は存在が確認できず、予定価格として計上されていた二〇〇〇円で可能なものとなったのか、個別の買取価格などの諸情報是不明なままであるが、第十八師団から予算不足などの報告が陸軍省本省になされていない点から予定価格内で買収は完了したものと考えられる。

また、前述したものは別に一部書籍などで明治二十九年（一八九六）九月②開庁とされる、歩兵第二十三旅団司令部（西大村）については、防衛省防衛研究所蔵史料によれば、その建物落成は明治三十一年（二八九八）十月二十一日付の文書で報告されている。

このような動きに加え、時期的には大村武純による第一回目の土地献納の後となるが、連隊創設に当たって憲兵の創設も必要となった点についても、大村男爵家からの土地献納の影響もあつてか、住民からの憲兵屯所用地とんじょうちの土地献納願が長崎県を通じて明治三十年（一八九七）十一月二日付で陸軍省に提出されている。その長崎県からの提出書類によれば献納地（東彼杵郡大村町本町三百八十七番）は「四畝二十歩③」であつた。これに基づいて陸軍省は直ちに調査を開始し、

大村憲兵屯所敷地献納之義ニ付上申

長崎県東彼杵郡大村町〇〇〇外三名ヨリ憲兵屯所敷地トシテ土地献納出願ニ付送乙第三八〇三号移牒之趣取調候処右出願地ハ該屯所敷地トシテ目下買収伺出之地所ニ接続シ最モ必要ト被存候間別紙書類相添此段及上申候也

明治三十年十二月九日

臨時陸軍建築部長男爵野田豁通

陸軍大臣子爵高島鞆之助殿

とする報告書①を陸軍大臣に提出し、陸軍としては是非とも受領したい土地であることを訴えている。ただし、この献納地は地種組替（山林から宅地へ、官有地から民有地などの土地種目の変更）を要する土地であったため、陸軍省は内務省に対して通常の受領の照会とともに地種組替の照会も実施し、同年十二月二十一日に内務大臣名で陸軍大臣に対し、地種組替と受領の件を了解した旨、同日付で長崎県への連絡及び訓令を發したことを連絡している。ただ、この献納によって憲兵隊が大村に設置されたか、といえはそうではなく、既に明治二十九年十月には第六憲兵隊長崎屯所に隣接する土地であったことが理解できる。

本項で取り上げた以外にも、創設された連隊用の兵舎増築なども実施されていたが、それは連隊敷地内での出来事であるため、本項では紹介しない。しかし、本項で紹介した陸軍連隊の創設、それに絡む土地献納及び土地買収、次項以降で紹介する航空隊や航空廠の設立に伴う土地買収及び接収といった事実によって着実に軍は大村に根付き、強固な関係を構築していったと考えられる。

## 二 大村編成連隊

前項では大村に陸軍が進出する契機となった大村男爵家による土地献納、民間人の土地献納、陸軍による土地買収といった事実を述べたが、本項では



写真3-3 陸軍歩兵第四十六連隊兵舎 鬼瓦  
(大村市立史料館所蔵)

大村に於ける陸軍歩兵連隊について述べていく。

ただし、連隊に関する情報は大部分が戦闘情報であり、本書の性格から主要な略歴のみを記すこととするが、その始まりは連隊において最も重要視された「軍旗（連隊旗）」の天皇からの親授を基本とする。これは陸海軍の大元帥である天皇自身の手で親授される軍旗自体が天皇の分身と位置付けられて神聖視され、完全に軍旗が消失しない限り、どれほど激しい傷みがあるかと再親授されなかったこと、そうした傷みの激しい軍旗ほど連隊の勇猛さを示す象徴として尊崇されたことに由来している。そのため、基本的にはこの軍旗親授式をもって連隊の始まりと位置付けることとする。

加えて一般的に大村連隊として位置付けられていても、それらは大村を補充兵担任部隊所在地とするだけで、太平洋戦争中に編成された連隊の一部には外地で編成されたものを含んでいる。そのため、これらを含めた上で各連隊の情報について記す。

○歩兵第四十六連隊略歴	○歩兵第四十六連隊歴代連隊長
明治二十九年（一八九六）九月 熊本で編成。	河野通好大佐 明治二十九年（一八九六）十月八日、
明治三十年（一八九七）六月十日 熊本から長崎県大村（放虎原）に移駐。	明治三十年（一八九七）四月八日、
明治三十一年（一八九八）三月二十四日 軍旗親授式を挙行（軍旗の親授）。	中村寛大佐 明治三十年四月八日、
明治三十六年（一九〇三）	吉田清一大佐 明治三十一年（一八九八）十月一日、
第八師団（熊本）から第十二師団（久留米）へと所属変更。	明治三十一年十一月一日、
明治三十七年（一九〇四）二月十六日	明治三十二年（一八九九）二月七日
日露戦争参戦（朝鮮半島上陸後、九龍城橋頭、紅沙嶺、奉天などを	遠山規方中佐 明治三十二年二月七日、
	明治三十五年（一九〇二）一月二十日
	※ 在職中の明治三十二年八月二十六日に大佐に昇進。
	平井正衛中佐 明治三十五年二月二十日、

転戦。

明治四十一年（一九〇八）

第十二師団（久留米）から第十八師団（久留米）へと所属変更。

大正三年（一九一四）九月一日

青島攻囲戦（第一次世界大戦Ⅱ）日独戦争 参戦。

大正十四年（一九二五）五月一日

第十八師団（久留米）から第十二師団（久留米）へと所属変更。

昭和七年（一九三二）二月五日

一部大隊を第一次上海事変に参加させる。

昭和十一年（一九三六）四月十四日

満州での治安維持の為に渡満。

昭和十二年（一九三七）四月

黒龍江省林口県に移駐。

同年十二月

牡丹江省穆稜に移駐。

昭和十三年（一九三七）六月

牡丹江省東寧石門子附近に移駐。

昭和十六年（一九四一）七月

十六、三十一日、関東軍特種演習に参加。

※昭和十六年度陸軍動員計画細則に基づいて秘密保持のために

「満州第一〇八部隊」という通称号が付けられる。

昭和十九年（一九四四）十一月

台湾への移駐が決定（これに伴って通称号も「剣八七〇五」に変更）。

昭和二十年（一九四五）一月二十五日

台湾への移動中の第三大隊を乗せた馬来丸が鹿児島県枕崎沖で米潜水艦の攻撃で沈没。第二大隊を乗せたくらいど丸も台湾海峡で米潜水艦の攻撃で沈没。生存者は台湾到着後に高雄・岡山地区の警備を

担当。

同年八月十五日

明治四十年（一九〇七）二月二十六日

※在職中の明治三十六年（一九〇三）四月六日に大佐に昇進。

竹下平作中佐 明治四十年二月二十六日、

明治四十一年（一九〇七）十二月二十日

※在職中の明治四十年十一月十三日に大佐に昇進。

大島新大佐 明治四十一年十二月二十日、

明治四十三年（一九〇九）七月十七日

鶴見虎太大佐 明治四十三年七月十七日、

大正三年（一九一四）一月二十日

磯部昌朔大佐 大正三年一月二十日、

大正七年（一九一八）七月二十三日

大村純英大佐 大正七年七月二十三日、

大正十二年（一九三三）八月五日

伊丹喜和次大佐 大正十二年八月五日、

大正十三年（一九二四）十二月十四日

香椎浩平大佐 大正十三年十二月十四日、

大正十五年（一九二六）三月一日

佐藤二郎大佐 大正十五年三月一日、

昭和三年（一九一八）八月九日

秋川正義大佐 昭和三年八月九日、昭和五年（一九一〇）三月五日

沢木元雄大佐 昭和五年三月五日、昭和七年（一九一三）八月七日

平野助九郎大佐 昭和七年八月七日、昭和九年（一九一四）三月四日

間崎信夫大佐 昭和九年三月四日、

昭和十年（一九一五）三月十四日

田尻利雄大佐 昭和十年三月十四日、

昭和十二年（一九一七）二月二十八日

藤堂高英大佐 昭和十二年二月二十八日、

昭和十三年（一九一八）七月十四日

北島卓美大佐 昭和十三年七月十四日、



同年五月一日

宇垣三成陸軍大臣による軍縮によって連隊が廃止となり、解散する。

昭和十二年（一九三七）九月十六日

大村で連隊を編成、軍旗親授式を挙行（佐賀連隊の軍旗を再下賜）。

同年十月九日

日中戦争参戦のために門司を出航。

同年十一月五日

杭州湾上陸作戦に参加。

昭和十三年（一九三八）十月十二日

白那士湾に上陸（以後転戦し、広東占領作戦に参加。更に翁源・海南島・福州方面に転戦）。

昭和十六年（一九四一）

昭和十六年度陸軍動員計画令細則に基づいて菊八九〇二との通称が付けられる。

昭和十七年（一九四二）一月

マレー半島コタバルに移動し、マレー攻略戦に参加。

同年一月

シンガポール攻略戦に参加。

同年四月

ビルマ作戦に参加し、ピンナマ・マンダレー攻略作戦などを担当。

昭和十八年（一九四三）十月

フーコンで米支軍を迎撃。五カ月後、カマインへ撤退。

昭和十九年（一九四四）十二月

第五十六師団の指揮下でレド公路遮断任務を担当。以後、翌年二月

までナミュー・アンカン・ナンパツカを転戦。

昭和二十年（一九四五）三月、八月

マンダレー・シッターンで英印軍と戦闘（メイクテラ奪還作戦）。

同年八月十五日

ラングーン東方で終戦を迎える。

須田実大佐

大正十二年（一九二三）八月五日

大正十二年八月五日、

大正十四年（一九二四）五月一日

野副昌徳大佐

昭和十二年（一九三七）九月二十日、

昭和十三年（一九三八）十二月九日

昭和十三年十二月九日、

昭和十四年（一九三九）十月一日

昭和十四年十月一日、

昭和十五年（一九四〇）七月十六日

昭和十五年七月十六日、

昭和十六年（一九四一）七月三日

昭和十六年七月三日、

昭和十八年（一九四三）六月九日

昭和十八年六月九日、

同年九月二十八日

※在職中の九月二十八日に戦死。

山崎四郎大佐

昭和十八年九月二十八日、

昭和二十年（一九四五）八月十五日



昭和二十一年（一九四六）七月二十六日  
広島県宇品に上陸復員。

○歩兵第百四十六連隊略歴

昭和十五年（一九四〇）九月二十七日

大村で編成後、軍旗拝受。

※所属師団は第五十六師団（久留米）。

昭和十六年（一九四一）十月

混成第五十六歩兵団（兵団長・坂口静夫少将の名を取って坂口支隊とも呼ばれた）が編成され、その基幹部隊（通称は龍六七三五）となる。

同年十一月十八日

門司を出航。パラオ島ロールに上陸。

同年十二月十七日

フィリピン・ミンダナオ島ダバオとホロ島攻略のため、パラオを出航。

同年十二月二十三日

ダバオに上陸し、米比軍と交戦。

同年十二月二十四日

ホロ島を占領。

昭和十七年（一九四二）一月九日

ボルネオ・タラカン島で蘭軍と交戦。

同年一月二十五日

ボルネオ中部・バリックパン占領。

同年二月十一日

ボルネオ南部・バンゼルマシン占領。

同年三月一日

ジャワ北部・クラガンに上陸。

同年三月八日

○歩兵第百四十六連隊歴代連隊長

山本恭四郎大佐

昭和十五年（一九四〇）八月一日～

昭和十七年（一九四二）三月二十七日

今岡宗四郎大佐

昭和十七年三月二十七日～

昭和二十年（一九四五）八月十五日

チラチャップ占領。

同年四月

ビルマ・ラングーンに移動。同月末に第五十六師団に復帰し、以後は北ビルマ及び雲南方面各地を転戦し、連隊の一部は拉<sup>ちん</sup>孟<sup>ちやう</sup>守備隊として玉砕。

昭和二十年（一九四五）八月十五日

ビルマ・シャン州で終戦を迎える。

昭和二十一年（一九四六）五月二十四日

バンコクを出航し、広島県大竹に上陸復員。

#### ○歩兵第百八十八連隊略歴

昭和十九年（一九四四）四月二十六日

大村で編成（同日軍旗拝受）。

※所属師団は第八十六師団（久留木）。

※通称は積一五一〇三。

同年八月二十七日

鹿児島県指宿で防衛任務を担当。

昭和二十年（一九四五）三月二十九日

大隅半島で防衛警備任務を担当。

同年八月十五日

鹿児島県志布志で終戦を迎える。

#### ○歩兵第百八十八連隊歴代連隊長

石井元良大佐

昭和十九年（一九四四）四月二十六日

昭和二十年（一九四五）八月十五日

○歩兵第二百四十七連隊略歴

昭和十九年（一九四四）八月十七日

満州・理春で編成（同日軍旗拝受。閩島地区の警備任務を担当。

※所属師団は第百十二師団（久留米）。

※通称は公一〇三三五。

※満州で編成されたが、補充担任部隊所在地は大村とされたため、一般的には大村編成連隊として位置付けられている。

昭和二十年（一九四五）八月十五日

同年八月九日のソ連参戦後、防衛に徹していたが、後退し、延吉で終戦を迎えた。

○歩兵第二百四十七連隊歴代連隊長

西崎逸雄大佐

昭和十九年（一九四四）八月十七日

昭和二十年（一九四五）八月十五日

○歩兵第二百九十三連隊略歴

昭和二十年（一九四五）三月二十八日

朝鮮半島・大邱で編成（同日軍旗拝受。濟州島での防衛任務を担当。

※所属師団は第九十六師団（福岡）。

※通称は玄二〇〇四。

※朝鮮で編成されたが、補充担任部隊所在地は大村とされたため、一般的には大村編成連隊として位置付けられている。

同年八月十五日

濟州島で終戦を迎える。

○歩兵第二百九十三連隊歴代連隊長

越智鶴吉大佐

昭和二十年（一九四五）三月二十八日

同年八月十五日

<p>○歩兵第二百九十四連隊略歴</p> <p>昭和二十年（一九四五）三月二十八日 朝鮮半島・大邱で編成（同日軍旗拝受）。濟州島での防衛任務を担当。 ※所属師団は第九十六師団（福岡）。 ※通称は玄二〇〇五。 ※朝鮮で編成されたが、補充担任部隊所在地は大村とされたため、一般的には大村編成連隊として位置付けられている。 同年八月十五日 濟州島で終戦を迎える。</p>	<p>○歩兵第二百九十四連隊歴代連隊長</p> <p>菊池安一大佐 昭和二十年（一九四五）三月二十八日 同年八月十五日</p>
<p>○歩兵第四百五十四連隊略歴</p> <p>昭和二十年（一九四五）五月五日 大村で編成（同日軍旗拝受）。九州南部の防衛任務を担当。 ※所属師団は第五百十六師団（久留米）。 ※通称は護西二二八〇四。 同年八月十五日 宮崎県八紘台<sup>やましろ</sup>付近で終戦を迎える。</p>	<p>○歩兵第四百五十四連隊歴代連隊長</p> <p>秋富勝次郎大佐 昭和二十年（一九四五）五月五日 同年八月十五日</p>
<p>○歩兵第五百十八連隊略歴</p> <p>昭和二十年（一九四五）六月十一日 大村で連隊を編成し、軍旗を拝受。九州南部の防衛任務を担当。 ※所属師団は第二百十二師団（久留米）。 ※通称は菊地三二六〇五。 同年八月十五日 宮崎県都農<sup>つのも</sup>で終戦を迎える。</p>	<p>○歩兵第五百十八連隊歴代連隊長</p> <p>松倉民雄大佐 昭和二十年（一九四五）六月十一日 同年八月十五日</p>

○歩兵第三百六十連隊

昭和二十年（一九四五）七月二十三日

大村で連隊を編成し、軍旗を拝受。九州西部の防衛任務を担当。

※所属師団は第三十二師団（久留米）。

※通称は千歳三二六二四。

同年八月十五日

佐賀県・呼子で終戦を迎える。

○歩兵第三百六十連隊歴代連隊長

大塚正博大佐 昭和二十年（一九四五）七月二十三日～

同年八月十五日

以上が大村で編成ないし大村を補充担任部隊所在地とした連隊の諸情報②である。これら各連隊の諸情報を見ても分かるように、激戦地に投入された連隊に所属していた者の中には未だその遺骨が帰還していない戦死者も存在する。

また、毎年三月二十四日（歩兵第四十六連隊に軍旗が親授された日）に歩兵第四十六連隊の関係者と陸上自衛隊大村駐屯地の協力によって「軍旗なき軍旗祭」が陸上自衛隊大村駐屯地（歩兵第四十六連隊本部跡地）で現在まで挙行されており、かつての陸軍と大村とのつながりを現在に伝えている。

（徳永武将）



写真3-4 歩兵第四十六連隊跡石碑（陸上自衛隊大村駐屯地内）



写真3-5 馬来丸戦没者慰霊碑（鹿児島県南さつま市）（馬来丸戦没者慰霊奉賛会編『久志湾は深し』馬来丸戦没者慰霊奉賛会、1995年 5頁から）



写真3-6 大村駅における出征歩兵第四十六連隊(絵葉書)  
(福岡県福津市 平和祈念戦史資料館設立準備室所蔵)



写真3-7 大村市での軍旗祭の様子(毎年3月24日に陸上自衛隊大村駐屯地内で開催)

註

- (1) 埼玉県から陸軍省に対して提出された請願については「埼玉県に連隊設置の請願の件」(防衛省防衛研究所蔵 陸軍省―大日記甲輯―S15―8―35)で確認することができる。
- (2) 「大村連隊区司令部敷地献納の件」(防衛省防衛研究所蔵 陸軍省―壹大日記―M29―11―14)
- (3)～(5) 前掲註(2)
- (6) 「臨時建築部より大村兵営敷地買収の件」(防衛省防衛研究所蔵 陸軍省―参大日記―M29―9―49)
- (7) 「臨時建築部より大村に於ける練兵場等敷地買収の件」(防衛省防衛研究所蔵 陸軍省―参大日記―M30―5―46)
- (8) 「臨時建築部より大村射撃場敷地買収の件」(防衛省防衛研究所蔵 陸軍省―参大日記―M30―1―42)
- (9) 「民有地献納願の件」(防衛省防衛研究所蔵 陸軍省―壹大日記―M33―3―5)



- (10) 前掲註(9)  
 「大村射撃場附属交換道路敷買収報告」(防衛省防衛研究所所蔵 陸軍省一雑 M31-8-96)  
 本文内で引用した以外にも「臨建より大村兵営外道水路敷地買収の件」(防衛省防衛研究所所蔵 陸軍省一参大日記-M30-1-1-52)などで明治三一年(一八九八)の事案を見る事ができる。
- (11) 「歩兵第46連隊附属射撃場附近民有地買上の件」(防衛省防衛研究所所蔵 陸軍省一参大日記之輯-I-1-2-15)  
 (12) 前掲註(10)
- (13) 第二十一海軍航空廠殉職者慰霊塔奉賛会編『放虎原は語る』(大村市 一九九〇) 四三頁
- (14) 「憲兵屯所敷地買収の件」(防衛省防衛研究所所蔵 陸軍省一壹大日記-M30-1-2-16)  
 (15) 前掲註(18)
- (16) 前掲註(17) 四五頁にはこの時期に開設された、との記述があるが「第23旅団司令部其他工事落成の件」(防衛省防衛研究所所蔵 陸軍省一雑 M31-8-96)によれば「第六憲兵隊福岡分隊首部及屯所並二同長崎分隊大村町屯所」は明治三十一年(一八九八)十月二十一日に落成報告がなされているため、注意を要する。また、前掲註(1)や、松井保男「日露戦争と大村一歩兵第四十六連隊を中心に」(大村史談会編『大村史談』第四十四号 大村史談会 一九九三)などに旅団司令部、衛戍病院、憲兵屯所などに関する記述、歩兵第四十六連隊の熊本からの大村への移動経路などの記述が見られるが、出典元の記載がなく、どこからの引用か、証言なのか不明な点が多かったため、本稿では引用せず、紹介するに留めておく。
- (17) 連隊の諸情報については、椎野八束編『別冊歴史読本 第24(123)号 地域別 日本陸軍連隊総覧』(新人物往来社 一九九〇)、椎野八束編『別冊歴史読本 第50(347)号 太平洋戦争師団戦史』(新人物往来社 一九九六)、椎野八束編『別冊歴史読本 第12(309)号 日本陸軍総覧』(新人物往来社 一九九五)、ノールベル書房編集部編『陸軍郷土歩兵連隊』(写真集 わが連隊)ノールベル書房 一九七八)、池田一秀編『大日本帝国軍隊』(研秀出版 一九七九)、帝国連隊史刊行会編『歩兵第五十五連隊史』(帝国連隊史刊行会 一九三二)、歩一四六戦友会連隊史編集委員会編『思い出』(歩一四六戦友会連隊史編集委員会 一九八九)、外山 操編『陸海軍将官人事総覧陸軍編』(近代日本軍事組織・人事資料総覧)『芙蓉書房 一九八二)、馬来丸戦没者慰霊奉賛会編『久志湾は深し』(馬来丸戦没者慰霊奉賛会 一九九五)といった書籍を参考にして作成した。

## 第三節 海軍と大村

### 一 海軍航空隊の創設と拡張

海軍航空隊の創設は当初段階においては急務の事案というよりも、第一次世界大戦中に登場した新兵器である航空機を日本でも導入し、先進国の後塵を拝することのないようにした、という程度にすぎなかった。これは航空機の当初の使用が従来の目視に頼っていた偵察任務を拡大するために用いられた面が強く、兵器ではあるものの戦闘中に使用するものではなく、第一次世界大戦において一部爆弾投擲ようちまや毒ガス散布などを実施した例からも分かるように、本格的な陸上戦闘前に使用する兵器にすぎなかったためである。

こうした航空機が置かれていた状況は、大正元年（一九一二年）秋に「横須賀軍港追浜海岸に四万坪の土地を選定し、その敷地内に格納庫一棟を建設したのが最初であって、ファルマン式水偵、カーチス式水偵が海岸から発着して飛行訓練に従事した①」ことを見ても明らかであり、このような局地的な航空機配置はいわば実質的な導入に向けた実験的要素が強かった。

こうした新兵器である航空機の日本における本格的な導入、つまりは航空隊として日本各地にその配備が開始されたのは大正五年（一九一六年）四月一日に施行された「海軍航空隊令」及び「海軍航空隊規則」に基づいて横須賀海軍航空隊が開隊されたことに端を発している。これ以後、各地に海軍航空隊が設置・開隊されていくこととなるが、実際には飛行場などの設備が整っていくのに複数年を要する場合もあり、開隊とともに即行動が開始された、という訳ではないことは注意すべきである。こうした海軍航空隊拡充計画が推進されていく中、大村も早期に航空隊設置・開隊が計画された。このことは大正九年（一九二〇年）十一月に佐世保鎮守府から海軍省に提出された、

◎本史料以降、重要と思われる部分に傍線を引いた。

大村湾陸上飛行場ノ件

標記ノ件ニ付本年八月軍務機密第四五四号御照会ノ趣了承調査ノ結果別紙三案ノ設備計画及予算見積相添及回答候也

追テ御指定ノ第二候補地ハ其俣調査セルモ第一候補地ハ大川田海岸碇繫場ヲ取入レノ必要及今津部落ヲ回避スル目的ニテ御指定ヨリ多少北方ヘ撰定調査ス又大川田部落ハ案外人家モ少ナク買収ニ多額ノ費用ヲ要セザル見込ニ付第一案トシテ調査セリ為念

航空隊兵舎、庁舎其他ノ建物概算調査ハ追テ提出ノ筈

#### 大村湾航空隊設備工事説明

#### 位置

一位置ハ長崎県東彼杵郡鉄道九州線沿道松原駅ト大村駅トノ中間ニシテ第一候補地ハ竹松村字今津附近海岸ニ面シタル処ニテ第二候補地ハ之ニ隣シタル西大村字古賀崎附近一帯ノ地トス

一第一候補地域ヲ第一案ト第二案ノ二類ニ分カツ

第一案ハ字大川田一円ヲ買収シ沿海長サヲ延長シ第二案ハ大川田一郷ノ買収ヲ見合セタルモノナリ

#### 地勢

一候補地ハ佐世保軍港附近ニ於ケル唯一ノ広原ニシテ南北九千米突東西三千米突高低約三十米突ノ緩傾斜盤ニ属シ地種ハ主トシテ田畑ニシテ丘陵等ノ障害ヲ有セズ背面ハ多良嶽ノ高山ニ望ムト雖モ此附近ノ地勢ハ概シテ広濶ナル処ナリ

土地買収、建物移転



写真3-8 大村航空隊工事 (防衛省防衛研究所所蔵)

一 第一候補地第二候補地トモ土地ハ多クハ畑地ニシテ田地ノ部分ハ比較的少ナク第二候補地ハ鱈山、古賀崎、森園ノ部落ヲ包含スルニヨリ建物ノ移転料ニ多額ヲ要ス第一候補地ハ今津、部落ハ殆ンド僅少ノ買収ニテ足レリ  
大川田部落ノ建物買収ヲ要スト雖モ第二候補地ニ比シテハ小額ナリ

## 諸 工 事

二三案トモ敷地々均ハ畑地ノ畦畔一二尺ノ高低ヲ平均シ周圍道路側ニ下水ヲ新設ス尚飛行場内ニ縦横ノ盲目暗渠ヲ設ケ雨水ノ排除ヲナス、道路ハ海岸ヨリ東ニ向ツテ巾八間幹線ヲ設ケ柵外ノ周圍並ニ構内ニ巾四間ノ道路ヲ設ケ自動車ノ運転ニ便ニス

防波堤ハ西風ハ箕島ノ影ニテ比較的微弱ナルニ依リ北風ヲ防グタメ突堤ヲナスモノニシテ突堤上ヲ通路トシ湾内ハ小蒸氣ノ碇繫場トシ棧橋ヨリ上陸スルモノトス

没漑海底最大干潮面以下十二尺ノ深度ヲ保タシムルモノニテ防波堤圈内トス

水道、此広原一帯地下ハ砂利質ニシテ約三間ノ地下ニハ井戸水湧出ス又郡川ヲ水源トシ字坂口或ハ小路口ヨリ引水シ鉄管ニヨリ水道工事ヲ施ス事ヲ得ベシト雖モ大村歩兵第四六連隊ニテハ鑽井法ヲ採用シツ、アリ故ニ本計画モ之レト同様ノ鑽井法ヲ簡易ト認メ計上シタルモノナリ

電燈ハ此附近ニ会社経営ノモノ点燈中ナルニヨリ之ヲ使用セントス又電話ハ佐世保ヨリ川棚迄ハ鎮守府所屬ノ電話既設中ニ付之ヨリ分岐シテ延長シタルモノナリ

との書類②を見れば理解できる。これを受けた海軍省は同年十二月二十五日付の佐世保鎮守府建築部長宛の文書で「本件ハ地域宏大ニシテ在来住民ノ産業生活ニモ影響ヲ及ホス次第ニ有之候ヘバ買収着手前県当局ト充分御協議ノ上其諒解ヲ得却々ニヨリケハ買収方全部県ニ委託相成モ差支無之③」との意見を付している。

しかし、この事業は海軍省が懸念したとおり、地元住民の一部による反対意見も存在していたことが大正十年（一

九二二)三月二日の海軍次官及び海軍軍務局長に対する、

海軍飛行場敷地買収ニ関シ地主等ノ言動ノ件

(一月二十六日 中第一二五号参照)

海軍飛行場候補敷地タル長崎県東彼杵郡竹松村ニ於テ土地買収価格ヲ竹松村役場ニ於テ佐世保海軍建築部長外一名及長崎県庁土木課長東彼杵郡長ノ立会ニテ二月十九日地主ノ来場ヲ求メ発表シタル状況左ノ如シ

一、田畑一反歩二付 最高八百九十両  
最低七百四十両

二、畑地一反歩二付 最高七百四十両  
最低三百四十両

三、家屋移転料一坪二付二十円

四、墓地移転料一個二付三円

右発表価格ニ付一般被買収者ハ價格安価ナリトテ不服ヲ唱へ右價格ニテハ買収ニ応セストテ紛糾中ナルカ之カ不服ノ理由トシテ地主側ノ言動左ノ如シ

一、竹松村附近ニ於テハ海軍飛行場建設ノ噂アルト共ニ地価暴騰シ畑地一反歩二付最低一千円トナリタル状況ニシテ買収価格ニテハ到底買収ニ応スル能ハス若シ之ニ応センカ自己所有ノ土地ニ反歩ヲ買収セラレ漸ク一反歩ヲ購入シ得ルニ過キスト

二、竹松村附近ニテハ交換的ニ土地ヲ求ムルヲ得サルヲ以テ壯者ハ他ニ就職スルモ老幼者ハ就職スルコト能ハサルナリ況ンヤ土地ヲ所有セス従来借地借家等ニ依リ他人ノ土地ヲ小作シ以テ生活シタル者ハ此際職ヲ失ヒ生活ニ支障ヲ来スコトナルヘシ

三、祖先伝来ノ土地家屋ヲ買収セラレ何処ニテ何レノ職ニ就職スヘキヤ等ニ就キ心痛シ其地ヲ去ルヲ嫌フ者多カルヘシ如何ニ国家事業トテモ従来所有ノ土地ノ三分一位ニ減セラレタシ所有ノ土地僅少ノ者ハ今後ノ生計ニ支障ヲ来スヘキヲ以テ右價格ニテハ買収ニ応スル能ハス

四、買収者側ヨリ買収サレタル土地ト同一ノ面積ノ土地ヲ交換的ニ提供スルノ契約ナラハ右価格ニテ買収ニ応スルモ然ラサル限り該価格ニテハ買収ニ応セス

五、建築部長一行ハ附近将来ノ發展上所有者ハ無価提供ノ申込アルヘキ筈ナリト論スモ一般地主ハ将来土地ノ發展ヲ予期シ無価提供スル地方アラハ同地方ニ建設シ貫ヒ竹松村附近建設ハ取消シ貫ヒタシ

右ノ如キ状況ニシテ地主側ハ強行ナル態度ニテ容易ニ契約書ニ調印セス為ニ進行ヲ阻害シツツアルモ当事者ニ於テ極力之レカ解決ニ付キ交渉中ナリ

(終)

との内報書類(4)から見る事ができるが、これについてはメモ書きながら同書類の最後にこの報告は最初の話であるため、結果として海軍側が主導して本問題の解決に動いていたことを示している。

これを受けた海軍側は大正十年(一九二一)三月三日付で佐世保海軍建築部長から海軍建築本部第一部長に対して、

大村航空隊用地買収ノ件

本件ニ関シ曩キニ買収経過ヲ本部長へ及報告置候処其後地主側ニ於テモ稍々緩和シ予定価格ニテ買収ニ応諾スベキ大体傾向ニ有之候然ルニ家屋、物件ノ移転ハ移転実施後ニ非ラザレバ移転料ヲ交附ス可カラザル制規ナリト雖モ資産乏シキ家主ニハ此際移転料ノ幾分ヲ前渡シ移転完了後ニ残額全部ヲ下渡為スハ立退者ノ迷惑ヲ減シ用地買収上大ニ便利ヲ得ル義ト存候是等ノ取扱方ニ付他ニ実例モ有之候ハバ御指示相煩度

右 照 会 ス

との伺い(5)を提出し、その対応策のひとつを披露している。では当初は計画自体を白紙に戻して欲しいとまで主張していた地主<sup>11</sup>住民側が如何にして本計画に合意し、買収が完了していったのか、ということとなるが、その過程を知る上で有用な史料がある。その史料とは、

大正十年四月一日 東彼杵郡長一瀬勝三郎

佐世保鎮守府司令長官財部彪殿

官有地払下願ニ関シ御援助出願ニ付副申

郡内竹松村長ヨリ其筋ニ対シ官有地払下ノ儀出願ニ付特ニ閣下ノ御援助ヲ蒙リ度別紙嘆願書提出候ニ付取調候処右ハ這般海軍航空場ノ御用地トシテ同村内ニ於テ數拾萬坪ノ土地御買取相成候結果多數農業者ニ於テ耕作スヘキ土地ヲ失ヒタルノミナラス住家ヲ移転スヘキ宅地ヲモ之ヲ得ルニ由ナク非常ノ困難ニ陥ルニ至リ之等救済ニ就テハ村内有志ノ者ト共ニ日夜焦慮百方力ヲ尽シ其ノ代地ヲ得セシムコトニ努メ或ハ開墾ニ適スル土地ヲモ搜索スル等種々考究致居候得共既ニ耕作スヘキ畑地ニ於テ全村ノ約四分ノ一ノ面積ヲ縮小スル為ニ村内及ヒ其ノ附近村落ニ在テモ容易ニ代地ヲ得ス会々之レアルモ斯ル折柄ナルカ為メニ価格甚タシク暴騰シテ値上ケタル土地代価ノ二倍ヲ費スモ之ヲ得ル由ナキ状態ナルカ故ニ些少ノ土地ト雖モ購入ニ堪ヘサル現状ニ有之事情誠ニ憫然ニシテ黙止難ク候処幸附近ニ農商務省所管ノ官有地即チ別紙出願ノ箇所有之素ヨリ其筋御所用中ニシテ払下御詮議ノ困難ナル場所柄トハ認メ候得共其他ニ適応ノ手段ナキヨリ村ニ於テ右官有地ノ払下ケヲ受ケ代地ヲ得サルモノノ内最モ困難ナルモノノ為ニ底廉ナル価格ヲ以テ之ヲ適當ニ分配供給セントスルモノニ有之右等ノ事情ヨリ特別御詮議ヲ情願シタル次第ニ有之從テ右詮議ノ上ニ於テ特ニ閣下ノ御援助ヲ蒙リ度特ニ嘆願致タル儀ニ有之候條事情御酌取ノ上御採納相成候様致度副申候也

歎願書

今回当村内ニ佐世保海軍鎮守府ヨリ航空隊用地トシテ約三十万坪(宅地、田畑、山林、原野、雜種地、溜池、墓地ヲ合シテ)買取セラル、コトニ相成同用地内ノ居住者ニシテ他ニ移轉ヲナスモノ三十六戸ニ及ヒ素ヨリ農家ナルカ故ニ該地所ヲ買取セラル、以上ハ一時非常ナル生産力ヲ減スルノミナラス周囲ノ土地ハ勿論村内一般ノ地所ハ用地買取価格ヨリモ六、七割以上ノ騰貴ヲ来シ到底適當ナル移転地ヲ容易ニ購求シ得サルノ状態ニシテ困却罷在候ニ就テハ幸ヒ当村内ニハ農商務省ニ属スル官有地有之候ニ付同地ハ之等救済ノ策トシテ払下ヲ仰クヘク別紙



申請書其筋へ提出致置候條事情御洞察ノ上特ニ私下許可ノ運ニ至ル様御援助アランコト一偏ニ歎願致候也

大正十年三月二日 東彼杵郡竹松村長森鶴太郎

佐世保海軍鎮守府司令長官財部彪殿

という内容の史料⑥である。こうした切実な訴えを勘案した佐世保鎮守府は直ちにその対策を考える必要を感じ、住民に対してその対策（農商務省との折衝）を約束し、住民からの合意を取り付けるに至った。そのことは大正十年四月八日に佐世保鎮守府から海軍省に対して提出された、

佐世保航空隊大村飛行場用地買収ノ件

本件ニ関シテハ曩キニ佐建機密第四五号ヲ以テ及報告置候処其後遂ニ円満ナル協定ノ下ニ訓令予算以内ニテ左記価格ニ依リ全部買収ノ承諾書ヲ徴シ目下土地所有権登記囑託中ニシテ家屋

ハ已ニ其一部ヲ移転シ益木モ亦目下移植中ニ有之候

右重ネテ報告ス

記

六三一、五〇〇、〇〇〇 訓令予算額

内

六〇四、九二九、四一〇 買収総経費

内 訳

五三五、二七四、一四〇 土地買収費

五一、二九七、八五〇 家屋移転料

一八、三五七、四二〇 益木移転料

買収実測面積 参拾萬壹千六百貳坪三合五勺



写真3-9 大村航空隊 (海上自衛隊鹿屋航空基地史料館提供)



○土地ノ部

田	一町九反五畝十四歩
畑	八拾五町壹反四畝廿五歩
宅地	七千六百十八坪七号八勺
山林	三町二十三歩
原野	八畝十一歩
雑植地	十二歩
溜池	二十歩
墓地	二反六畝一歩
合計	九十三町十四歩

此所有者 二百十七人

○家屋移転ノ部

本家	三十八戸
附属家共	二百六十七棟
外物件共	所有者 五十二人

○益木移転ノ部

樹木	七萬四千五百三十四本
所有者	百三十四人

右ノ外石堤等ニ対シ支出スベキ追加補償費ヲ要シ目下調査中ナルガ合計千円以内ナルベシ  
という史料②から見て取れる。しかし、この同意・承諾の背景には海軍側による住民への約束、つまり前述した農

商務省管理地の払下げ要求への対応があつたことは言うまでもなく、佐世保鎮守府も積極的に海軍省本省に対して同問題への対策を促していた。これに対して大正十年四月十二日に海軍省本省は佐世保鎮守府に対し、

農商務省所管官有地払下願ニ関スル件

佐鎮第二二〇号ノ二ヲ以テ貴鎮參謀長ヨリ軍務局長宛御依頼ノ本件ニ関シテハ霞ヶ浦飛行場用地買収ノ際同一ノ問題有之候ニ付當時ノ顛末左記ノ通り御参考迄

右通知ス

霞ヶ浦用地買収区域内ノ住民ハ全部農民ナリシヲ以テ之レガ移転地ノ問題起リ県当局ヨリ海軍ニ支障アリタルニ付県土木課長ト共ニ農商務省山林局ヲ訪ヒ交渉ノ結果

1. 国防事業ナレバ出来ル丈ケ尽力ス

2. 要存置林ハ払下出来ズ払下セントセバ先以テ閣議要請ノ上不要存置林ニ組換ヘタル後ニアラザレバ払下出来ズ然レ共右ノ手續ハ他ノ林野ト共ニ行フ為メ約一ヶ年ノ期間ヲ要スルニ付至急ノ間ニ合ハズ依テ一先ツ貸下ノ手續ヲ為シ然レ後除口ニ不要存置林ニ組換ノ手續ヲ為サバ可ラズ

3. 不要存置林ナレバ希望通り払下可能

4. 2、3、ニ関シテ何レノ土地ヲ希望セラル、ヤ其希望地ガ果シテ貸下又ハ払下可能ナルヤ否ヤハ管轄大林区署ニ於テ充分調査ヲ要スルニ付先ツ県庁ニ於テ希望地ヲ撰定シテ管轄大林区署ト協議セラレ度シ

5. 大林区署トノ協議纏レバ県庁ヨリ上申セラレ度シ

右方針ニヨリ茨城県庁ニ於テハ適当ノ地域ヲ撰定シタル結果不要存置林中ニハ耕作適地ナキ為メ要存置林中開墾適地ヲ一時貸下ヲ受クルコトハ大林区署ト協議ヲ纏メ移転者中實際該地域ニ転住ヲ希望スル者ニ対シテノミ貸下ノ手續ヲ了セリ

尚貸下及払下ニ関シテハ対貸、対売ニヨリ利益ヲ獲得セントスル者アリ又之レヲ使曠スル者アリ貸下又ハ払下

希望者ノ資格撰定ニ関シテハ県庁ニ於テハ非常ニ共慮セラレタル模様ナリ

要スルニ移転地ノ問題ハ県民ノ生活問題トシテ表向キノ手續ハ県庁ガ大林区署ト協議ノ上進行スベキモノニシテ海軍ハ内務ニ於テ之レガ促進ニ尽力スル立場ニ有之候

との文書(8)を發し、官有地の払下げ問題について、県民の生活問題として長崎県が同問題について主導し、海軍はその側面支援をすべきであり、これと同様の事案は霞ヶ浦飛行場建設時にも存在した、とする助言を行っている。これを受けた佐世保鎮守府は直ちに長崎県と折衝し、その結果、この問題(官有地払下げ)に対して長崎県も解決に向けた動きを本格化させていった。このことは大正十年四月十八日の、

#### 官有地払下願ニ関スル件

本件ニ付キ建本第七九〇号御通知ノ趣ヲ承右ハ長崎県知事上京中農商務省ニツキ山林局長及目下會議中ノ所管大林区署長等ト協議ノ結果地元ヨリ出願ノ官有山林中反別一町四反歩ノ払下ヲ為ス事ニ内定致候趣同知事ヨリ聞知致候立退者全部ノ移転地積トシテハ尚不足ヲ感ズル義ニ候得共兎ニ角是ニ依テ地元出願ノ希望ニ対スル一部ノ目的ヲ達シ大ニ融和ヲ得タル事ト被認候間御含置相成度

追テ土地買収済登記ハ本日迄二百十七名中六名ヲ残存シ他ハ全部登記ヲ了シ家屋モ亦本件解決ノ上ハ遅クモ七月頃迄ニハ全部移転スベキモノト思料セラレ候間為念申置候

#### 右 報 告 ス

との佐世保鎮守府から海軍省への文書(9)から確認することができる。この後の動きについては書類が存在せず、どのように推移したのかは不明であるが、地元住民の希望も勘案した計画どおりに進み、買収は完了したと推測される。以上の経緯で大村における飛行場用地の確保に成功した海軍は早速に飛行場施設などの建設に取り掛かっていった。この計画は前述した一連の土地買収交渉が成功したと考えられる時期から僅か数ヶ月後から開始されている。このことは大正十年六月十八日の佐世保鎮守府から海軍省に対する、

佐世保航空隊大村飛行場仮設備ニ関スル件

本件仮設備方別紙要領書及概算書添付本府司令官ヨリ上申相成候処右ハ用地買収費ノ残額ヲ以テ差当リ工事着手方御話ノ次第モ有之候得共右残額ハ僅カニ貳萬四千円余ニシテ如何トモ實施難致候ニ付右御含ミノ上可然御配慮ヲ得度為念

右 申 報 ス

別 紙 要 領 書 貳 式 葉 添

追テ本件施設ニ関シ金子当航空隊司令不日出省ノ筈ニ付其際委細御聞取相成度申添候

佐世保航空隊大村飛行場仮設備工所要領書

一、本設備ハ総テ簡易ヲ旨トシ建物ハ木造ニシテ用材ハ概シテ丸太及ビ押角材ヲ使用シ他日永久的設備ヲ為ス場  
合ハ夫々他ニ利用ノ目的ヲ以テ設計ス

一、仮兵舎ハ差当リ兵員約貳百名ヲ収用スルモノニシテ銃架及ビ衣袋棚ノ室内設備ヲ為ス

一、仮庁舎兼治療室ハ一半ヲ庁舎ニ充テ准士官以上約貳拾名ノ用途トシ他ノ一半ヲ以テ応急治療室ニ充当スルモノトス

一、仮物置ハ一棟ヲ区画シテ被服庫、各科倉庫及ビ自動車庫ニ充当ス

一、本飛行場ハ陸上飛行機ノミナラズ水上飛行機ノ用ニ供シ得ル滑走台等ヲ設ク道路ハ国道ヨリ分岐シ飛行場入口迄參百貳拾四間ニ相当盛土ヲナシ片側縁石垣ヲ築キ砂利ヲ撒布ス

一、敷地々均シハ用地総面積ノ約三分ノ一二相当スル坪数ヲ高低不陸均シ「ローラー」曳キ締メ固メラナスモノトス

一、配水設備ハ丸太材ヲ以テ槽組立テ配水木桶ヲ備ヘ在来井戸ニ手働唧筒ヲ設備シ揚水ノ上配水鉄管ニテ兵舎其他ニ配給ス

一、仮滑走台ハ拾貳分ノ一ノ勾配ヲ附セル木造傾斜棧橋式ノモノトシ海岸ニ突出シテ設備ス  
一、沿岸何レモ遠浅ニシテ小蒸気ノ繫留ニ不便ナルニ依リ淺藻ヲナサズ海中ニ約參拾間木造棧橋ヲ設クルモノトス

との書類⑩で確認することができる。しかし、この書類のもう一つの添付資料である「佐世保航空隊大村飛行場仮設備工事概算書」については、工事価格や構造、具体的な用材の種類などが列記されているにすぎないため引用しないが、この概算書によれば、この時、工事を予定していた設備としては仮兵舎、仮兵舎附属便所及び洗面所、仮兵舎附属賄所及び浴室、仮庁舎兼治療室、仮庁舎兼治療室附属渡廊下、仮物置、番兵塔、仮機関工場発動機調整場運転台鍛冶工場、仮ガソリン倉庫、道路開削、敷地々均、仮配水装置、仮滑走台、仮棧橋、電話線、幹支電燈線であった。これらの工事については海軍大臣から佐世保鎮守府司令長官宛の「佐世保航空隊大村飛行場設備工事施工ノ件」と題する大正十年（一九二二）九月二十八日付の文書が確認⑪できるところから、この頃から本格的に大村飛行場に関係する工事が具体的に始まっていった、と考えられる。

以上の経緯を経て、大村飛行場の工事は開始され、正確な工事終了日は不明ながらも、翌大正十一年（一九二二）十二月一日に大村海軍航空隊は開隊となった。この大村海軍航空隊は大正五年（一九一六）四月一日に開隊された横須賀海軍航空隊、大正九年（一九二〇）十二月一日に開隊された佐世保海軍航空隊、大正十一年十一月一日に開隊された霞ヶ浦海軍航空隊に続き、海軍航空史上においても草創期に設営・開隊された重要な基地・航空隊であった。

しかし、大村海軍航空隊が開隊される時期には航空機の重要性が海軍内部で変化するに至る重大な出来事が起こっていた。それがワシントン、ロンドンと続く海軍軍縮時代の到来であった。このような動きが起こった背景としては第一次世界大戦後も続く軍拡、特に海軍軍備の拡充（アメリカにおけるダニエルズ・プランや日本における八八艦隊

計画など)が国家予算を圧迫するようになり、このまま各国が無制限に軍備拡充を続けていけば国家経済破綻による世界経済にも影響を与える事態も想定される状況に陥ったことであった。これを受け、ハーディング米大統領の提唱により(第一次世界大戦)戦勝国五カ国で軍縮を實行し、各国の軍拡競争に歯止めをかけようと、大正十年十一月〜大正十一年二月の期間にアメリカ・ワシントンに日米英仏伊の五カ国が集まり、会議を開催し、保有艦の総排水量比率などについて協議を持つこととなった。この時、アメリカなどは保有艦比率を米及び英、日、仏及び伊で五二・一、七五とする案を提出した。これに対して日本側の一部、特に海軍の一部から反対の声があがった。例えばワシントン会議全権委員主席随員であった加藤寛治海軍中将などは日記に「大臣と抗争す。⑫」として加藤友三郎海軍大臣に同案への反対の態度を表明し、この案について「日本の将来如何嗟歎。⑬」と嘆いた上で「日米間に戦争起ころぬと云ふ保証なき限り、米国案の如く妥協する能はず。⑭」との強い思いを日記で吐露している。

しかしながら結果としてワシントン海軍軍縮条約は加藤友三郎海軍大臣などの後押しもあって成立する運びとなった。この時、軍縮条約とともに四カ国条約、九カ国条約の締結、日英同盟解消も合わせて決定され、世界は一応軍縮時代へと入ることとなった。このワシントン海軍軍縮条約には日本の希望であった太平洋における日本本土並びに日本本土に近接した島嶼以外の領土における軍事施設の今以上の要塞化の禁止条項も入っており、日本への配慮もなされていた。

しかし、ワシントン海軍軍縮条約は主力艦の保有制限などに留めただけであり、実質はその他の補助艦の建造など各国海軍は別の方法での軍拡を模索することとなり、その一つとして航空機も大きな技術革新の時代へと入っていく



写真3-10 大正十三年二月時点の大村航空隊(工場及び倉庫)  
(防衛省防衛研究所所蔵)

こととなるが、未だ各国海軍に於ける航空機は補助兵器の立場から出るものではなく、主力兵器たるべきものと認識された訳ではなかった。

そうした状況が大きく変化したのが昭和初期に再び行われた海軍軍縮会議であった。前述のワシントン海軍軍縮会議（軍縮条約）に続き、昭和二年（一九二七）六月～八月の期間に実施されたジュネーブ会議であった。この会議はクーリッジ米大統領の提唱で始まったもので、ワシントン会議で議題外（未解決）のままとなり、その後から軍拡競争が発生していた補助艦についての規制を主目的としてスイス・ジュネーブに集結して行われた会議であった。しかし、この会議では米英の意見が対立したことで流会する運びとなり、補助艦の規制は進展しなかった。

しかし、各国が補助艦の規制に躍起になっていたことは事実であり、国家財政健全化の観点から政界では長らくの懸案事項となっていた。これを受け、マクトナルド英首相の提言により昭和五年（一九三〇）一月～四月の期間にロンドンに米英日仏伊の五カ国代表が集まり、補助艦の保有量制限に関わる会議が開催されることとなった。この時もワシントン海軍軍縮条約と同様の比率が提示されたが、これに対して日本は海軍側、特にワシントン会議でも反対意見を述べ、この時は海軍軍令部長となっていた加藤寛治大将ら海軍軍令部の反対は強硬なものがあった。しかし、浜口雄幸首相をはじめとする内閣側は財政健全化のためには海軍軍縮が必要と感じており、海軍側とは大きく意見が乖離している状況にあった。加藤は日記に「浜口は再考すと云ひしも当てにならず。」<sup>(15)</sup>と記し、海軍側は政府（特に浜口雄幸首相）が表面上は反対しつつも実際には条約を批准するのではないかと、との疑念を抱いていたことを示唆している。

ただ、実際には米側から対米七割の要求に近い六割九分七厘五毛という限りなく七割に近い妥協案を引き出せていたこともあり、海軍全体として見れば、米英との対立要素を減ずる意味でも条約を批准すべきであるとする流れに傾きつつあった。ただ、二度に亘る軍縮条約で要求の七割が通らない、ということとは仮想敵国を米国としてきた日本、とりわけ海軍（陸軍の仮想敵国はロシア＝ソ連）にとつては重大事であり、簡単に容認できる内容ではないとして、



政府及び条約賛成派を厳しく糾弾する事態となった。特に海軍部内では前述の意見に加えて（日本の）国際的立場の悪化を懸念して「条約批准（締結）やむなし」とする態度の海軍省（条約派）と「国防上及び将来への懸念から絶対反対」とする軍令部（艦隊派）の対立が目を追って激化した。とりわけ艦隊派の中心人物であった前出の加藤寛治は日本海軍の象徴的存在となっていた東郷平八郎元帥や伏見宮博恭王大将など大物・皇族を立て、徹底して条約派及び海軍省側に圧力を掛けていった。

しかし、財政健全化のために緊縮財政を志向していた浜口内閣は英米強調の観点から条約調印もやむなしとする財部べいぶ・彪海軍大臣と共に昭和十年（一九三五）十月二日に同条約の批准を決定した。艦隊派の怒りは頂点に達し、激昂する世論を背景にこの条約の批准に対して帝国憲法第十一条の「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」とする統帥権を持ち出し、統帥権の保持者たる天皇の許可を得ずに統帥に関わる条約を批准することは統帥権の干犯（＝憲法違反）であるという論調を張るに至った。これは議会でも尾を引き、海軍部内においても後々までしこりを残す一大事件となった。例えば、艦隊派ないしそれに近い人物といわれた大角岑生海軍大将による「大角人事」と呼ばれた条約派の大規模予備役編入などはその顕著な例である。

このような海軍部内の条約受入れの是非を巡る対立は当然ながら軍備・軍制の面においても後々までしこりを残す対立を海軍部内に生じさせることとなった。つまり、海軍の主兵器は条約によって制限されたが、従来どおり海軍の主力を艦隊の拡充によって求める一派と新たな兵器を導入・拡充することで海軍の主力を担わせようとする一派の誕生であった。

艦隊拡充を海軍の本道とする一派は、海軍における決戦はあくまで日露戦争時の日本海海戦のような艦隊決戦＝戦艦の主砲の有無が勝敗を決めるという考えであり、彼らは大艦巨砲主義者とも呼ばれ、海軍部内でも主流派の立場として太平洋戦争まで影響を与えることとなり、後の大和・武蔵といった大戦艦の建造にまで発展することとなる。一方、条約によって実際に艦船（軍艦）が制限された中で対列強国における日本海軍としての優位性を維持するために



は航空機という新兵器に着目し、これの技術革新・大幅導入、これを運用する航空母艦（空母）などの充実を視野に入れるべきとする一派は航空主義者と呼ばれた。特に後者の代表的人物としてロンドン海軍縮小会議に次席随員として参加し、強硬に反対論を述べた山本五十六海軍少将などがいる。山本は帰国後、直ちに軍令部に掛け合い、限られた艦隊拡充計画を進めるよりは航空機の拡充を目指すべきと進言し、軍令部の理解を得て昭和五年（一九三〇）十二月に海軍航空本部技術部長に就任する。そして外国機の輸入と研究を主任務としていた日本海軍に国産機の開発と関係技術の革新を強力に押し進めていった。

とは言え、山本五十六の進言は軍令部に全面的に支持されたものというよりも、列強によって制限された中で艦競争の限界を補充するために暫定的に承認されたにすぎず、山本自身の本来の目的とは乖離した状態にあった。ただ、このような状況の変化によって日本における航空機事業は大幅に前進することになった。

この過程の中で大村海軍航空隊の立場についても大きく変化していくことになった。特に海軍航空隊の大幅な拡充を図る中、どのようにして搭乗員の育成・錬成を図るか、という点は航空隊の業務の中で最も重要視される形となった。ただ、未だ国産航空機の開発・増産体制は国内体制の未整備のために数年の期間を要するものであったため、まずは各地に設置されていた航空隊の拡充を図ることが急務として実施されることとなった。この動きは大村海軍航空隊でも顕著であり、ワシントン海軍縮小会議／ロンドン海軍縮小会議という軍縮の時代の到来によって航空機を重視する動きが徐々に強まっていく中で、施設の拡充などが実施されていくこととなった。

勿論、航空隊施設の拡充は軍縮を要因とするだけではなく、開隊以来の運用によって不備が発見されたための改善といった部分も含まれてはいるが、これが認められた背景には軍縮という面があった



写真3-11 山本五十六  
(近代日本人の肖像webページから)

と推測されるため、ここでまとめて列記することとした。

このようにして航空機の価値が海軍部内で高まっていたことに比例して、前述したように大村海軍航空隊でも拡張の機運が高まり、実施されていくに至った。この大村海軍航空隊の拡張については佐世保鎮守府司令長官から海軍大臣宛に出された昭和三年（一九二八）十一月五日以降の文書で具体的に確認することができる。

これらの事情を背景とした大村海軍航空隊の拡張は昭和三年十一月五日の「大村航空隊飛行機甲板発着訓練場用地」及び「大村航空隊飛行機甲板発着訓練場通路用地」としての土地買収が西大村及び竹松村で完了した旨の通知がなされたことからその端緒をうかがうことができる。この書類によれば東彼杵郡西大村で一万二四三六・八四坪（実測坪数一万五三三六坪）が三万九七七七、一五円で昭和二年（一九二七）十月四日～昭和三年十月二十五日の期間で買収されており、東彼杵郡竹松村で二六一一、八四坪（実測坪数二六一八坪）が六五四六、八八円で昭和三年二月十五日までに買収された事実を見る<sup>16</sup>ことができる。この土地買収に際して海軍側は航空隊に関する事業の情報が漏洩すること、つまりは新兵器としての航空機関連事業の拡充を軍事機密としてその漏洩に細心の注意を払っていたことが、

#### 口座名ニ関スル件

国有財産ノ整理口座名トシテハ具体化過キルモノト認ムルヲ以テ丁度上京中ノ佐建部長ニ打合せ本名称ハ部内ニ於ケル實際ノ使用名称トシ財産整理上ハ従来ノ大村飛行場ヲ大村航空隊第一区トシ本件口座名ヲ大村航空隊第二区並大村航空隊第二区通路ト訂正スルコトニセリ

十二月三日

建築局

との付箋<sup>17</sup>から見ることができる。

これを受けた海軍省は大臣名で大蔵大臣に対して昭和三年十二月二十六日付で「大村航空隊飛行訓練上必要ニ付及買入候<sup>18</sup>」として報告している。

この土地買収を受けた海軍省・佐世保鎮守府は大村海軍航空隊の拡張に向けた工事を開始することとなった。この

拡張工事の一つとして佐世保鎮守府が計画し、海軍省に上申したのが防波堤などの新設工事であった。この計画は昭和六年（一九三二）四月二十七日の佐世保鎮守府からの海軍省に対する文書によれば、

大村航空隊船溜防波堤及ヒ滑走台新設ノ件上申

大村航空隊海岸ハ風波ノ際附近ニ適當ナル船艇ノ避難場所ナキ為止ムナク大村町船艇圍場ニ繫留シ船艇ノ保安ヲ計リツツアルモ不便ナルノミナラス斯クテハ災変等ノ場合機ヲ逸スル虞アルヲ以テ別図ノ位置ニ防波堤ヲ築造シ以テ船艇ノ保安ヲ計リ船艇使用上遺憾ナカラシムルト共ニ在来滑走台ハ船艇引揚場ニ利用シ別ニ是レニ代ユル滑走台ヲ新設致度是レカ経費取調候処別紙概算調書ノ通ニ有之候條本工事実施方特ニ御詮議相成度

追而本海面ハ去ル大正十三年十月三日官房第三〇一二号訓令ニ依リ漁業権拋棄補償料交付済ノ区域内ニ有之此ノ旨副申ス

というもの(19)であり、その工事の要領については、

大村航空隊船溜防波堤及滑走台新設計画要領説明書

当地方ニテハ北西風最モ多ク南風之ニ次グ由ツテ別図ノ通、南北防波堤ヲ計画セルモノナリ而シテ将来堤内ハ水深三米ニ淺濶シ長五十米ノ岸壁ヲ新設スルモノトス然ル上ハ在来滑走台ハ堤防内トナリテ其ノ使用不能トナルニ由リ新設ヲ要スベキ船艇引揚場二之ヲ用途変更ナシ更ニ堤外図示ノ位置ニ滑走台一ヶ所ヲ新設シ該滑走台ハ防波堤ノ工事ト同時ニ完成ノ必要アルモノナリ

とする添付書類(20)から読み取ることができ、この後、海軍省と佐世保鎮守府の間で複数回の照会・回答文書が取り交わされ、総額「拾九萬七千八百六拾円(21)」の工事実施が決定されたこととなった。

しかし、実際に工事を開始すると計画どおりにいかない部分が発生したことは想像に難くなく、昭和七年（一九三二）六月十八日には大村航空隊から佐世保鎮守府に対して、

船溜防波堤ニ関スル件上申

目下築造中ノ当隊船溜防波堤ハ約八〇「パーセント」出来致候処現計畫ニ於テハ船溜ノ南西隅約三十米間ハ防波堤ナキ為偏南風強キ時ハ波浪侵入シ来リ防波堤ノ効果尠キコト判明致候條別図ノ如ク該部ヲ防波堤ニテ閉塞方御詮議相成度

との上申書②が提出され、それを受けた佐世保鎮守府は同年七月十九日に海軍省に對し、

大村海軍航空隊船溜防波堤其ノ他新設工事要領變更ノ件上申

各年七月七日官房第二二五五号ヲ以テ訓令相成候首題工事ハ目下順調ニ進捗中ノ処左記理由ニ依リ防波堤ノ訓令要領ヲ別紙調書並位置図ノ通變更致度候條御詮議相成度

追而本件變更ヲナスモ既定予算ヲ以テ実施シ得ル見込ニツキ為念申添候

#### 理由

一、防波堤新設ニ於ケル既定計畫ハ南防波堤トノ中間ニ通路用トシテ約三十米ノ通路ヲ存置シタルモ其ノ後研究ノ結果偏南風ノ強キ場合ハ該通路ヨリ波浪侵入シ防波堤トシテノ効果尠キコト判明且ツ通路ハ他ノ一ヶ所ニテ充分ニ付此際之レヲ閉塞シ防波堤トナスヲ有利ト認ム

との上申書③が提出されている。この結果として「既定防波堤新設數量約三三七米ヲ約三六七米ニ變更④」するところが決定され、更に翌年以降も大村海軍航空隊の拡張は実施されていた。

昭和八年（一九三三）四月七日には佐世保鎮守府から海軍省に大村海軍航空隊拡張のための土地買入れの報告書が提出され、同年三月一日〜十七日の期間に西大村森園郷の土地「一〇二七、八五八坪⑤」の買収が完了した旨の報告がなされ、同年五月四日には海軍大臣から大藏大臣宛に長崎県東彼杵郡西大村森園郷の土地（買入土地の坪総量は前記と同様）が「大村海軍航空隊敷地トシテ必要ニ付及買入候⑥」として、総額「二四八二、〇四円⑦」で買入れされたとの報告がなされている。

これに加え、昭和九年（一九三四）八月二十七日には大村海軍航空隊司令から佐世保鎮守府司令長官に対し、

飛行場障害トナル民家移転ニ要スル補償金支出ニ関スル件具申

当隊飛行場北側中央海軍用地ニ隣接スル長崎県東彼杵竹松村南上郷八幡〇〇〇〇所有民家附属小屋共五棟建坪約四十五坪及其庭樹高サ約十五米ノ樟二本及雑木果樹ハ従来当隊飛行作業上障碍トナリ撤去方内々交渉中ノ処去八月十六日陸軍飛行第四連隊戦闘機来隊訓練中着陸ノ際右樹木ニ衝突大破幸ニ搭乗員ハ無事タリシ実例モアリ此ノ際至急撤去ヲ必要ト認メ交渉ノ結果右所有主ハ海軍ニテ可然移転料下付セラルル場合ハ移転及樹木伐採ニ同意致候條家屋移転料及樹木伐採保償トシテ金千式百式拾円ヲ以テ右障碍物撤去方至急御配慮ヲ得度

との意見具申(28)とともに、

屋敷坪数約二二〇坪位

本屋二四、五坪藁葺、畳十六枚敷

約三十年ヲ経過セル古家

小屋 二〇、五坪藁葺

益木 蜜柑、枇杷ノ十五、六年生ノモノ

約三十本位

其ノ他 樟、五、六十年生ノモノ二本

他ハ竹及椿、雑木

とする見取（調査部分を含む）図(29)が提出されている。これを受けた佐世保鎮守府は昭和九年（一九三四）九月二十

二日に海軍省に対し、

大村海軍航空隊飛行場附近民家移転ニ関スル件照会

今般本件ニ関シ別紙写ノ通大村海軍航空隊司令ヨリ本府長官ニ具申有之調査致候処本移転ハ必要ノモノト認メラレ其ノ所要経費ハ別紙概算調書ノ通ナルモ本年五月十四日官房機密第一一三五号訓令ニ係ル大村海軍航空隊兵舎其ノ他増設ノ内雑工事ノ記事中支障物解毀移転ノ次ニ「飛行場附近民家移転補償料其ノ他」ノ記事追記方御取計ヲ得バ本件移転補償料ヲ右訓令予算内ニテ交付シ得ル見込ニ付御調査ノ上何分ノ儀御回報相煩度との書類(30)を提出している。

ちなみに、この民家移転に関する補償料については、大村海軍航空隊が佐世保鎮守府に対して提出した意見具申の中に概算調書が存在している。その調書には詳細な数字が分類毎に列記されているが、総額部分だけを抽出すると、

金 壹仟貳百拾貳円四拾壹銭 概算額

内

金 七百四拾七円六銭 家屋移転料費

金 四百六拾五円参拾五銭 益木其他補償料費

というものであった。

このように大村海軍航空隊は開隊以来、日本海軍の置かれた事情もあって航空機の重要性が高まるのに比例するように拡張・充実していくこととなり、西日本でも屈指の規模となる海軍航空基地へと変貌し、東の霞ヶ浦海軍航空隊と比較しても同規模の日本海軍重要航空基地へと変化していった。

この経過とともに佐世保鎮守府内における大村海軍航空隊の重要性も必然的に高まっていくこととなり、その立場も佐世保鎮守府内で重視されていくこととなった。その証拠に昭和八年五月十九日に佐世保鎮守府は海軍省に対して、

佐世保、大村海軍航空隊相互間出張者ニ旅費減額支給ノ件上申

首題ノ件ニ関シテハ大正十三年官房第三四二九号ノ二及大正十四年官房第一四六四号ノ二御認許ニ依リ減額日当支給致居リ候処大村海軍航空隊内ニ軍需部飛行機倉庫ノ新設其ノ他諸種ノ關係ニ依リ両地間ノ旅行ヲ要スル事項著シク増加致候ニ就テハ左記ノ通減額旅費支給致度候條御認許相成度

## 記

一、佐世保、大村海軍航空隊相互出張者ニハ別表ニ依リ日当及宿泊料ヲ支給ス但隊内起臥ヲ為シタル場合ハ別表ニ依リ日額ヲ支給シ日当及宿泊料ヲ支給セズ

二、前号但書ノ場合ノ外目的地ニ到着ノ当日ヨリ起算シ六日目ヨリ海軍内国旅費規則第七表ノ日当及宿泊料ヲ支給ス但シ目的地地滞在中一時帰庁又ハ他ニ旅行シ目的地ニ帰着シタル当日ノ外日当ヲ支給セズ

三、目的地滞在中一時帰庁又ハ他ニ旅行ノ上帰著シタル場合ト雖モ前号ノ計算ヲ更新セズ但引続キ目的地ニ在ラザルコト三十日ヲ超ユルトキハ此ノ限ニ在ラズ

四、減額旅費ニ関シ他ニ規定アル場合其ノ旅費額ガ別表ニ依ル旅費額ヨリ小額ナルトキハ各当該規定ニ依ル

五、本減額旅費ハ昭和八年七月一日ヨリ之ヲ施行ス以後ノ給与ニ就キ適用ス

との上申書<sup>32</sup>が提出され、佐世保鎮守府と大村航空隊の關係が大村海軍航空隊開隊以後に徐々に強まり、大正期に想定していた交流よりも回数・頻度が上昇し、財政問題になっていたことが見て取れる。

この上申を受け、昭和八年六月十六日に海軍省経理局第二課長から佐世保海軍経理部第一課長に対して「佐世保大村海軍航空隊相互出張者ニ旅費減額支給ノ件照会<sup>33</sup>」とする文書が、同年六月二十日に佐世保海軍経理部第一課長から海軍省経理局第二課長に対して「佐世保大村海軍航空隊相互出張者ニ旅費減額支給ノ件回答<sup>34</sup>」とする文書のやり取りが行われ、佐世保鎮守府と海軍省の間で細部が詰められていった。この折衝を受けた海軍省は昭和八年（一九三三）六月二十八日に、



佐鎮第三一七号佐世保、大村海軍航空隊相互出張者ニ旅費減額支給ノ件認許ス

大正十三年官房第三四二九号ノ二及同十四年官房第一四六四号ノ二ハ本令施行ノ日ヨリ消滅ノ儀ト心得フベシ

(註) 大正十三年官房第三四二九号ノ二及同十四年官房第一四六四号ノ二ハ會計法規類集中卷四一二ノ三頁ニアリ

との決定(35)を実施している。

これら一連の書類などから勘案すれば、前述したように大村海軍航空隊が開隊した背景、開隊後、どのようにして規模が拡張していったのか、という経緯を理解することができる。

このように航空機の重要性の高まりとともに設置・拡張されていった大村海軍航空隊であるが、その一方で地元住民との問題も生じていた。それが時を経過して顕著となったために、

#### 嘆 願 書

往年大村海軍航空隊ノ設置セラルヤ当村ノ土地百余町歩ヲ買収セラレ大正十年度ヨリ右土地ニ対スル附加税賦課ノ資源ヲ失ヒ爾來約十年ニ及ヒ居リ候処直接村トシテノ苦痛ハ右税源ヲ失ヒタル程度ナルモ間接ニ於テハ別紙說明書ノ如ク小学校教員ノ充実校舍ノ完備道路ノ改修等其ノ他巨額ノ資ヲ投ジ村民ノ負担八年一年ニ増加シ居ルニ係ラス右土地ヨリノ生産一カ年約九万八千円ノ生産減少トナリ今ヤ村民ノ疲弊困憊其ノ極ニ達シ居ル有様ニテ現在ニテハ戸数約六百ニシテ耕地ハ田百五十町歩畑三百町ニ過ギズ之ヲ各戸ニ割当スレバ僅カニ田ニ反五畝歩畑五反歩ニシテ斯ル狭隘ナル土地ヲ耕シ其生産物ニ依リテ自己ノ生活ヲナシ同時ニ村民トシ公民トシテノ負担ヲナシ居ル次第ニ有之候ヘバ村民ノ苦痛ハ言語ニ絶シ今ニシテ此レガ救済ノ道ヲ講ゼズ此ノ俣ニ推移センカ早晩破産ノ悲運ニ陥ルハ明ナル処ニ有之候ヘバ何トカ御救済被成下度願願ニ不堪候

聞ク処ニ依レバ海軍助成金ハ海軍職工所在地ニアラザレバ御交附無之由ニテ致方無之モ大村海軍航空隊ニ於テ御



使用ニ相成居候ガソリンノ空缶空箱ヲ貧弱村御救済ノ思召ニテ当村へ御下附被成下候ハ、空箱ハ園芸品輸送用ニ使用シ空缶ハ種油其他油類ノ容器ニ充當シテ幾分ニテモ村民ノ負担ヲ軽減致シ度ト存シ候付右空缶空箱ハ特別ノ御詮議ヲ以テ年々当村へ御下附被下度切ニ奉憫願候  
右歎願書提出候也

昭和四年五月一日 長崎県東彼杵郡竹松村長 矢次熊雄

海軍大臣 岡田啓介殿

とする歎願書(36)が提出されるに至った。この嘆願書には、

説明書

別表海軍用地ニ関スル調査表(表3-1)ニ依レバ村附加税一カ年ニ付金四百三十九円五十八銭ノ歳入減トナリ大正十年年度ヨリ免税トナリタルニ依リ昭和四年度迄九カ年間ノ長キニ涉リ村トシテノ損失三千九百五十六円二十二銭ニ上リ之ヲ将来ニ見ルニ現政府政策実行セラレ地租委譲ノ暁ニ於テハ壹ケ年一千八百六十四円九銭ノ損害ヲ蒙ルニ至ルベシ

而シテ該用地ヨリ生ズル一カ年ノ生産額ハ大正九年度ニ於テ概算九万七千九百九十九円ノ額ニ上リ居ルニ係ラズ大正十年年度以降其生産ヲ得ル能ハザルノミナラズ負担ハ却テ増加シ村民ノ困難ハ累加スルノ結果ヲ招来セリ  
一部論者ハ曰ク該用地ハ最初相当ノ価格ニテ買取セラレタルモノナルニ依リ

表3-1 大村海軍航空隊用地ニ関スル調査表

計	墓地	溜池	雑種地	原野	山林	宅地	畑	田	地目	反別	筆数	地価	地租	県税	村税	概算年産額
1,210.100	11.001	10.000	10.000	12.000	13.000	14.000	15.000	16.000	反	6,600	13	1,210.100	110.100	111.100	112.000	1,719.000
1,210.100	11.001	10.000	10.000	12.000	13.000	14.000	15.000	16.000	反	6,600	13	1,210.100	110.100	111.100	112.000	1,719.000

【註】 大村海軍航空隊用地ニ関スル調査表から (防衛省防衛研究所所蔵)

村民トシテノ損害ハ毫モ顧慮スルノ要ナシト然リト雖モ更ラニ一步ヲ進メテ考察スレバ大ナル誤謬ヲ發見スルニ至ルベシ即チ該用地ガ私設ノ法人若クハ個人ニ於テ買収セラレタル場合ト雖相當ノ価格ヲ以テ買収セラル、ノミナラズ自治体トシテハ課税スルコトヲ得ベキモ当村ノ場合ノ如ク官有地トナリタル以上課税ノ余地ナク實ニ前示ノ如キ村財政上ノ欠陥ニ逢着スルノ余議ナキ結果ヲ見ルニ至レリ

直接蒙リタル苦痛ハ前述ノ程度ナルモ更ニ此レヲ間接ニ見ルニ航空隊設置以前ニ於テハ小学校モ二部教授等姑息ノ手段ヲ採リ教員數十一名ニシテ其ノ俸給平均月額五十三円ナリシモ航空隊設置セラレ軍人軍屬諸子ノ子弟ノ入學スルモノアルニ依リ之ガ教育ヲ為スニハ最善ノ努力ヲ為サザル可ラズトシテ大正十五年度ニ二万余円ヲ投ジテ六教室ノ校舍ヲ新築シ旧校舍ヲ移轉シ大正十一年度ヨリ教員ヲ十四名ニ増加シタリ而シテ昭和四年度ニハ更ニ教室増築ノ必要ニ迫リ居ルモ其ノ資源ナク教員ヲ十六名ニ増加シ俸給平均月額實ニ六十四円ヲ算シ郡内ニ於ケル最高ノ俸給ヲ支払ヒ居ル有様ナリ

今間接ニ蒙リタル費用ノ概算ヲ示セバ校舍費二万円増加教員俸給三名分平均月六十三円トシテ一カ年二千二百六十八円ニテ九カ年間二万四千二百円ノ額ニ上リ更ラニ教員ノ内容ヲ充實センガ為メ俸給ヲ増加シタル結果郡内ノ他町村ト比較シテ平均月額二円五十錢乃至三円ノ差アリ依テ今仮リニ二円五十錢ノ差額トシテ教員數十四名ニ付キ一カ年四百二十円トナリ九カ年間二千七百八十円ヲ加重負担シ居ル姿ナリ

又道路費トシテ二千余円ヲ投スル等其他小額ノ増加出費ニ就テハ殆ト枚挙ニ遑アラズ

斯クテ前ニ掲ゲタル増加負担ハ直接間接ヲ通ジ概算實ニ五万余円ノ巨額ニ上リ一戸平均負担ハ百円ヲ算スルニ至リ収入ハ一カ年約九万八千円ノ生産減トナリ戸數五、六百ノ貧弱村トシテハ今ヤ全ク困憊ノ極ニ陥リ居ルノミナラズ将来急施ヲ要スルハ避病舎ノ建設校舍ノ増築電信電話ノ架設等多々アリト雖モ其ノ資源全ク枯渴シ施スニ術ナク苦シ今ノ如クニシテ進マンカ遂ニ破産ノ窮地ニ陥ルハ瞭然タル事ニ可有之候扱テ特別ノ御詮議ニ依リ御救済被成下度歎願スル次第第二有之候

昭和四年五月一日

長崎県東彼杵郡竹松村長 矢次熊雄

とする調査表及び説明書<sup>37</sup>が添付されており、大村海軍航空隊の進出による土地買収に伴って危機的状況が生じたことをうかがわせている。これを受けた長崎県は昭和四年（一九二九）七月二十七日に海軍省に対して、

歎願書二関スル件

管下東彼杵郡竹松村ヨリ別紙ノ通歎願書提出有之候処右ハ大村海軍航空隊ニ於テ使用セラル、ガソリンノ空缶並空箱ノ下方ヲ歎願スルモノニ有之本村ノ実情ハ別紙理由書及説明書へ所載ノ如クニ有之事情止ムヲ得サルモノト被認候條特別ノ御詮議ヲ以テ願意御聴許相成候様致度此段副申及進達候也

との申し出<sup>38</sup>を行っている。

しかし、海軍側からの返答などがないうままに約二年が経過し、竹松村の困窮も一層増していった状況にあった。では何故、海軍側は動かなかったのか、これについて関係書類を詳細に見てみると、本件関係書類には同文の歎願書・説明書が複数添付されており、その中の一つの歎願書に海軍省軍務局による付箋が貼られていた。その付箋には、

本件ニ関シ直接矢次熊雄氏ニ面会事情ヲ聴キタルニ歎願書記載同様ノ陳情ナリシ故村蒙リタル損害ニ関シテハ認ムルモノ一方村トシテ受ケタル補償モアリ又受ケツ、アル利益モ相当大ナルモノアルベキヲ以テ多少ノ損害ハ忍ブヲ要スルモノナキヤ又 助成金、空箱下附等ハ何レモ法規上ハ不可能ノ事ニ属スルモノニ付一応拒否スルヨリ外ナシ尚佐世保鎮守府ニ於テ実地調査ノ上意見ヲ徴スル事ニ致スベシト申述ベ帰シタリ。 桑折局員

との内容<sup>39</sup>が記されており、海軍側としては既に補償金や助成金を支払っている状態であるため、詳細な調査が必要であると考えていたことが理解できる。更に別の説明書の最後部分には矢次熊雄の名刺とともに、衆議院議員佐々木平次郎、（長崎）県会議員岩永藤樹の三枚の名刺が添付されており、前出の議員二名の名刺には「海軍省 松本参与官殿（佐々木平次郎名刺）」、「松本海軍参与官閣下（岩永藤樹名刺）」との文言<sup>40</sup>とともに推薦文及び口添え文が添え

られており、海軍側の姿勢に対して竹松村側が政治家に働き掛け、県を動かし、海軍側に問題認識と解決を求めようとした経緯を見ることができると。

ただ、このような政治家の働き掛け（口利き）も直ぐに効果は出なかった。そのために長崎県から昭和六年（一九三二）二月十二日に海軍省に対して、

歎願書二関スル件

管下東彼杵郡竹松村ヨリ大村海軍航空隊ニ於テ使用後ノ「ガソリン」空缶空箱ノ払下方歎願ニ付昭和四年七月二十七日日本号ヲ以テ副申及進達置候処右ハ至急何分ノ御詮議相煩度

とする再度の上申(41)が行われるに至った。

これを受けた海軍側は省内での協議を進め、長崎県に対して同年四月二十七日に、

歎願書二関スル件回答

昭和四年五月一日附東彼杵郡竹松村ヨリ出願ノ本件ニ関シ貴知事ヨリ本年二月十二日附四地第一〇二〇号ヲ以テ

御照会ノ趣了承、本件歎願ノ御趣旨ニ就テハ佐世保経理部へモ通牒致置候条御了知相成度候

との回答(42)を行っている。

この一連の流れは、航空隊という大規模施設の創設によって地元自治体及び住民の生活に変化が生じたことを想像させるに十分な史料である。そしてこうした各種の問題の処理を地元自治体・県・海軍が実行していった結果、軍都を志向する雰囲気が大村の中で醸成され、新たな軍施設の創設も可能となる土壌が醸成されていった、と考えられる。

次節では、このようにして西日本でも大規模な航空基地・航空隊となった大村海軍航空隊・大村基地が日本海軍においてどのような役目を担っていたのか、という点について述べていきたい。

## 二 教育隊としての大村海軍航空隊

前項で述べた大村海軍航空隊の創設と拡張の経緯を受け、本項では大村海軍航空隊の主任務について述べていきたい。

大村海軍航空隊を含む海軍航空隊の主任務は複雑な編成を経たり、大村海軍航空隊を含む大半の航空隊が終戦前には解隊されたり、部隊が新規に編成されたりするなど、非常に複雑で誤りが生じやすいため、まずは大村海軍航空隊の年表を示し、それを参考にしつつ話を進めたい。

○大村海軍航空隊 略年表	○大村海軍航空隊 司令
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大正十一年（一九二二）十一月一日 大村海軍航空隊開隊。</li> <li>・昭和四年（一九二九）十一月一日 航空母艦加賀の艦載機隊を編成。</li> <li>・昭和十二年（一九三七）七月十一日 第十三特設海軍航空隊を編成（中国派遣）。</li> <li>・同年八月八日 第一連合航空隊が大村に進駐（同隊所属の木更津海軍航空隊が中国への渡洋爆撃を実施）。</li> <li>・同年六月二十五日 第十五特設海軍航空隊を編成（中国武漢方面に派遣）。</li> <li>・同年十二月一日 武漢作戦終了に伴い、第十五特設海軍航空隊が大村に帰還・解隊。</li> <li>・昭和十四年（一九三九）四月一日 航空母艦飛龍の艦載機隊を編成。</li> <li>・同年十二月一日</li> </ul>	<p>※歴代の指令については防衛省防衛研究所の所蔵史料や書籍などで複 数人の実名を確認することができたが、司令の在任時期など一部不 明な点が存在した。そこで、可能な限りの調査によって判明した司 令について列記するが、一部書籍で列記の司令以外の人物が司令と するものも存在した。しかし、そうした司令は防衛省防衛研究所 蔵史料や複数書籍では確認ができなかった司令も存在したため、そ うした司令名は列記しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・秋山虎六中佐 大正十一年（一九二二）十二月一日～</li> <li>・市川大治郎中佐（司令心得） 大正十二年（一九二三）十一月～</li> <li>※司令心得については大正十二年十二月九日の海軍省公文書に記名あ り。</li> <li>・市川大治郎中佐 大正十三年（一九二四）～</li> <li>※大正十三年十月九日の海軍省公文書に司令として名前が存在。</li> <li>・山田忠治中佐 大正十三年～</li> <li>※大正十三年十二月十三日の海軍省公文書に司令として名前が存在。</li> </ul>

「海軍連合航空隊令」に基づき、第十二練習連合航空隊が大村、大分、宇佐、博多の航空隊によって編成(司令部は大村)される。

・昭和十五年(一九四〇)十一月十五日

実用機教程練習航空隊に指定される。

第十三航空隊が大村に帰還・解隊。

・昭和十九年(一九四四)三月十五日

元山分遣隊、諫早分遣隊が設置される。

・同年五月十五日

・濟州島分遣隊設置される。

・同年八月一日

大村基地において戦闘航空隊としての第三五二海軍航空隊(通称・

草薙部隊 司令は寺崎隆治大佐、柴田文三大佐、藁輪三九馬大佐

、山田龍八大佐)が開隊。

※最後の司令・山田大佐は解隊までの残務処理(実際は終戦後から進

駐までの期間の司令)を担当。

・同年八月十五日

元山分遣隊が廃止され、元山航空隊が開隊される。

・昭和二十年(一九四五)二月十一日

・濟州島分遣隊が廃止され、釜山航空隊が開隊される。

・同年三月一日

諫早分遣隊が廃止され、諫早航空隊が開隊される。

・同年三月頃から

特攻隊としての「神剣隊」の編成を開始し、編成後は鹿屋基地に

移動。

※この背景には三月二十日に大分、宇佐、築城、富高、大村の飛行場を統括する西海海軍航空隊(航空機を持たずに航空基地を防衛し、支援のための活動を行う陸上部隊で大分飛行場が拠点。司令は佐土原親光大佐)が編成されたことも影響している。

※ただし、特攻隊として既に一月に鹿屋に進出していた部隊もある(特

・高原昌平大佐 大正十五年(一九二六)ゝ

※大正十五年十二月十七日の海軍省公文書に司令として名前が存在し、

昭和二年(一九二七)四月二十日の海軍省公文書に海軍大佐の明記

あり。

・中村忍大佐 昭和三年(一九二八)ゝ

昭和五年(一九三〇)五月十五日

※昭和三年四月二十七日の海軍省公文書に司令として名前が存在し、

同年十一月十二日の海軍省公文書に海軍大佐の明記がある。退任日

は補職に関する海軍公文書が防衛省防衛研究所に存在。

・藤澤孝政中佐 昭和五年五月十五日ゝ

・寺田幸吉大佐 昭和六年(一九三二)十二月一日ゝ

昭和七年(一九三三)十一月十五日

・大野一郎中佐 昭和七年十一月十五日ゝ

昭和九年(一九三四)十一月十五日

・寺田幸吉大佐 昭和十一年(一九三六)四月十日ゝ

同年十二月一日

・千田貞敏大佐 昭和十一年十二月一日ゝ

昭和十二年(一九三七)七月十一日

・服部勝次大佐 昭和十三年(一九三八)十一月十五日ゝ

昭和十四年(一九三九)十一月十五日

・伊藤良秋大佐 昭和十四年十一月十五日ゝ

昭和十六年(一九四二)六月二十五日

・井上左馬二大佐 昭和十六年六月二十五日ゝ

昭和十七年(一九四二)二月十四日

・寺崎隆治大佐 昭和十九年(一九四四)七月十日ゝ

昭和二十年(一九四五)一月一日

・柴田文三大佐 昭和二十年一月一日ゝ同年五月五日

攻隊については次章。

・同年四月頃から

戦闘航空隊である第三四三海軍航空隊（通称・剣部隊<sup>（註）</sup>）司令・源

田実大佐が大村に進出。

・同年五月五日

大村海軍航空隊解隊。

この略年表④③を全体的に見ると、大村海軍航空隊が直接的に戦闘に関与したこと（太平洋戦争末期の敵機迎撃を別として）はほばない。敢えて戦闘に参加した、と表現することができるのは日中戦争時の特設海軍航空隊である第十三及び十五の航空隊編成であるが、これは恒常的に大村基地から中国に進出して戦闘に参加した、というよりも大正八年（一九一九）四月十六日に設けられた「特設航空隊」制度に基づいて「戦時または事変及び大演習等」に際して、所要に応じて編成④④された航空隊の一つに組み込まれたというものであり、作戦終了ないし目的完遂後は直ちに原隊に復帰・解隊されていることから理解できる。

更に、戦中は著しくその戦果を宣伝された渡洋爆撃、太平洋戦争末期の西日本防空戦、特攻隊の編成といった事案は大村海軍航空隊が主導したというよりも進出・進駐及び新編成された航空隊によって主導されていること（大村海軍航空隊の大半が他部隊の支援）が理解できる。つまり、大村は編成地ないし拠点基地としての存在であった、と評すことができる。

では、大村海軍航空隊が海軍内部において担っていた任務は何なのか。これを理解する上で重要なのが、日本海軍における航空機の置かれた状況が時代の経過とともに変化していったことである。つまり、中国戦線の悪化による前述の特設航空隊が編成され、常設されていた航空隊で作戦・研究・教育を一貫していくことが次第に困難になっていった事情から「搭乗員教育専門の航空隊と作戦任務専門の航空隊に大別され、前者を練習航空隊、後者を実施航空隊と



呼称し、任務分担が分かれた「45」形となっていた。この海軍航空隊における任務分担の過程で搭乗員教育も飛行予科練習生専門、飛行練習生教育専門、実用機教程専門、錬成教程専門といった具合に細分化された役割を各地の航空隊が分担するようになっていった。

勿論、こうした流れが本格化されていったのは昭和に入ってからのことであり、全国的に見て大正末期に開隊された大村航空隊の初期任務は前述の年表を見ても分かるように、竣工した航空母艦の艦載機隊の編成といった補助的任務を担う場合が多かった。この背景には海軍航空本部長に就任した山本五十六らの働きによる航空技術の飛躍的発展の時期が日中戦争の時期と重なったことも影響している。

こうした経緯の中、前述したように搭乗員教育（拡張・拡大）の必要性・重要性が高まっていくにすぎない、大正五年（一九一六）四月一日に開隊し、士官搭乗員教育を開始し、翌年七月十七日に下士官兵搭乗員教育、大正八年七月一日に練習部を設置して搭乗員教育を管掌した横須賀海軍航空隊だけではその教育・錬成は難しい状態となり、大正十年（一九二一）四月二十九日の「海軍航空隊練習部令」の制定、翌年十月二十七日の「海軍航空隊練習部規則」の改正によって横須賀航空隊に加え霞ヶ浦航空隊に練習部が設置されたものの、未だ搭乗員教育の拡充には不足な部分が多く、急激に発展しつつあった航空技術、航空機の必要性の高まりから生じた航空隊拡充を補足できるものではなかった。そこで昭和五年（一九三〇）六月一日に施行されたのが「海軍練習航空隊令」であった。この法令の関係部分を見てみると、

第一条 海軍航空隊ニシテ海軍練習航空隊ニ指定セラレタルモノハ海軍士官、特務士官及准士官並ニ海軍特修兵



写真3-12 予科練の操転器を使った教練（阿見町予科練平和記念館所蔵）



タルベキ海軍下士官及兵ニ対シ航空術ヲ教授シ且航空ニ関スル研究及其教育ノ規画ニ関スル調査研究ヲ行フモノトス

海軍練習航空隊ニ於テハ前項ノ外必要ニ応ジ新ニ採用セラレタル海軍航空兵ヲ教育ス

第九條 海軍練習航空隊ニ於テ修習スル海軍准士官以上ヲ学生、海軍下士官及兵ヲ練習生ト称ス

第一條第二項ニ規居スル海軍航空兵ハ之ヲ予科練習生ト称ス

第十九條 練習生及予科練習生ニ関スル事項ハ海軍大臣之ヲ定ム

という項目(46)があり、いわゆる「予科練」制度の発足と同時に海軍練習航空隊が設置されたこと、この時から「練習航空隊の被教育者で士官、特務士官、准士官を「学生」、下士官兵を「練習生」と呼ぶ(47)」こととなったのが理解できる。しかし昭和十二年(一九三七)度に海軍軍備補充計画が実行に移され、海軍航空隊が大拡張(海軍航空隊を五三隊にまで増加)されると搭乗員が大量に必要となり、更に搭乗員不足は顕著となった。

そこで短期搭乗員養成のための甲種制度を新設し、予科練習生を飛行予科練習生とし、従来の制度を乙種、新設を甲種とするとともに、専修別の海軍練習航空隊を開設していくこととなった。時期的には前後する航空隊もあるが、

偵察練習生 鈴鹿航空隊 昭和十年(一九三五)十月一日開隊。

陸上機操縦 筑波航空隊 昭和十三年(一九三八)十二月十五日開隊。

谷田部<sup>やたべ</sup>航空隊 昭和十四年(一九三九)十二月一日開隊。

百里<sup>ひゃくりがはら</sup>原航空隊 昭和十四年(一九三九)十二月一日開隊。

岩国航空隊 昭和十四年(一九三九)十二月一日開隊。

陸上機実用機 大分航空隊 昭和十三年(一九三八)十二月十五日開隊。

宇佐航空隊 昭和十四年(一九三九)十月一日開隊。

水上機操縦 鹿島航空隊 昭和十三年(一九三八)十二月十五日開隊。

博多航空隊 昭和十五年（一九四〇）十一月十五日開隊。

予科練修生教育 土浦航空隊 昭和十五年（一九四〇）十一月十五日開隊。

といった練習航空隊<sup>(48)</sup>が開設されるに至り、更にこれを効果的に統括する機関として設立されたのが昭和十三年（一九三八）十二月十五日施行の「海軍連合航空隊令」に基づく海軍練習連合航空隊であった。この航空隊は前述の法令を  
見ると、

第一條 海軍連合航空隊ハ海軍航空隊二隊以上ヲ以テ之ヲ編成シ第一連合航空隊、第二連合航空隊ト称ス

海軍連合航空隊ニハ必要ニ応ジ艦船部隊ヲ附属ス

第二條 海軍連合航空隊ノ編成ハ別ニ之ヲ定ム

（第三条—第十一条省略）

第十二條 海軍練習航空隊ニ指定セラレタル海軍航空隊ヲ以テ編成シタル海軍連合航空隊ノ司令官ハ（中略）、

海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ部下ノ海軍練習航空隊ニ於ケル航空術ノ教育、航空ニ体スル研究実験及其

ノ教育ノ規画ニ関スル研究調査ノ統轄ニ関スルコトヲ当ル

前項ノ海軍連合航空隊ハ之ヲ海軍練習連合航空隊ト称スルコトヲ得

といった記述<sup>(49)</sup>があり、海軍練習連合航空隊は前述した練習航空隊の円滑な運用のために創設されたものであったことが理解できる。そしてこの練習連合航空隊は、

(一) 海軍練習航空隊令第四条に規定する航空に関する研究実験及び其の教育の規画に関する研究調査の統轄に関すること

(二) 教務規定の統轄に関すること

(三) 教育計画、教務実施の統轄に関すること

(四) 学生及び練習生の配属に関すること

(五) 学生及び練習生の銓衡及び罷免の統轄に関する事

(六) 学生及び練習生の専修別指定の統轄に関する事

(七) 学生及び練習生の、卒業成績及び学業考課の総合に関する事

(八) 教材及び教科書の統轄に関する事

(九) 講習計画及び其の実施の統轄に関する事

といった事項を管掌<sup>50</sup>することとされ、これに基づいて昭和十三年十二月十五日に霞ヶ浦・鈴鹿・鹿島・筑波・谷田部・百里原・土浦の各海軍航空隊を第十一練習連合航空隊として創設されることとなった。

この流れの中、大村海軍航空隊は翌年の昭和十四年（一九三九）十二月一日に大分・宇佐・博多の各航空隊と共に第十二海軍練習連合航空隊に編入され、同航空隊の司令部が設置されることとなった。更に太平洋戦争開戦後には第十三・十四・十八・十九の海軍練習連合航空隊が編成（ただし、後に第十四・第十八・第十九の各航空隊は解隊・再編）され、六個となった海軍練習連合航空隊の統括機関として昭和十八年（一九四三）二月一日、海軍練習連合総隊司令部が霞ヶ浦海軍航空隊内に設置されることとなった。

以上の前提を踏まえて大村海軍航空隊を見てみると、日中戦争前後に練習航空隊として位置付けられ、航空隊の教育に従事していたことが理解できるが、それ以前からも海軍航空隊草創期の開設航空隊<sup>II</sup>実施航空隊（常設航空隊）としての性格上、航空教育分野を実質的には開隊直後から担っていた。

その証拠として防衛省防衛研究所には大村海軍航空隊における航空隊教育従事に関する資料を散見できる。そこでこれらを時系列で追って見ていきたい。そうすることで前項の大村航空基地の拡張と合わせ、大村海軍航空隊の特徴というものを詳細に理解することができる、と考える。

このような教育隊としての大村海軍航空隊を見る上で貴重な史料としてまず挙げられるのが佐世保鎮守府などからの貸与兵器の存在である。大村海軍航空隊から陳情・要請という形で佐世保鎮守府などに陳情・要請された貸与（一

部供給を含む）兵器を見ることで、大村航空隊で航空機の搭乗員養成が行われていた事実を見ることができるといえる。

表3-2 貸与・供給兵器一覧

- ①兵器名称及び個数
- ②大村海軍航空隊からの陳情・要請年月日（海軍省や佐世保鎮守府などからの訓令・指令の通達日の場合もあり）
- ③貸与期間
- ④貸与理由

1 (51)

①	航空用高度計 四個 航空用速力計ピトー式 四個 航空用左右傾斜計 四個
②	大正十四年三月九日
③	一カ年
④	十年式艦上戦闘機定数十六基横廠式水上偵察機貸与二基十年式艦上偵察機貸与四基二対シ不足二付艦上偵察機用トシテ

2 (52)

①	十年式艦上偵察機々体 三基
②	大正十四年十二月十四日
③	一カ年
④	操縦員ノ増員二対シ教育訓練上現貸与数ニテハ不足二付

3 (53)

①	十年式艦上戦闘機々体 (48型) 三基 「ヒ」式三〇〇馬力発動機 三基 同甲磁石発電機 六個 同甲「ランプラン」式放熱器 三組 同甲牽進器 五個 速力計 四個 高度計 四個 左右傾斜器 三個 回転計 三個 水温計用蛇管 四個 水温計 四個 圧力計 潤滑油用 四個
②	大正十五年一月二十六日
③	不明
④	母艦操縦者訓練用トシテ必要二付

4 (54)

①	通信用電線特種 八〇〇〇米 ハンニングスコン式電話機電話共 二個
②	大正十五年六月四日
③	八月三十日迄
④	飛行演習他通信用トシテ是非必要二付

## 12 (62)

①	二五〇匠教練爆弾二型 二個
②	昭和五年七月
③	供給(期間なし)
④	研究爆撃予備投下訓練用トシテ

## 13 (63)

①	一五式二号受信機 三組(不認許) 八九式空二号無線電信機 五組(三組のみ認許) エム式空二号無線電信機改一 三組(不認許)
②	昭和五年九月八日
③	昭和五年九月二十日ヨリ十二月十五日迄
④	本年度海軍大演習ノタメ本隊飛行機台湾へ空中輸送ニ付飛行機及基地用トシテ是非共必要ニ付

## 14 (64)

①	黒式七耗七固定機銃附屬具補用品共 四挺 シーシー同調発射複装置 四組 オイジー固定機銃照準機格納囊共 四組 留式七耗七旋回機銃附屬具補用品共 四挺 留式七耗七旋回機銃連装銃架改一 四個 留式七耗七旋回機銃連装連結装置 四組
②	昭和五年十月十五日
③	昭和六年十一月三十日迄
④	理由なし

## 15 (65)

①	シーシー同調発射複装置原動器改二 八組
②	昭和六年二月十七日
③	同年十一月末日迄
④	研究用トシテ

## 16 (66)

①	八九式空二号無線電信機 五組(一組のみ認許) TM式軽便無線電信機 五組
②	昭和六年三月五日
③	昭和六年四月一日～六月三十日迄
④	四月本隊台湾飛行実施ノ際飛行機及基地用トシテ必要ニ付

## 5 (55)

①	羅鍼付高々度爆撃照準器 一個 同低高度爆撃照準器 一個
②	大正十五年九月十日
③	六ヶ月
④	横風爆撃訓練上是非共必要ニ付

## 6 (56)

①	機銃射撃距離測定器 一個 降下射撃角度測定器 一個
②	昭和三年六月四日
③	一年
④	第二次検定及戦闘飛行ニ是非共必要ニ付

## 7 (57)

①	アスカニア式低高度計 二個
②	昭和四年十月二十二日
③	昭和五年三月末日迄
④	試験用トシテ

## 8 (58)

①	三式艦上戦闘機(完備) 一基
②	昭和四年十二月十七日
③	昭和五年三月末日迄
④	実験用トシテ必要ニ付

## 9 (59)

①	一五式一号受信機 一組 一一式低周波増音機 二個
②	昭和五年四月二十六日
③	演習期間
④	台湾飛行演習中必要ノ為

## 10 (60)

①	一三式二号艦上攻撃機二型発動機共 三機
②	昭和五年五月七日
③	演習期間
④	台湾飛行用トシテ

## 11 (61)

①	G・K射撃演習機用環状照準器 三組
②	昭和五年五月十日
③	六ヶ月
④	従来殆ト放置顧ミラレサル状況アリシヲ当隊ニ於テ一〇式艦上戦闘機用射撃照準器トシテ試用実験セルニ成績良好ニシテ現用兵器ノ善用、命中精度ノ向上等ノ点ヨリ至極恰好ノモノナルコトヲ確認セルヲ以テ総飛行機二装備実用ニ供シ度キニ付

## 23 (73)

①	五〇〇艇爆弾投下器 二組
②	昭和七年三月七日
③	昭和七年十一月末日迄
④	理由なし

## 24 (74)

①	須式水平儀 一個
②	昭和七年五月六日
③	昭和七年五月十五日～十月三十日
④	実用実験用トシテ

## 25 (75)

①	九一式受信機一型附属品予備品共 一組 九一式短受信機附属品予備品共 一組
②	昭和七年五月二十日
③	昭和八年五月三十一日迄
④	理由なし

## 26 (76)

①	速力計一型(試製一号) 四個 速力計一型(試製二号) 二個 速力計一型(試製三号) 一個
②	昭和七年五月二十五日
③	昭和七年十一月三十日迄
④	実用実験用トシテ

## 27 (77)

①	三式艦上戦闘機用吹流標の携行装置 三組 一三式艦上攻撃機用吹流標の携行装置 三組
②	昭和七年七月十八日
③	昭和七年十一月三十日迄
④	実用実験用トシテ

## 28 (78)

①	手持式航空写真機二五種 三組
②	昭和八年一月二十日
③	昭和八年十一月三十日迄
④	爆撃成績鑑査用トシテ必要ニシテ日常使用シツ、アルモ昭和七年内令兵第六十八号ニ拠リ一三式艦上攻撃機ノ定数増加シ且ツ分隊編成替二伴ヒ現定数ニテハ訓練実施上不足ニ付

## 17 (67)

①	留式七耗七旋回機銃附属具共(連装ノモノ) 八挺
②	昭和六年三月二十六日
③	昭和六年十二月一日迄
④	研究用トシテ

## 18 (68)

①	アスカニア式低高度計(一五〇〇米) 二個
②	昭和六年五月十五日
③	昭和六年五月三十日～十月三十日
④	実用実験用トシテ

## 19 (69)

①	ボイコー爆撃照準機二型改二 一個
②	昭和六年六月十三日
③	昭和六年十一月末日迄
④	理由なし

## 20 (70)

①	八九式活動写真銃 四挺
②	昭和六年七月三日
③	昭和七年五月一日迄
④	理由なし

## 21 (71)

①	三式艦上戦闘機用飛行張線 三組 同戦闘機用尾翼張線 三組 一三式二号艦上攻撃機用飛行張線 二組 同攻撃機用尾翼張線 二組 空気圧搾唧筒 三個
②	昭和六年七月九日
③	飛行演習終了迄
④	昭和六年七月二十七、八日大村大連間飛行演習実施二閱シ戦闘機五基、攻撃機四基参加ノ為各飛行機へ搭乗予備品トシテ現供用数ニテハ不足ヲ生スルニ付

## 22 (72)

①	八九式空一号無線電信機 四組 八九式空二号無線電信機 三組
②	昭和六年八月十日
③	昭和六年九月一日～十月三十日迄
④	本年海軍小演習実施ノ際飛行機用トシテ必要ニ付

## 35 (85)

①	九二式五〇〇疔爆弾投下器改一 五個
②	昭和九年七月三日
③	昭和九年十月末日迄
④	本年度大演習参加ノ為第一航空隊ニ派遣セラルル当隊八九式艦上攻撃機十一基ニ対シ増槽搭載用トシテ必要ナルニ現定数八個ニテハ不足二付

## 36 (86)

①	携帯電話機二型 二組 携帯電話機一型 一組
②	昭和九年七月九日
③	昭和九年十月下旬
④	本年度大演習参加ノ為当隊ヨリ派遣セラルル第一航空隊基地通信用トシテ是非共必要二付

## 37 (87)

①	大型携帯電気信号機 五個
②	昭和九年八月十六日
③	昭和九年十月三十一日マデ
④	第一航空隊ニ供用ノ為当隊供用数ハ減少シ現供用数ノミニテハ毎週施行ノ夜間飛行訓練ニ直接差支アリ又演習参加等ニ於テモ是非必要ニツキ

## 38 (88)

①	毘式七疔七固定機銃オイジー固定機銃照準機 五個 一五式写真銃改一 五挺
②	昭和九年九月十三日
③	大演習終了迄
④	本年度大演習ニ於ケル第一航空隊ニ派遣中ノ飛行機ニ装備使用ノ為本隊ノ日常訓練並ニ大演習参加ノ際ニ不足二付

## 39 (89)

①	航空用図板 三〇個
②	昭和九年十二月一日
③	昭和十年十二月三十一日迄
④	本隊新搭乗員延長教育ニ多数定員外搭乗員(偵察員ノ定員ハ定員外合計准士官以上六下士官兵五一) 配置セラレ是ガ不足ヲ生ジ毎日ノ航法訓練ニ困リ居ル状況アルニ付至急貸与ヲ要ス

## 29 (79)

①	オイジー固定機銃照準機附属具補用品共 六個
②	昭和八年二月四日
③	六ヶ月間
④	訓練上必要ニ付

## 30 (80)

①	二式羅鍼付(改三)爆撃照準機 二個
②	昭和八年六月二十七日
③	大演習終了迄
④	大演習第一第二航空隊ニ携行中ニ付キ当隊訓練上是非必要ニ付

## 31 (81)

①	爆撃鑑査用写真器 三個
②	昭和八年九月十一日
③	昭和九年八月三十一日迄
④	訓練用トシテ

## 32 (82)

①	擬製航空機魚雷改一 六個(三個のみ認許)
②	昭和八年十一月十八日
③	昭和八年十二月～昭和九年十一月
④	当隊拡張ニ伴フ増員並補充交代ニヨル新搭乗員ノ訓練上是非共必要ニ付

## 33 (83)

①	テーエム式短移動無線電信機予備品附属品電源共 二組
②	昭和九年二月二十三日
③	昭和九年二月二十四日～五月末日迄
④	連合演習飛行基地用トシテ是非必要ニ付

## 34 (84)

①	八九式落下傘二型及三型 計二十個
②	昭和九年六月二十一日
③	昭和九年十二月三十一日迄
④	一、新搭乗員ノ延長教育及ビ訓練ノ都合上多数ノ搭乗員頻繁ニ使用シ戦闘飛行ノ如ク補用機全部ヲ整備シ使用スル場合又故障修理量替等アレハ直接飛行ニ差支ヘアリ 二、整備科ニ於ケル整備試飛行ノ關係上一項以外ニモ三個必要ナリ

## 44 (94)

①	航法計算機一型 一二個 航空用図機一型 一二個 八九式落下傘二型三型 一〇個
②	昭和十一年九月九日
③	昭和十二年十二月末日迄
④	当隊二ハ特別教育ノ為定員以外多数ノ搭乗員 (定員七九名定員外九六名計一七五名内新搭 乗員四八名) 配置セラレ之ガ教育訓練用トシ テ現定数ニテハ不足ニ付

## 45 (95)

①	九〇式艦上戦闘機 二機 (九〇式二号艦上偵 察機一機二改メ認許)
②	昭和十一年十二月十六日
③	昭和十二年十一月三十日迄
④	一、戦闘機隊搭乗員ノ配員現状左ノ如ク指導 者ハ極メテ僅少ニシテ訓練ヲ要スル多数 ノ若年兵ヲ擁スル状態ニ在リ ※九〇式戦闘機 (六機) は指導員一名に対し テ要訓練人員が二十三名、九六式戦闘機 (六 機) は指導員二名に対して要訓練人員が 十五名存在する表が添付されている。 二、之等多数ノ人員ニ対シ一日一回ノ飛行訓 練ヲ実施スル為ニハ常用機全部ヲ使用ス ルヲ要ス 三、射撃訓練ヲ実施スル場合射撃機三機ニ対 シ一機ノ曳ノ機ヲ必要トス 四、九六式戦闘機ハ曳ノ不能ナルヲ以テ現供 用ノ貸与機九〇艦偵二基ハ第二分隊ニテ 使用セシムルヲ要ス 五、第一分隊九〇式戦闘機六基中ヨリ二基ノ 曳ノ機ヲ割ク時ハ残余ハ四基トナリ斯ク 多数ノ人員ノ訓練ハ不能トナル 以上ニヨリ九〇式戦闘機分隊ノ射撃訓練用曳 ノ機トシテ是非共必要ナリ

## 46 (96)

①	九〇式艦上戦闘機 一基
②	昭和十二年七月二十三日
③	昭和十二年七月下旬～北支事変終焉
④	機密佐世保鎮守府命令第一九二号ニ依リ留守 基幹戦闘機搭乗員十五名ニ対スル時局訓練ノ 為必要 (本件詮議相成ラザル場合ハ戦闘機搭 乗員ニ対スル訓練ハ当隊ニ於テハ全ク不可能) ナル状況ニ付

## 40 (90)

①	航法計算盤 二十三個 (十二個のみ認許) 航法要表 二十三個 (十二個のみ認許) 要員襲偵察用 四十六個 (二十三個のみ認許)
②	昭和十年二月五日
③	昭和十年十二月末日マデ
④	本隊新搭乗員ノ延長教育ノ為多数定員外搭乗 員配置セラレ是ガ不足ヲ生ジ毎日ノ航法偵察 訓練ニ支障ヲ生ジ居ル状況ニ付

## 41 (91)

①	九〇式二号偵察機三型 一基
②	昭和十一年一月二十三日
③	昭和十一年十一月三十日迄
④	昭和九年十二月六日官房機密第二六七三号 (昭和九年十二月二十四日官房機密第二六七 三号ノニヲ以テ改正) 二依リ三基貸与中ノ処 昭和十年十一月十六日官房機密第二六二一号 ニ依リ二基ニ変更セラレ候モ過剩ナル搭乗員 ノ計器飛行訓練並ニ移動訓練ニ於ケル指導機 トシテ是非共三基必要ニ付

## 42 (92)

①	九二式艦上攻撃機 一基
②	昭和十一年五月二十日
③	昭和十一年七月三十一日迄
④	九四式艦上爆撃機ノ補充々々二伴ヒ昭和十 一年三月四日軍需機密兵第五八四号ニ依リ佐伯 海軍航空隊用トシテ昭和十一年六月中ニ佐伯 二空中輸送 (還納) 実施終了ノ予定ナルモ昨 今当隊現供用中ノ八九式艦上攻撃機ニ装備ノ 「ヒ」式六五〇馬力発動機弁高調整螺毀損ノ状 況ニ鑑ミ同機ヲ以テ近ク施行セラル可キ台湾 飛行及七月上旬ノ戦闘飛行等ノ場外飛行ハ実 施不可能ニ付

## 43 (93)

①	八九式空二号無線電信機附属品予備品電源共 九組
②	昭和十一年九月八日
③	一カ年
④	本隊貸与飛行機九基ニ対シ装備ヲ要スベキモ ノニシテ現供用兵器数ニテハ不足ヲ生ジ日常 訓練ニ支障アルニ付



以上が大村海軍航空隊開隊（昭和十二年（一九三七）七月までの期間に大村海軍航空隊に貸与された兵器の概要であるが、防衛省防衛研究所には紹介した以外にも多くの貸与兵器の史料が確認できる。しかし、今回紹介しなかった兵器は継続貸与願であったり、同一目的で貸与が希望されたものであったり、直接的に航空訓練には関係ないと思われるものであったため、それらは割愛し、大村海軍航空隊が練習航空隊や海軍練習連合航空隊に指定される以前から海軍における航空機演習・訓練に従事していた事実として紹介することとする。

更に貸与兵器として紹介はせず、あえて別にしたものの中に「廃駆逐艦」がある。防衛省防衛研究所にはこの処分に関する一連の書類と、新たな艦船の配置に関する書類を見ることができ、これは大村海軍航空隊の特殊性を考える上で重要な史料と考えられるため、ここで別に紹介する。その書類とは、

昭和十一年九月十九日

大村海軍航空隊司令

佐世保鎮守府参謀長殿

廃駆逐艦（爆撃標的）桐現状ノ件通報

当隊爆撃標的訓練標的トシテ使用中ノ廃駆逐艦桐ハ昭和八年六月一日受領以来別紙ノ如ク船体次第ニ腐蝕衰朽シ隊内工作ニ依リ補修ヲ行ヒ配水其ノ他保存手入ニ極力意ヲ用ヒ居ルモ特ニ水準線附近ノ外板脆弱ニシテ荒天ノ際ハ勿論短艇ノ達着横付其ノ他舟艇通航ニ依ル波動ニモ顧慮ヲ要シ何時沈没スルヤモ保シ難キ現状ニ有之候  
という書類<sup>97</sup>であり、別紙として昭和十一年（一九三六）九月一日現在の詳細な廃駆逐艦の現状報告書が添付されており、この時点で爆撃訓練用の廃駆逐艦が危険な状態にあったことが報告されている。

以上の報告を受けた佐世保鎮守府は海軍省に働き掛け（佐世保鎮守府から海軍省への文書は存在せず）、これを受けた海軍省は、

昭和十一年十月一日

軍務局長

佐鎮參謀長宛

旧駆逐艦桐廃却処分ノ件申進

旧駆逐艦桐ハ昭和八年官房機密第八一二号訓令ニ依リ大村湾内ニ碇置シ航空機ノ爆撃並ニ射撃標的トシテ佐世保大村両航空隊ノ使用ニ供セラレ居候処艦ノ現状ニ鑑ミ此ノ際特務艇、雑役船及除籍艦船取扱規則第十條ノ規定ニ依リ処分方取計ハレ度

との文書 98 を発し、早急な処分を佐世保鎮守府に指示している。こうした文書のやり取りであれば、取り立てて別に記述する必要は低くなるが、重要なのはその後であり、佐世保鎮守府は海軍省に対し、

佐鎮機密第三四二号

昭和十一年十月十五日

佐世保鎮守府參謀長

海軍省軍務局長殿

大村海軍航空隊爆撃標的用廢艦ニ関スル件照会

従来大村海軍航空隊ニ於テハ昭和八年官房機密第八一二号訓令ニ依リ廢駆逐艦桐ヲ爆撃訓練用標的トシテ使用致居候処今般昭和十一年軍務一機密第三四七号軍務局長申進ニ依リ廢却処分方実施セラルコトト相成候ニ就テハ時局等ニ鑑ミ此ノ際至急代艦供用ノコトニ御取計相成度との陳情 99 を行つている。これに対して海軍省は、

昭和十一年 月 日 大 臣

佐 鎮 長 官 宛

爆撃並ニ射撃標的トシテ廢潜水艦使用ノ件訓令

呂号第二十九潜水艦ヲ左記ニ依リ大村湾内大村海軍航空隊附近ニ繫留シ航空機ノ爆撃並ニ射撃訓練用標的トシテ

佐世保大村両海軍航空隊ニ使用セシムベシ

記

一、繋留位置、繋留方、佐

佐世保鎮守府司令長官ノ定ムル所ニ依ル

二、保管

大村海軍航空隊附属トス

三、破損部修理

演習弾ハ小型ノモノヲ使用シナルベク船体ヲ損傷セシメザルモノトシ修理ハ航空隊隊内工作ニ依リ其ノ都度之ヲ行フ

四、処分

船体衰朽シ沈没ノ惧アルニ至ラバ昭和十一年四月二十二日官房機密第一〇八三号ヲ以テ訓令セル所ニ依リ処分スルモノトス

との文書⑩を発し、直ちに代用艦船の手配を指示している。このことは、防衛省防衛研究所所蔵史料全体を見ても大村海軍航空隊以外で同様の措置がなされた海軍航空隊は横須賀海軍航空隊のみであり、実戦教育隊としての大村海軍航空隊が海軍上層部でも重要視されていた証拠としても意味あるものである。

これに加えて大村航空隊が開隊された翌年の大正十二年（一九二三）九月十三～十四日には「大演習準備トシテ生地野外飛行ニ熟練スルヲ目的⑩」として陸軍飛行隊（史料原文）の協力を取り付け、大村―大刀洗間の飛行演習が実施され、同年十二月十三～十六日（天候不良のために十三日は中止）にも「生地飛行訓練、編隊飛行訓練⑩」を目的として陸軍飛行隊（史料原文）の再度の援助を得て大村―大刀洗間の飛行演習が実施されていることから考えても、前述

の実戦教育航空隊として練習航空隊に指定される以前から海軍内部で位置付けられていた事実を見る事ができる。

こうした海軍航空隊の実戦教育を担い、地元の協力を得ながら年々その規模を拡張していった大村海軍航空隊に対し、これを視察する希望者が増えていったことも当然であり、防衛省防衛研究所には大村海軍航空隊に対する視察の文書も数多く残されている。数が多く書類も多岐に渡るため、年代順で紹介すると、

大正十三年（一九二四）

七月三十一日 財部彪海軍大臣

大正十四年（一九二五）

四月二十二日 米国大使館附武官スペインサ海軍少佐、マーチン陸軍大尉

六月七日 智利公使館附武官 ロゼロー海軍中佐

西班牙公使館附武官 カランザ中佐

大正十五年（一九二六）

一月十三日 財部彪海軍大臣

五月十二日 米国大使館附武官ハイン海軍少佐、メランデー海軍少佐、アベリー海軍大尉

昭和二年（一九二七）

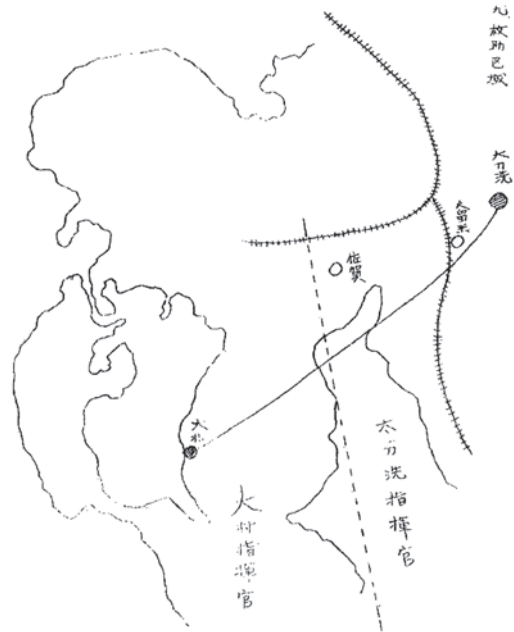


図3-2 大村一太刀洗間飛行演習図 (防衛省防衛研究所所蔵)  
【註】「太」は原文ママ

十二月十二日 宇垣一成陸軍大将

※歩兵第四十六連隊の視察と同日。

昭和三年(一九二八)

一月二十四日 安保清種横須賀鎮守府司令長官

三月二十五日～四月四日 米村末喜海軍水路部長

※大村には港湾視察で来訪するも、大村来訪日は不明。

昭和四年(一九二八)

五月七日 仏国大使館附海軍武官 ロザチ海軍中佐

七月十日 本邦在勤米国大使館附海軍武官補佐官 マコーラム海軍大尉

米国亜細亞艦隊所属飛行将校 セルビー海軍大尉

昭和十年(一九三五)

四月九日 東京在勤英国大使館附空軍武官 チャペル中佐

四月十日 東京在勤独国大使館附海軍武官 ヴェネツカー海軍中佐

昭和十一年(一九三六)

四月二十五日 駐日米国大使館附海軍武官補佐官 エーオフステイ海軍少佐、イーワッツ海軍大尉

という具合<sup>103</sup>に外国武官を中心に多くの視察者が訪問していることが分かる。勿論、この視察者が全ての視察者ではなく、あくまでその一部である上、特別なケースは除き、大村海軍航空隊のみを視察した訳ではない。東京から各地の施設を見学した場合、横須賀・佐世保・呉・佐伯といった各海軍航空隊と合わせて訪問した場合、佐世保と大村のみを視察した場合など、その他の地域及び施設と組み合わせる視察ではあるが、佐世保などは佐世保海軍工廠や三菱造船所と合わせて視察するのが大半であった。これらを前提として全体を見た場合、日本海軍航空隊として、そ

の草創期に設置・開隊されていること、実戦機搭乗員養成の教育隊として整備・拡張されていた大村海軍航空隊の存在に多くの海軍関係者が注目していた事実を見ることができるといえる。

しかし、前項で述べた航空隊の拡張、本項で述べた各種兵器の貸与・運用といった裏に事故が存在したことも事実であり、飛行機事故及び犠牲者があったことも防衛省防衛研究所蔵史料の中で見ることができるといえる。特に犠牲者に対しては、海軍省を通じて天皇・皇后両陛下からの「祭料」や「御菓子料」が下賜されている。こうした天皇・皇后両陛下からの下賜（金銭や勲章など）については鉄道便が用いられていたようであり、海軍省から竹松駅長宛（同様の電報は大村航空隊司令にも発信）の、

大村線竹松駅長宛

大村海軍航空隊司令宛小箱壹個貴官留置ニテ本日東京駅発客車便ニテ送ル宜敷御願ス。海軍省人事局とする電報案<sup>104</sup>も存在している。このこともまた大村海軍航空隊の歴史として考えなければならない問題であると考えられる。

しかしながら、前項及び本項の記述内容から考えた時、前述したように大村海軍航空隊が日本海軍における航空隊の先進基地として重要視されていた事実、しかもその規模は予科練教育隊として著名な霞ヶ浦・土浦の両海軍航空隊と比肩しても遜色のない、西日本における海軍の一大航空隊・航空基地であった事実を見取することができる。

特に実戦機教育を担当していた大村海軍航空隊は霞ヶ浦や土浦といった予科練という、いわば飛行機乗りの教育を受けた後に配備された実戦教育担当航空隊であり、搭乗員を戦闘機乗りへ、つまり日本海軍にとってはパイロットから軍人への教育を担った重要な航空隊・基地であったことを如実に物語るものであり、日本海軍航空隊において「東の霞ヶ浦、西の大村」と位置付けられていたことが理解できる。

### 三 第二十一海軍航空廠の創設

これまで陸軍（歩兵）連隊、海軍航空隊について述べてきたが、本項では大村に創設されたもう一つの大規模施設である第二十一海軍航空廠について述べていきたい。

まずはこの海軍航空廠とは何なのか、大村に創設されるに至った理由は何か、という点について海軍航空廠創設の根拠となった「海軍航空廠令」から見てみることにする。この法令は勅令第八百七十五号として昭和十六年（一九四一）九月二十四日に公布、同年十月一日に施行されたもので、

第一條 海軍航空廠ハ所要ノ地ニ之ヲ置キ第一、第二等ノ番号ヲ冠称ス

第二條 海軍航空廠ハ鎮守府又ハ要港部ニ属シ航空兵器及其ノ材料ノ造修、購買、準備、保管及供給ニ関スルコトヲ掌ル

第三條 海軍航空廠ニ必要ニ応ジ総務部其ノ他ノ部及工員養成所ヲ置ク

前項ニ規定スル部及工員養成所ノ事務ノ分掌ハ海軍大臣之ヲ定ム

第四條 海軍大臣ハ必要ニ応ジ海軍航空廠ノ支廠ヲ置キ其ノ事務ノ一部ヲ分掌セシムルコトヲ得

第五條 海軍航空廠ニ左ノ職員ヲ置ク

廠長

部長

所長

検査官

幹事

部員又ハ廠員

教官

副部員又ハ副廠員

附

海軍航空廠ノ支廠ニ左ノ職員ヲ置ク

支廠長

検査官

廠員

副廠員

附

前二項ノ職員ノ外秘密ニ応ジ出仕ヲ置ク

第六條 廠長ハ鎮守府司令長官又ハ要港部司令官ニ隸シ海軍航空廠ノ事務ヲ総理ス但シ海軍大臣ノ指定スル事項ニ関シテハ各其ノ所掌事項ニ

応ジ海軍航空本部長又ハ海軍艦政本部長ノ区処ヲ承ク

第七條 廠長ハ部下ノ職員欠員中又ハ事故アルトキハ他ノ職員ヲシテ其ノ職務ヲ代理セシムルコトヲ得

第八條 廠長欠員中又ハ事故アルトキハ部下ノ職員席次ニ從ヒ其ノ職務ヲ代理ス但シ鎮守府司令長官又ハ要港部司令官特ニ代理者ヲ置キタル

場合ハ此ノ際ニ在ラス

第九條 支廠長ハ廠長ノ命ヲ承ケ支廠ノ事務ヲ掌理ス

第十條 部長ハ廠長ノ命ヲ承ケ各部ノ事務ヲ掌理ス

前項ノ外総務部長ハ廠長ヲ佐ケ海軍航空廠ノ事務ヲ整理ス



写真3-13 航空廠開廠式

(個人蔵)



第十一條 所長ハ廠長ノ命ヲ承ケ工具養成所ノ所務ヲ掌理ス

第十二條 検査官ハ上官ノ命ヲ承ケ航空兵器及事業ニ要スル材料物品ノ検査ニ関スルコトヲ掌ル

第十三條 幹事ハ所長ノ命ヲ承ケ工具養成所ニ於テ教育中ノ見習工具等ヲ董督訓練ス

第十四條 部員、廠員、副部員及副廠員ハ上官ノ命ヲ承ケ服務ス

第十五條 教官ハ所長ノ命ヲ承ケ工具養成所ニ於ケル教授ヲ担任ス

第十六條 附ハ上官ノ命ヲ承ケ事務又ハ技術ニ従事ス

第十七條 出仕ハ上官ノ命ヲ承ケ服務ス

第十八條 海軍航空廠ハ官庁又ハ民間ヨリ航空兵器ノ造修、其ノ指導又ハ其ノ技術従事者ノ養成ノ依頼ヲ受ケタ

ルトキハ第二條ノ規定ニ依ル業務ニ支障ナキ限り海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ之ニ応ズルコトヲ得

第十九條 海軍大臣ハ必要ニ応ジ支廠長ヲシテ廠長監督ノ下ニ於テ支廠ニ関スル海軍航空事務ノ一部ヲ管掌セシ

ムルコトヲ得

第二十條 海軍大臣ハ必要ニ応ジ海軍航空廠又ハ其ノ支廠ノ分工場ヲ置キ事務ノ一部ヲ分掌セシムルコトヲ得

附 則

本令ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

という内容<sup>105</sup>であるが、これだけでは大村に航空廠が設置された理由、そもそも航空廠が設置されるに至った理由、具体的な任務内容というものが見えてこない。

そこで航空廠令が閣議決定される前の昭和十六年八月二十五日に海軍省軍務局が作成・提出した「航空廠新設ニ関スル説明資料」の重要部分を見てみることにする。この資料には、

一、航空廠新設ノ理由

(イ) 画期的拡充ノ途上ニ在ル海軍航空部隊ノ作戦ノ要求ニ即応シ其ノ戦力ヲ最高ニ發揮セシメンガ為ニハ航空

兵器ノ特異性ニ鑑ミ造修機関ト補給機関ハ一体不可分ノ体系ヲ具備スルヲ要ス

之ガ為従来造修機関タル海軍工廠ノ一部タリシ航空機部ト補給機関タル海軍軍需部ノ第二課ヲ統合シテ新機関ヲ設置スルノ要アリ

(ロ) 而シテ航空兵器ノ造修機関ト補給機関ヲ統合スルヲ要スル細目ノ理由左ノ如シ

(一) 航空兵器ハ其ノ整備ニ細心周密ノ注意ヲ要シ部隊ニ配給後一定時間ヲ經過セバ徹底的ニ而モ敏速ニ手入修理ヲ要シ且其ノ回数頗ル多シ從テ航空部隊戦闘能力ノ全能ヲ發揮セシメンガ為ニハ輕便ニ手入修理ヲ行ヒ且在庫良品ト交換シ得ル如ク為シ置クヲ要ス

之ガ為ニハ造修機関ト補給機関ハ一体ノ組織トスルヲ有利トス

(二) 航空兵器ハ其ノ進歩急激ニシテ配給後改造ヲ要スル事多シ

之ガ為ニハ造修機関ト補給機関ハ一体ノ組織トスルヲ有利トス

(ハ) (ロ)項ノ理由ニ対シテハ海軍工廠ノ航空機部ヲ強化シ軍需部ノ第二課ヲ之ニ統合スル案ヲ考慮シ得ベシト雖  
本案ハ左ノ理由ニ依リ適當ナラズ

(一) 航空兵器関係事業ト航空兵器ヲ除ク兵器及艦船関係事業ハ共ニ急激ナル膨張ヲ來シ(予算参照)工廠ヲシテ此等両者ノ事業ヲ実施セシムルハ其ノ負荷過大ナリ

(二) (ロ)項ノ要求ヲ滿スベキ機関ハ航空部隊ノ近接地ニ在ルヲ最モ能率的トス從テ本案ニ依レバ工廠航空機部ノ出張所ガ各航空部隊ノ近接地ニ置カルル形式ヲ執ルヲ要ス

斯クノ如キハ出張所ノ職權ニ限度アリ大量ニシテ迅速ナル処理ヲ要スル要求ニ副フコト至難ナリ

二、航空関係並ニ航空関係ヲ除ク兵器及艦船関係予算ノ概況

別図ノ通

三、航空廠新設当初霞ヶ浦ニ工具養成所ヲ置ク理由

工員養成所ハ各航空廠ニ之ヲ置クノ要アリテ夫々準備中ナルモ開庁当初霞ヶ浦ノミニ之ヲ置ク理由左ノ如シ  
(一) 十六年度成立セル工員養成所用設備費ハ霞ヶ浦、大村、木更津ノ三ヶ所ニシテ之ガ経費十六年、十七年  
度トシテ合計八八〇、〇〇〇円ニシテ同経費ヲ以テハ前記三ヶ所ニ設置困難ニツキ不取敢一ヶ所ニ集中  
スルノ要アリ

(二) 大村ハ佐世保工廠ヨリ分離スルモノニシテ前項ノ事情ニ依リ差当リ工員養成所新設迄佐工廠ニ依頼スル  
コトトス

(三) 木更津ハ予定敷地田圃ニシテ之ガ埋立二一カ年以上ヲ要スルニ反シ霞ヶ浦ハ整地ノミニテ用地ヲ得ルコ  
ト容易ナル關係上当初ハ霞ヶ浦ニ設置シ木更津、霞ヶ浦兩廠ノ分ヲ教育スルヲ要ス

#### 四、航空廠各部ノ主要所掌事項

総務部 各部所諸掌事務ノ総合連絡ニ関スルコト

公文書類ノ接受及發送ニ関スルコト

廠内ノ保安及取締ニ関スルコト

人事ニ関スルコト

労務ノ一般事項ニ関スルコト

器材部 航空兵器ノ準備、保管、供給及空中輸送ニ関スルコト

航空機ノ飛行試験ニ関スルコト

飛行機部 飛行機機体、「プロペラ」、落下傘及其ノ属具ノ造修、飛行機ノ装備ニ関スルコト

飛行機機体、「プロペラ」、落下傘及其ノ属具ノ試験及検査ニ関スルコト

発動機部 発動機及其ノ属具ノ造修ニ関スルコト

発動機及其ノ属具ノ試験及検査ニ関スルコト

兵器部 航空兵器（飛行機機体、発動機、「プロペラ」、落下及其ノ属具ヲ除ク）ノ造修ニ関スルコト

航空兵器ノ試験及検査ニ関スルコト

會計部 予算決算ニ関スルコト

給与ニ関スルコト

購買、売却等ニ関スルコト

医務部 医務衛生ニ関スルコト

五、軍需部各課ノ主要所掌事項

総務課 各課所掌事務ノ総合連絡ニ関スルコト

公文書類ノ接受及發送ニ関スルコト

部内ノ保安及取締ニ関スルコト

人事ニ関スルコト

會計課 予算決算ニ関スルコト

給与ニ関スルコト

軍需品ノ購買、売却等ニ関スルコト

第一課 兵器（航空兵器ヲ除ク）ノ準備、保管及供給ニ関スルコト

第二課 航空兵器ノ準備、保管及供給ニ関スルコト

第三課 艦営需品及燃料ノ準備、保管及供給ニ関スルコト

第四課 被服及糧食ノ準備、保管及供給ニ関スルコト

被服及糧食ノ製造加工ニ関スルコト

研究課 艦営需品、被服及糧食ノ研究ニ関スルコト

との説明⑩がなされており、海軍航空廠の任務内容や設立の趣旨といった点が明確に示されている。更に同文書には別途、

航空廠新設当初霞ヶ浦二工員養成所ヲ置ク理由追加

大村ニ置カズ霞ヶ浦ニ置ク理由

第二十一航空廠(大村)ハ佐世保工廠ヨリ分離独立スルモノニシテ同航空廠ノ工員養成ハ一時的対策トシテ佐世保工廠ニ依託スルノ途アルモ第一航空廠(霞ヶ浦)ニ付テハ横須賀工廠又ハ航空技術廠ニ対シ大村佐世保間ノ如キ関係特ニ無ク新規設置セラルル結果輕易ニ依託シ得ザル状況ニ在リ

右ノ次第ノ為此ノ際差シ当リ工員養成所ハ霞ヶ浦ニ設置スルコトトス

との文章⑩が添付されており、航空兵器の発展に伴い拡充されていた航空隊、特に練習航空隊などに指定された航空隊に隣接する形で航空廠を設立することで新たに製作した航空機(改良機を含む)及び兵器の実験や航空機などの補修などの円滑化を図るとともに航空機造修の制度一本化を海軍上層部が目指していたことが理解できる。

このような理由をもって昭和十六年(一九四二)十月一日に大村に第二十一海軍航空廠は開廠されることとなった。しかし、開廠するに当たり用地確保など各種の事業が事前に行われていたことは当然のことである。そこで第二十一海軍航空廠の略年表を先に紹介することで、今後の本項の記述の参考としたい。

○第二十一海軍航空廠 略年表

- 大正八年（一九一九）  
 月日不詳 佐世保海軍工廠造兵部飛行機工場開設。  
 昭和九年（一九三四）  
 六月 佐世保海軍工廠造兵部飛行機工場が航空機部として独立。  
 昭和十一年（一九三七）  
 二月 航空機部の日宇移転が決定。  
 昭和十四年（一九三九）  
 三月 日宇移転用地が地盤軟弱の為に大村移転が決定。  
 六月 大村の用地測量、用地の買収交渉が開始される。  
 ※この時、竹松協会敷地が買収される。  
 十二月 第二十一海軍航空廠設立準備委員会令が発令される。  
 ※委員長には中村止海軍少将が就任。  
 昭和十六年（一九四一）  
 五月 航空廠設立準備委員長名で大村の都市計画について長崎県並  
 びに大村町に提案。  
 九月 官舎、工員住宅、寄宿舎の工事着工。  
 十月一日 第二十一海軍航空廠開廠。  
 昭和十七年（一九四二）  
 四月 第二十一海軍航空廠鎮海支廠が分離独立（第五十一海軍航空  
 廠）。  
 昭和十八年（一九四三）  
 二月 航空廠工員養成所落成式挙行。  
 航空廠工員養成所及び同官舎竣工。  
 昭和十九年（一九四四）  
 二月 官舎、工員住宅、寄宿舎が完成。  
 四月 第二十一海軍航空廠鹿屋支廠が分離独立（第二十二海軍航空  
 廠）。

○第二十一海軍航空廠 歴代廠長

- 中村止海軍少将 昭和十六年（一九四二）十月一日～  
 同年十一月二十日  
 桜井忠武海軍中将 昭和十六年十一月二十日～  
 昭和十七年（一九四二）十二月一日  
 中村伍郎海軍少将 昭和十八年（一九四三）七月一日～  
 昭和十九年（一九四四）六月十五日  
 ※昭和十八年十月十日からは鹿屋支廠の支廠長も兼任。  
 ※桜井中将退任～中村少将着任までの期間が空白となっているが、そ  
 の間の廠長については資料なしのため、空白のままとした。  
 中村止海軍中将 昭和十九年六月十五日～  
 昭和二十年（一九四五）十一月三十日  
 （終戦後の残務処理期間を含む）。  
 ※昭和十八年十一月一日に中将に昇進（二回目の廠長就任）。

六月 航空廠拡充(第一次)計画工事竣工。

七月 共済組合病院受診開始。

九月 学徒動員令により航空廠に学生などの勤労働員者が配置される。

十月二十五日 大村空襲(被害甚大)。

殉職者数 二七二名

※当時の航空廠報では「二百余名」という表現がなされている。

重軽傷者 三〇〇名余

建物の焼失等 合計二二万平方尺

(約六万四〇〇〇坪)

※全建物の約半分が焼失や半壊。

昭和二十年(一九四五)

二月 各部の疎開工場工事に着工。

四月二日 自動車部が設置される。

八月十七日 学徒勤労働員が解除され、動員された女子学生・男子

学生・女子挺身隊・徴用工などの帰郷が開始される。

※月末までに二万五〇〇〇人が航空廠から退去する。

十一月十日 中村廠長以下、幹部立会の下、残存兵器と共に賠償物

資を進駐軍に引渡す。

十一月三十日 航空廠残存施設を大蔵省に引継ぎ、正式に第二十一

海軍航空廠が廃廠となる。

※工員宿舎(杭出津、水田、坂口、諏訪、竹松など)は仮管理者と

して大蔵省から大村市に管理が委託される。



写真3-14 第廿一海軍航空廠工員養成所跡石碑 (大村市立西大村中学校内)

以上が第二十一海軍航空廠の略年表及び歴代廠長(108)である。次にこの略年表を参考にしつつ、航空廠についても少し掘り下げていきたい。

航空廠の創設の理由、航空廠の所掌事項については前述の「海軍航空廠令」と海軍省軍務局作成の「航空廠新設二関

スル説明資料」によって示したが、第二十一海軍航空廠の場合、他の工廠とは異なり、鹿屋（鹿児島県、翌年十二月一日に鹿屋支廠出水補給工場が発足）及び鎮海（朝鮮半島、更に鎮海支廠には元山分工場が存在したが、これも第二十一海軍航空廠に隷属）の支廠を傘下に有する大規模なもの（開廠時に二つの支廠を有した航空廠は第二十一海軍航空廠のみ）であった。

これに加えて昭和十六年十月一日の開廠と時を同じくして発令された「官房機密第八九九三号」により航空兵器保管供給所の名称も変更されることとなり、第二十一海軍航空廠傘下に、

佐世保軍需部↓第二十一航空廠日宇補給工場

佐世保軍需部大村支庫↓第二十一航空廠大村補給工場

博多航空隊内佐世保軍需部倉庫↓第二十一航空廠博多補給工場

佐世保軍需部鹿屋支庫↓第二十一航空廠鹿屋支廠鹿屋補給工場

鎮海軍需部↓第二十一航空廠鎮海支廠鎮海補給工場

元山航空隊内鎮海軍需部倉庫↓第二十一航空廠鎮海支廠元山補給工場

といった施設<sup>109</sup>が組み込まれることとなった。しかし、その規模については諸説あるとともに、防衛省防衛研究所などを含む公的機関に一次史料としてその数字を示したものは確認できなかった。そこで航空廠で働いていた方々の体験談やそれがまとめられた各種書籍に記載されている数字を紹介したい。ただし、拡張工事前と拡張工事後、疎開工場の存在など一部数字が混乱しているものもあり、必ずしも正確な数字とは言い難い点もあることを前提として述べておく。



<p><b>第二十一海軍航空廠 開廠時期</b></p>	<p>九、十、十一区</p>
<p>廠内敷地 六四万五〇〇〇平方尺(一九万五四四坪) 引込み道路 八万六六〇〇平方尺(二万六二四二坪) 工場 六十二棟(延べ建坪三万一千八五四坪)</p>	<p>池田 五万九五〇〇平方尺(一万八〇三〇坪) 二三〇棟(二階四戸) 島原 二万三〇〇〇平方尺(六九七〇坪) 六二棟(平家三戸) 営団諏訪 四万五〇〇〇平方尺(一万三三六坪) 二六〇棟(平家三戸) 営団諏訪 三万八〇〇〇平方尺(一万二五五坪) 二〇九棟(平家三戸) 小計 三万八四〇〇〇平方尺(一〇万一千二二坪) 一一三二棟 (二六六二世帯)</p>
<p><b>第二十一海軍航空廠 拡張工事後</b></p> <p>第二十一海軍航空廠工場面積 廠内 二二六万八〇〇〇平方尺(六五万七〇〇〇坪) 廠外直属 三七万三二〇〇平方尺(一万三〇〇〇坪) ※兵器部、水源地、鉄道引込地等 小計 二五四万二二〇〇平方尺(七七万六〇〇坪)</p>	<p>※営団諏訪が二つあるのは一次と二次で工事が異なるため。</p>
<p><b>職員住宅面積</b></p> <p>高級官舎 竹松 二万二六〇〇平方尺(六八四八坪) 二八棟 中級官舎 竹松 一万平方尺(三〇三〇坪) 三〇棟 古町 一万七三〇〇平方尺(五二四〇坪) 五〇棟 小計 四万九九〇〇平方尺(二万二八坪) 一〇八棟</p>	<p><b>女子工員寄宿舍面積</b></p> <p>女子第一寄宿舍 六〇〇〇平方尺(一八一八坪) 三棟 女子第二寄宿舍 一万九〇〇〇平方尺(五七六〇坪) 六棟 ※女子第一〜三寄宿舍は古町。 郡川寄宿舍 六万平方尺(一万八二二坪) 二三棟 小路口寄宿舍 三万五五〇〇平方尺(一万七六〇坪) 一一棟 竹松寄宿舍女子 二万九〇〇〇平方尺(八七八〇坪) 七棟 植松寄宿舍・四・六・八・十・十一 一〇万四〇〇〇平方尺(三万二五五坪) 二二棟 植松寄宿舍一・三・五・七・九・一・一・三・一五 九万六〇〇〇平方尺(二万九〇九〇坪) 一九棟 葛城 二万五〇〇〇平方尺(七五七六坪) 八棟 女子大曲 一万六〇〇〇平方尺(四八五〇坪) 二棟 杭出津 一万四三四五平方尺(四三三〇坪) 四棟 其他関連施設 八万二五二六平方尺(二万五〇〇〇坪) 小計 四八万七二七二平方尺(二万二六八〇坪) 八五棟</p>
<p><b>工員住宅面積</b></p> <p>一区 大佐古 二万四五〇〇平方尺(七四二四坪) 四五棟(平家二戸) 二区 水田 二万一〇〇〇平方尺(六三六四坪) 七五棟(平家二戸) 三区 杭出津 四万平方尺(一万二二〇坪) 一三〇棟(平家二戸) 五、六区 古町 四万二五〇〇平方尺(二万二八八〇坪) 一五〇棟(平家二戸) 七、八区 諏訪 四万五〇〇〇平方尺(二万三七〇〇坪) 七〇棟(二階四戸)</p>	<p>戸)</p>

<p>廠外用地</p>	<p>発動機部</p>
<p>物資部 二万七三〇〇平方<sup>尺</sup>八二七〇坪 松並地区          工員養成所 九万七〇〇〇平方<sup>尺</sup>二万九三九四坪          教官舎宅 九六〇〇平方<sup>尺</sup>二九〇〇坪二四棟          施設部 二〇万平方<sup>尺</sup>(六万坪)三城、松並地区          施設部舎宅 一万二〇〇〇平方<sup>尺</sup>四〇〇〇坪          協力工場 二万五五〇〇平方<sup>尺</sup>七七〇〇坪          物資部物品置場 三万一〇〇〇平方<sup>尺</sup>(九三九三坪)松並          竹松配給所 二五〇平方<sup>尺</sup>(七六坪)          諏訪配給所 一五〇平方<sup>尺</sup>(五〇坪)          水田配給所 二五〇平方<sup>尺</sup>(七六坪)          小計 四〇万三〇五〇平方<sup>尺</sup>(二万二二四〇坪)</p>	<p>諫早永昌 四五〇〇平方<sup>尺</sup>          公園 五五〇〇平方<sup>尺</sup>          小栗、小ヶ倉 六八〇〇平方<sup>尺</sup>          小栗隧道 二〇〇〇平方<sup>尺</sup>          補給部          大村臼島トンネル 二万平方<sup>尺</sup>          福重小隧道(燃料) 詳細不明          菅瀬山奥道路(自動車類) 三〇万平方<sup>尺</sup>          小長井、小野、多良見(タイヤ分散) 詳細不明          富松神社の竹山 二〇〇平方<sup>尺</sup>(自転車置場)          会計部          大村市内久原公園 三五二〇平方<sup>尺</sup>          鈴田隧道二・七<sup>尺</sup>高・一・五<sup>尺</sup>長さ一四〇<sup>尺</sup>          稲川地区 詳細不明          針尾 詳細不明</p>
<p>疎開工場面積(太平洋戦争末期に建設)</p>	<p>材料部          佐賀県鹿島市内周辺 浜、塩田、五町田の酒蔵と寺院。</p>
<p>飛行機部          菅瀬郡川上、中、下、池田 七七四〇平方<sup>尺</sup>          波佐見金山跡 四七〇〇平方<sup>尺</sup>          水計地区 八六二〇平方<sup>尺</sup></p>	

以上が第二十一海軍航空廠の規模を示す数字⑩であるが、前述したように公式の記録が確認できていないものがあるが、同工廠で働いた経験を有する関係者を中心として調査などがなされた上の数字であるため、引用した。

これらの大村の施設に加えて多くの工場などが第二十一海軍航空廠の傘下に組み込まれていた。具体的には前述したのものも含むが、

沖繩分工場(沖繩県島尻郡)

日宇補給工場（長崎県佐世保市日宇町）

大村補給工場（長崎県大村市）

博多補給工場（福岡県糟屋郡志賀島村）

上海補給工場（中国江蘇省上海）

崎辺補給工場（長崎県佐世保市崎辺）

広畑補給工場（長崎県佐世保市広畑）

袋補給工場（熊本県葦北郡水俣町袋）

沖繩補給工場（沖繩県島尻郡小禄村）

青島補給工場（中国青島特別市滄口）

といった工場群⑪が第二十一海軍航空廠の傘下にあった。これに加えて第二十一海軍航空廠は昭和十七年（一九四二）四月の鎮海支廠（第五十一海軍航空廠）、昭和十九年（一九四四）四月の鹿屋支廠（第二十二海軍航空廠）の分離・独立を経験しているが、その分離・独立した支廠にも、

第五十一海軍航空廠	第二十二海軍航空廠
元山分工場（朝鮮半島元山） 鎮海補給工場（朝鮮慶昌南道原郡鎮海邑） 元山補給工場（朝鮮咸鏡南道徳源郡南斗南里）	出水分工場（鹿児島県出水郡） 鹿屋補給工場（鹿児島県鹿屋市） 出水補給工場（鹿児島県出水郡出水町） 鹿児島補給工場（鹿児島県鹿児島市）

といった分工場及び補給工場⑫が傘下であり、一大工場として存在していたことをうかがわせている。

その一方で、こうした方々の体験談その他の中で「廠員五万人の規模を有する」といった文言を見ることができるとともに具体的に、

総務部	一〇〇〇名	小計	三万九一〇〇名
飛行機部	一万八〇〇〇名	挺身隊員	一五〇〇名
発動機部	一万三〇〇〇名	年少工員	一〇〇〇〇名
兵器部	一六〇〇名	学徒	八〇〇〇〇名
補給部	一五〇〇名	小計	一万〇五〇〇〇名
会計部	一五〇〇名	合計	四万九六〇〇〇名
医務部	五〇〇〇名	※約五万人として表現。	

という数字⑬が挙げられているものがあるが、これについて当時の大村市（市制施行前の数字と市制施行後）の人口数と比較して数字の間違いを指摘するケースも散見⑭される。

とは言え、この第二十一海軍航空廠が大村に開廠したことによる廠員の配置によって大村の人口が爆発的に増加したことは歴史的事実であり、これが大村において市制が施行されるに至った直接的な要因となったことは間違いないかった。とりわけ人口増の直接的要因となった廠員の配置、つまりは廠員住宅の設置は大村の近代史にとって重要な歴史的事実となった。この住宅について、長崎総合科学工学部の林 一馬教授がその遺構調査を行っており（平成十四年〓二〇〇二年末）、その調査報告を行っている。その報告を抜粋すると、

（中略）工員住宅には平屋建て2戸連続と2階建て1棟4戸という2つの基本タイプがあったが（中略）杭出津住宅の方は6畳・6畳の和室と台所からなる2Kの平面タイプで、諏訪住宅の方は6畳・4・5畳の和室と3畳の茶の間及び台所からなる3Kの平面タイプが上下2戸に重なっている。前者の当初面積は10・5坪、後者は1階が11・5坪、2階が12・5坪である。平面規模は小さいが、いずれも床の間をもつ和風住宅で、炊事場と便所は各戸に完備していた。風呂は共同浴場が地区ごとに設置されていたので当初はなかったが、戦後の増築で最も目

立つのはこれの設置である。

屋根は切り妻形式の棧瓦葺き、外壁はさら子下見板張りの大壁構造、柱は両者ともすべて3寸5分(10.5cm)角の杉材を用いている。

柱間の設計寸法は、いずれも柱の中心で測った芯々制で、1間 $\parallel$ 6尺としている。ただし、諏訪住宅の方は半間 $\parallel$ 90cm、1間 $\parallel$ 180cmという数値が実測から得られたので、もしかすると尺ではなくメートルを使用していた可能性もないではない。

という内容(15)である。

では、こうした工員住宅への入居は航空廠でどのように決定され、処理されていたか、工員住宅の管理・運営などはどのようにして進められていたかということになるが、これについては航空廠報(昭和十六年十一月二十日)の中に、

#### 二十一空廠達第四六号 別冊

##### 第二十一海軍航空廠工員住宅内規

第一條 第二十一海軍航空廠工員住宅(以下単ニ住宅ト称ス)ノ居住並ニ維持ニ関シテハ別ニ規定アルモノノ外  
本内規ニ依ル

第二條 住宅ハ第二十一海軍航空廠勤務ノ男工員ニシテ家族ヲ有スル者ニ貸付クルモノトス

第三條 住宅ノ各部配所、居住区分、使用料及維持費左ノ如シ



写真3-15 工員住宅(池田新町)

備考

第四條ニ依ルモ尚空住宅アルトキハ廠長ノ許可ヲ得テ左ノ順序ニ依リ居住セシムルコトヲ得

- 一、二等工員ニシテ家族ヲ有シ希望スル者
- 二、雇員、傭人ニシテ家族ヲ有シ希望スル者
- 三、右各号ノ場合ニ於ケル居住区分左ノ通

住宅区分		配当区分		使用料		維持費		計		居住区分	
甲 号 (八、六、三疊)	医	会	飛	器	総	一円五十銭	八円五十銭	一〇円	工長、 工事	甲	号
	医	会	飛	器	総						
乙 号 (六、六、三疊)	医	会	飛	器	総	一円五十銭	七円五十銭	九円	医 手	乙	号
	医	会	飛	器	総						
丙 号 (六、六、三疊)	医	会	飛	器	総	一円五十銭	六円	七円五十銭	一等 工員	丙	号
	医	会	飛	器	総						

住宅区分	居住区分
甲 号	月給七十円以上ノ雇員
乙 号	月給一円五十銭以上ノ雇員 日給五十円以上ノ傭人
丙 号	日給一円以上ノ傭人 右以外ノ者

第四條 各部配當ノ住宅ニ居住者ナキトキハ關係部長協議ノ上廠長ノ決議ヲ經テ他部ノ者ヲ居住セシムルコト但シ此ノ場合予メ廠長ニ於テ必要ノ際ハ無条件退去ニ応ズル旨承諾書ヲ本人ヨリ徴シ之ヲ許可ス又退去請求後一週間以内ニ退去スルモノトス

第五條 各部ニ於テ居住区分ヲ変更スルノ要アルトキハ廠長ノ許可ヲ受クベシ

第六條 各部工員ノ世帯数及等級別数等ニ異動ヲ生シタルトキハ住宅ノ配當区分並ニ居住区分ヲ変更スルコトアルヘシ

第七條 住宅ニ關スル諸般ノ事務ヲ処理セシムル為左ノ委員ヲ置ク但シ選定ヲ要スル委員附ハ委員長之ヲ囑託ス  
委員長一名 総務部長 全般

庶務委員一名 総務部勞務主任 住宅ノ管理貸付返還維持及庶務ニ關スル事項

衛生委員一名 醫務部後任部員 衛生ニ關スル事項

會計委員一名 會計部後任部員 會計經理ニ關スル事項

委員附若干名 委員ノ命ヲ承ケ事務ヲ処理ス

第八條 住宅ヲ借用セントスル者ハ願書(様式第一)ヲ提出シ廠長ノ許可ヲ受クヘシ

第九條 住宅借用ノ許可ヲ受ケタル者ハ會計委員立会ノ上住宅及附屬物件ノ引渡ヲ受ケ借用届(様式第二)ヲ廠長ニ提出スヘシ

第十條 住宅居住資格消滅シタルトキハ速ニ退去日取ヲ確定シ廠長ニ届出ヅベシ(様式第三)若シ已ムヲ得ザル事故ノ為一週間以内ニ退去スルコト能ハザルトキハ其ノ事由ヲ具シ三十日間以内ヲ限り猶予ヲ出頭スルコトヲ得(様式第四)住宅ヲ返納スルトキハ會計委員ノ立会ヲ受ケ住宅及附屬物件ノ授受ヲ為シ返納届(様式第五)ヲ廠長ニ提出スベシ

第十一條 住宅使用料及維持費ハ會計部ニ於テ毎月各自ノ給料中ヨリ控除徴収ス若シ控除徴収スルコト能ハサル

トキハ別ニ納付セシム但シ一ヶ月未満ノ場合八月ノ十五日以前ニ退去又ハ十六日以後ニ居住シタルトキハ半額トシ十五日以前ニ居住シ又ハ十六日以後ニ退去シタルトキハ全額トス

第十二條 住宅及附属物件ノ保存上必要ナル手入レハ一切居住者ノ自弁トス但シ天災若クハ自然ノ腐朽ニヨリ修繕ヲ加フルノ要アルトキハ官費ヲ以テ支弁ス

第十三條 維持費ハ各住宅毎ニ區別整理シ彼此流用スルコトヲ得ス

第十四條 維持費ハ確實ナル銀行ニ保管ヲ託シ其ノ利殖ヲ計ルモノトス

第十五條 会計委員ハ三ヶ月毎ニ維持費現在額ヲ各居住者ニ通知スルモノトス

第十六條 会計委員ハ毎年三月末日ヲ期トシ維持費、雑収入等ノ出納明細書ヲ調製シ四月中ニ委員長ヲ經テ廠長ニ提出スルモノトス

第十七條 維持費ヲ以テ支弁スヘキモノ左ノ如シ但シ左記以外居住上必要已ムヲ得サルモノハ委員協議ニ依リ実施スルコトアルヘシ

畳表替、襖張替、障子紙、硝子板嵌替、台所流シ、同台、同踏板、浴室洗台、洗面流シ台付、目隠シ、物干柱、塵箱、煙突、壁塗替(化粧用)、電灯料、揚水動力費、共同浴場使用負担費、道路溝渠ノ掃除、煙突掃除、屋敷外草刈、便所汲取及衛生上ノ費用

第十八條 雑収入ハ委員長ノ適當ト認ムル住宅共通ノ費用其他ニ使用スルコトヲ得

第十九條 維持費支弁ニ係ル修理物件アルトキハ居住者ハ別紙修理請求書ヲ会計委員ヲ經テ委員長ニ提出スルモノトス

官費支弁ニ係ル修理物件アルトキハ委員長ヲ經テ之ヲ建築部ニ請求スルモノトス

第二十條 会計委員ハ住宅修繕簿ヲ作製シ置キ居住者請求ニ係ル維持費支弁ノ修繕事項ヲ記入シ之ヲ請負ニ附シ請負人ヨリ請求書ヲ出サシメ工事竣成後直ニ代金請求書ヲ差出サシメ支払ノ手續ヲナスモノトス



第二十一條 維持費支弁ノ工事ハ維持費現在額ノ範囲内ニ於テスルモノトス但シ不足額ヲ居住者ニ於テ定額維持費ノ外ニ特ニ補充支弁スルトキハ此ノ限りニ在ラス

第二十二條 居住者ハ廠長ノ許可ナクシテ増築加工若ハ移動シ得ヘキ住宅附属物件ノ使用ヲナスコトヲ得サルモノトス

第二十三條 徴収シタル使用料及維持費ハ過誤徴収シタル場合ノ外之ヲ返戻セサルモノトス

第二十四條 共同浴場ハ大村海軍共済組合購買所ニ委託経営セシム

大村海軍共済組合購買所ハ入浴時間、入浴料金等ヲ定メ廠長ノ承認ヲ承クヘシ

第二十五條 居住者ハ家屋建具類ノ保存ニ留意シ屋内外ノ整潔整頓ニ任スルモノトス

第二十六條 住宅移住ノ際又ハ居住者ノ家族ニ伝染病発生ノ場合ニハ衛生委員ニ申出テ舎内ノ消毒ヲ行フモノトス

との住宅内規<sup>16</sup>があることから予想することができる。つまり、入居者は家族を有する男性職員であり、工員住宅はこうした世帯を受け入れる住宅であったこと、家賃や維持費は工員の毎月の給与から差し引かれていたこと、差し引かれた維持費は銀行預託での運用がなされていたこと、老朽化だけでなく天災発生時も修繕費を出す現在の災害保険のような形（必要以上の経費は自己負担）が取られていたこと、自治組織としての委員会が構成されていたこと、転居の際の消毒など衛生管理がしっかりと行われていたことなどである。こうした点から考えれば、軍事施設である第二十一海軍航空廠工員住宅では地方自治体である大村市（大村町）の圏域外の独自のコミュニティが創設され、運営されていたことをうかがうことができる。

次に第二十一海軍航空廠で製作された航空機や発動機などについてであるが、これについては、

紫電改 一〇機（二十年度）

流星 二五機（十九〜二十年度）

零式練習用戦闘機（改造）

二三八機（十七～十九年度）

零式水上観測機

五九四機（十六～十八年度）

※この数字についても諸説あり、大幅に数字が異なるもの、僅かな差異あるものなど多数が存在する。  
という数字⑬とともに、機体の修理・改造件数についても、

十六年度 三八〇〇（修理件数）

四〇〇〇（改造件数）

十七年度 四七〇〇（修理件数）

四八〇〇（改造件数）

十八年度 六一〇〇（修理件数）

四九八〇（改造件数）

十九年度 八八〇〇（修理件数）

三九八〇（改造件数）

二十年度 三九〇〇（修理件数）

二二〇〇（改造件数）

※この数字は航空廠全体の数字となつているとともに、その数字自体も正式な記録に残っていないため、戦後に航空本部整理部が米国防略爆撃調査団に提出したと考えられる資料や推定のものであるため、正確な数字とは言い難いが、一部史料を用いた部分もあるため、掲載した。

という数字⑭を見ることができるとともに、また、各航空機の性能などについては兵器の説明になるため、ここでは紹介し

ない(19)。

ただし、これら航空機を製作する上で重要なシステムとなったものが第二十一海軍航空廠において存在する。それが「タクトシステム」というものであった。これは「ドイツのヘンシエル社及びハインケル社、米国フォード自動車のマスプロ方式を、仔細に検討した結果(20)」生み出された、第二十一海軍航空廠独自のシステムであった。これは航空機製作の過程を分割し、流れ作業によって製作していく、というものであるが、具体的には、

第一工程から第九工程をそれぞれ、隔壁から前方、操縦席内、後部座席胴体内部、胴体尾部及び外部の四区画に分け、一工程から六工程までは、胴体内部機装、基準翼、尾翼取付等を行ない、七工程から九工程までは、主翼、浮舟の取付、発動機の搭載、十工程では重量、重心の測定及び本調査を行なった。

機体は基準翼及び尾部を架台に支え、レール上を移動させ、六工程から七工程への移動はクレーンによって行った。九工程より機体を下ろし並方向に前進させ、全工程を移動し終わるのに約二〇分を要した。

作業台の下は各工程の部品棚として利用、不足部品の早期発見を便にした。前進速度を次のように決定した。一ヶ月の実働時間を平日に二



写真3-16 タクトシステム  
(活き活きおむら推進会議編『楠のある道から』 活き活きおむら推進会議、2003年 37頁から)

時間残業、木曜、給料日定時、日曜休日として一月二六五時間、月産三〇機目標で前進速度一七時間とした。というもの⑫であった。しかし、このシステムを成功させるためには、

● 十分な作業分析を行って工程のわけ方を決める。

● 一つの工程に必要な人員を配置する。この場合錬度を十分考慮しなくてはならない。

● 軌道に乗れば驚異的な速さで工数は減少するのだから、はじめは十分余裕を見て計画を立てる。手直しなどに備えて予備の工程をつくっておくのも有効である。

● 後30分作業をすれば今掛かっている号機は終わるのだというときでも指定どおりに作業を終わる癖をつける。それは逆に終業の30分前に移動の時間が来たときに残りの30分を新しい号機に対して有効に使う事に繋がるので極めて大事な事である。

といった点⑬を事前に十分考慮する必要があった。

こうしたシステムの構築に見られるように、航空技術の最先端施設としての第二十一海軍航空廠に勤務していた関係者は戦後日本産業の興隆に寄与し、多くの民間企業に航空廠で培われた技術や知識が受け継がれた。

このように航空機の技術革新の進展、航空機の重要性が増加していく過程の中で海軍航空隊と隣接する形で航空廠が設置されたことで航空機の造修に迅速に対応する体制が取られることとなった。しかし、現実的には太平洋戦争開戦直前に開廠したこともあり、空中輸送や試験飛行を担当する搭乗員の配置まで手が回らない状況であった。その証拠に開廠時に各航空廠には、

航空廠常飛行兵配属数

第二航空廠 六名

第十一航空廠 四名

第二十一航空廠 四名

第六十一航空廠 三名

※その他、各航空廠に配属されていた飛行経験未熟の予備士官一、二名は除く。

といった飛行兵が配属<sup>(123)</sup>されていたが、実際には「欠員が常で定員を満たすことはなかった<sup>(124)</sup>」といわれている。

こうした理由もあり、前述の航空機の造修という便宜的な理由とも相まって航空廠は航空隊に隣接する形となったものと考えられる。しかし、大村における海軍航空廠は西日本における大規模航空隊であった大村海軍航空隊に隣接していた、という理由もあり、開廠後直ぐに拡張計画が実施され、多くの関係者が言うところの「東洋一」と言われる規模にまで拡大していった、と考えられる。実際、航空廠開廠時には九州全体から朝鮮半島南部、中国の補給工場までを傘下に有する大規模航空廠であったことから考えれば、大村単体で捉えるのではなく、全体として見た場合「東洋一」とする言葉があながち過言ではない。ただし、こうした軍施設が密集し、軍都としての形が整備されていくに従い、太平洋戦争末期には敵軍の攻撃的的となり、悲劇を招来することになったことも悲しい歴史の事実である。

(徳永武将)

註

- (1) 日本海軍航空史編纂委員会編「日本海軍航空史(2)軍備編」(時事通信社 一九六九) 三三八頁
- (2) 「佐世保航空隊設備訓令工事2(6)」「防衛省防衛研究所所蔵 海軍省—公文備考—T11—143—2846)」
- (3)～(9) 前掲註(2)
- (10) 「佐世保航空隊設備訓令工事3止(5)」「防衛省防衛研究所所蔵 海軍省—公文備考—T11—144—2847)」
- (11) 「佐世保航空隊設備訓令工事3止(2)」「防衛省防衛研究所所蔵 海軍省—公文備考—T11—144—2847)」
- (12) 伊藤 隆他編『続・現代史資料5 海軍 加藤寛治日記(みすず書房 一九九四) 四八頁 大正十年十一月二十日条
- (13)～(15) 前掲註(12) (13) 四九頁 大正十年十二月四日条、(14) 五一頁 大正十年十二月三十日条、(15) 九三頁 昭和五年三月二十五日条

- (16) 「土地買入の件大村航空部」(防衛省防衛研究所所蔵 海軍省—公文備考—S3—112—3742)
- (17)、(18) 前掲註(9)
- (19) 「第2255号 6.7.7 大村海軍航空隊船溜防波場及び滑走台新設の件(1)」(防衛省防衛研究所所蔵 海軍省—公文備考—S6—90—4192)
- (20)、(21) 前掲註(9)
- (22) 「第2920号 7.8.5 大村海軍航空隊船溜防波堤其の他新設工事要領変更の件」(防衛省防衛研究所所蔵 海軍省—公文備考—S7—105—4352)
- (23)、(24) 前掲註(2)
- (25) 「第1985号 8.5.4同 大村海軍航空隊」(防衛省防衛研究所所蔵 海軍省—公文備考—S8—150—4590)
- (26)、(27) 前掲註(9)
- (28) 「第702号 9.9.22 大村海軍航空隊飛行場付近民家移転に関する件」(防衛省防衛研究所所蔵 海軍省—公文備考—S9—117—4758)
- (29) 前掲註(28)。ただし、この引用は見取り図の中にある文字部分のみを引用した。
- (30)、(31) 前掲註(28)
- (32) 「第3091号 8.5.19同 佐世保、大村海軍航空隊相互間出張旅費減額支給の件」(防衛省防衛研究所所蔵 海軍省—公文備考—S8—163—4603)
- (33)～(35) 前掲註(28)
- (36) 「第1362号 6.4.27 歎願書に関する件(2)」(防衛省防衛研究所所蔵 海軍省—公文備考—S6—69—4171)
- (37)～(42) 前掲註(28)
- (43) 大村航空隊に関する略年表及び司令については、①小池猪一編『海軍飛行予科練習生』第一卷(国書刊行会 一九八三)、②防衛庁防衛研修所戦史室編『戦史叢書 海軍航空概史』(朝雲新聞社 一九七六)、③日本海軍航空史編纂委員会編『日本海軍航空史(2)軍備編』(時事通信社 一九六九)、④近現代史編纂会編『航空隊戦史』(新人物往来社 二〇〇二)、⑤坂本正器・福川秀樹編『日本海軍編制辞典』(芙蓉書房 二〇〇三)、⑥外山操編『陸海軍将官人事総覧(海軍編)』(近代日本軍事組織・人事資料総覧)。(芙蓉書房 一九八二)といった図書を参考にした。
- (44) 前掲註(43)① 二四〇頁

- (45) 前掲註(44)
- (46) ～(50) 前掲註(43)① (46)二五二～三五頁、(47)二五二頁、(48)二五三頁参照、(49)、(50)二五五頁
- (51) 「貸与2止(2)」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—T14-56-3215)
- (52) 「大村海軍航空隊に兵器貸与の件」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S1—69—3422)
- (53) 「佐世保海軍軍需部保管の兵器貸与の件」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S1—69—3422)
- (54) 「大村海軍航空隊へ兵器貸与の件」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S1—70—3423)
- (55) 「兵器貸与請求の件」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S1—70—3423)
- (56) 「佐軍需兵第1666号 大村航空隊へ兵器貸与の件」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S3—90—3720)
- (57) 「兵器貸与の件 横須賀、霞ヶ浦航空隊軍艦鳳翔」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S4—84—3871)
- (58) 「兵器貸与の件 大村海軍航空隊」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S4—84—3871)
- (59) 「第122番電 5.5.1 大村海軍航空隊に兵器貸与の件」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S5—105—4041)
- (60) 「第51番電 5.5.9 大村航空隊に兵器貸与の件」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S5—105—4041)
- (61) 「第1758号 5.2.22 佐軍需兵第1502号 大村海軍航空隊に兵器貸与の件」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S5—105—4041)
- (62) 「第224番電 5.7.24 大村海軍航空隊に兵器貸与の件」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S5—105—4041)
- (63) 「第3137号 5.9.22 佐軍需兵第2755号 大村海軍航空隊に兵器貸与の件」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S5—106—4042)
- (64) 「第3430号 5.10.15 兵器貸与の件 大村航空隊」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S5—106—4042)
- (65) 「第538号 6.2.17 兵器貸与の件 横須賀航空隊外」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S6—70—4172)
- (66) 「第1036号 6.3.31 佐軍需兵第816号 大村海軍航空隊に兵器貸与の件」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S6—75—4177)
- (67) 「第963号 6.3.26 研究用兵器貸与の件 大村海軍航空隊」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S6—70—4172)
- (68) 「第1614号 6.5.15 兵器貸与の件 横須賀海軍航空隊」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S6—70—4172)
- (69) 「第2002号 6.6.13 兵器貸与の件 大村海軍航空隊」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S6—71—4173)
- (70) 「第2235号 6.7.3 兵器貸与の件 霞ヶ浦海軍航空隊外」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S6—71—4173)

- (71) 「第219番電 6.7.22 佐軍需兵第2340号大村海軍航空隊に兵器貸与の件」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S8—71—4173)
- (72) 「第2711号 6.8.27 佐軍需兵第2028号大村海軍航空隊に兵器貸与の件」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S6—75—4177)
- (73) 「第862号 7.3.7 兵器貸与の件 佐鎮長」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S7—78—4325)
- (74) 「第1672号 7.5.6 兵器貸与の件 泉・佐鎮長」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S7—79—4326)
- (75) 「第1897号 7.5.20 兵器貸与の件(泉)(佐)鎮長」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S7—80—4327)
- (76) 「第1969号 7.5.25 兵器貸与の件 横佐鎮長」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S7—79—4326)
- (77) 「第2682号 7.7.18 兵器貸与の件 横佐鎮長」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S7—79—4326)
- (78) 「第752号 8.2.22 兵器貸与請求の件 大村海軍航空隊 手持式航空写真機」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S8—114—4554)
- (79) 「第479号 8.2.4 佐軍需兵第367号大村海軍航空隊に兵器貸与の件「オイジ—固定機銃照準器付属具補用具共9個」に限る認許」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S8—112—4552)
- (80) 「第3222号 8.7.10 佐軍需兵第3376号大村海軍航空隊に兵器貸与の件」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S8—113—4553)
- (81) 「第4028号 8.9.11 兵器貸与の件 大村海軍航空隊 爆撃鑑査用写真器」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S8—113—4553)
- (82) 「第5369号 8.12.9 佐軍需兵第5778号大村海軍航空隊に兵器貸与の件」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S8—114—4554)
- (83) 「第935号 9.3.8 兵器貸与の件 大村海軍航空隊」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S9—78—4719)
- (84) 「第3135号 昭和9.7.12 兵器貸与の件 大村海軍航空隊」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S9—73—4714)
- (85) 「第271番電 昭和9.7.13 兵器貸与の件 大村海軍航空隊」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S9—73—4714)
- (86) 「第274番電 昭和9.7.20 兵器貸与の件 大村海軍航空隊」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S9—80—4721)
- (87) 「第4035号 昭和9.9.14 兵器貸与の件 大村海軍航空隊」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S9—74—4715)
- (88) 「第4288号 昭和9.10.3 兵器貸与の件 大村海軍航空隊」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S9—74—4715)



- (89) 「第306号」 10.1.25 兵器貸与の件 大村海軍航空隊〔防衛省防衛研究所所蔵 海軍省—公文備考—S10—84—4898〕
- (90) 「第465号」 10.2.5 兵器貸与の件 大村海軍航空隊〔防衛省防衛研究所所蔵 海軍省—公文備考—S10—84—4898〕
- (91) 「第946号」 11.3.3 佐軍需兵第8号の102大村海軍航空隊に兵器貸与の件〔防衛省防衛研究所所蔵 海軍省—公文備考—S11—88—5070〕
- (92) 「第2902号」 11.6.18 兵器貸与の件 大村空二〔防衛省防衛研究所所蔵 海軍省—公文備考—S11—90—5072〕
- (93) 「第281番電」 11.9.24 兵器貸与の件 大村空二〔防衛省防衛研究所所蔵 海軍省—公文備考—S11—102—5084〕
- (94) 「第5009号」 11.10.24 佐軍需兵第8号の605大村海軍航空隊に兵器貸与の件〔防衛省防衛研究所所蔵 海軍省—公文備考—S11—90—5072〕
- (95) 「第670号」 12.2.3 大村海軍航空隊に兵器貸与の件〔防衛省防衛研究所所蔵 海軍省—公文備考—S12—93—5258〕
- (96) 「第4248号」 12.7.23 兵器貸与の件〔防衛省防衛研究所所蔵 海軍省—公文備考—S12—93—5258〕
- (97) 「軍務1 機密第347号」 11.10.1 旧駆逐艦桐廬却処分の件〔防衛省防衛研究所所蔵 海軍省—公文備考—S11—85—5067〕
- (98) ～(99) 前掲註(65)
- (101) 「大村太刀洗間飛行演習」〔防衛省防衛研究所所蔵 海軍省—公文備考—T12—06—2949〕
- (102) 前掲註(91)
- (103) 大村航空隊を視察した外国武官などの諸情報については「軍務局報(5)」〔防衛省防衛研究所所蔵 海軍省—公文備考—T13—46—3123〕、「外国人(3)」〔防衛省防衛研究所所蔵 海軍省—公文備考—T14—128—3347〕、「西班牙」〔防衛省防衛研究所所蔵 海軍省—公文備考—T14—125—3344〕、「米国外使館附武官—行航空関係各部見学の件」〔防衛省防衛研究所所蔵 海軍省—公文備考—S1—87—3440〕、「正垣大将大村航空隊参観の件」〔防衛省防衛研究所所蔵 海軍省—公文備考—S2—134—3620〕、「視察出張の件」〔防衛省防衛研究所所蔵 海軍省—公文備考—S3—104—3734〕、「水第38号特務艦大和並に港湾視察の為出張の件」〔防衛省防衛研究所所蔵 海軍省—公文備考—S3—104—3734〕、「佛国外使館付海軍武官見学に関する件(一)」〔防衛省防衛研究所所蔵 海軍省—公文備考—S4—44—3831〕、「第2333号 昭和4年9月26日「トロワ」大尉外一名関西方面航空関係見学許可の件」〔防衛省防衛研究所所蔵 海軍省—武往文—S—6—62〕、「長崎憲高第239号 11.4.28 駐日米国外使館付海軍武官補佐官の視察資料入手に関する件」〔防衛省防衛研究所所蔵 海軍省—公文備考—S11—65—5047〕、「官房機密第709号

10.3.25 逸国海軍武官見学の件〔防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S10—57—4871〕〔第1050号 昭和10年3月18日 空軍武官吳空、渡辺鉄工所、佐空、大村空、佐伯航空隊見学の件回答〕〔防衛省防衛研究所蔵 海軍省—武往文—S—22—78〕よりつた史料の中から関係部分を参照した。

〔第2728号 11.6.8 祭案料下賜の件〕〔防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S11—47—5029〕

〔御署名原本・昭和16年・勅令第8075号・海軍航空廠令〕〔国立公文書館所蔵 御25352100〕

〔海軍航空廠令ラ定ム〕〔国立公文書館所蔵 類02418100〕

前掲註〔106〕

〔107〕略年表及び歴代廠長については、①第二十一海軍航空廠殉職者慰霊塔奉賛会編『放虎原は語る』〔大村市 一九九二〕、②片岡

源一郎編『回想 第21海軍航空廠（21空廠慰霊塔奉賛会 一九七八）』、③活き活きおむら推進会議〔児島明世編集責任者〕編

『楠のある道から 第21海軍航空廠の記録（活き活きおむら推進会議 二〇〇三）』、④日本海軍航空史編纂委員会編『日本海

軍航空史（二）軍備編（時事通信社 一九六九）』、⑤米永代一郎『半世紀の鹿屋航空隊・戦前篇（南九州新聞社 一九八九）』、⑥

外山 操編『陸海軍将官人事総覧〈海軍編〉（近代日本軍事組織・人事資料総覧）（芙蓉書房 一九八二）などを参考にした。

〔109〕前掲註〔108〕④ 四五五～六頁

〔110〕前掲註〔108〕①・③など参照。

〔111〕、〔112〕前掲註（一）〔111〕四四六～九頁参照、〔112〕四四六～九頁参照

〔113〕前掲註〔108〕① 九一頁。また、この数字以外にも佐世保市史編さん委員会編『佐世保市史』軍港史編 上巻（佐世保市

二〇〇二）五五三頁には米国戦略爆撃団の史料を引用し、昭和十八年（一九四三）十月時点で二万六三九一人、同年十一月時

点で二万八七七二人の廠員であったと記載されている。

〔114〕第二十一海軍航空廠で働いていた人数について、実際には五万人いかなかったとする意見、実際にはもっと多かったとする意見の両方が存在する。少なかつたとする意見は本文内でも述べたとおりであるが、多かつたとする意見は第二十一海軍航空廠の傘下にあつた分工場・補給工場などを念頭に入れた上でそうした分工場・補給工場などで働いていた廠員・学徒・挺身隊員などまで含めれば五万人以上の人数となる、という意見である。この五万人以上とする数字については防衛省防衛研究所をはじめとする公的機関に一次史料というべき史料が確認できず、設立された経緯などから考えれば、第二十一海軍航空廠傘下時期には存在していない一部の分工場及び補給工場も存在するが、第二十一海軍航空廠傘下時期に存在していた分工場及び補給工場も存在していたことなどから考えれば、そうした分工場・補給工場などで働いていた廠員・学徒・挺身隊員などまで含め

ば、この五万人の廠員という数字の現実性が出てくるものと考えられる。これに加えて各地の工場などに対して配属された年少工員、動員学徒、挺身隊の人数についても一部書籍で散見されるケースもあるが、一次史料で確認はできなかった。ただし、関係者の証言などによれば各地の工場などでは福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎などほぼ九州全県から集められた人々が働いていたとの証言があり、これらを参照した上で五万人以上とする意見が出たものと推測される。どちらの意見が正しいかは一次史料が発見できなかった現状では判断できず、共に傾聴に値する意見であるが、本書では各史料を提示し、両者の意見を紹介することとする。

115 前掲註(108)③ 三五～三六頁

116 「昭和16年11月」〔防衛省防衛研究所所蔵 O法令〕広報(鎮・部・廠)―62

117、118 前掲註(1) (117)四五―頁参照、(118)四五―頁参照

119 第二十一海軍航空廠で製作された航空機の性能などについては、野沢 正編『日本航空機総集』第一卷 三菱篇(出版協同社

一九五八)、野沢 正編『日本航空機総集』二卷 愛知・空技廠篇(出版協同社 一九五九)、野沢 正編『日本航空機総集』第三卷 川西・広廠篇(出版協同社 一九五九)といった書籍で見ることが出来る。

120、121 前掲註(108)① (120)九九頁、(121)九九～一〇〇頁

122 前掲註(108)③ 三九頁

123 前掲註(1) 四四四頁参照

124 前掲註(123)

## 第四節 軍中央部における大村

### 一 軍閥の発生と対立

前節までにおいて具体的に連隊・航空隊・航空廠といった軍施設の大村への創設・設置・拡張の状況を詳細に見てきたが、本節ではこれを推進した軍中央部と大村の関係性について見ていきたい。すなわち、大村出身の高級将校(将官(大将・中将・少将)が軍中央部でどのような活躍、動きを見せたのか、という点である。

この軍中央部での大村出身者の動向は主として陸軍内部におけるものであり、福田雅太郎陸軍大将と柳川平助陸軍中将という二人の陸軍軍人が関係した陸軍内の派閥対立を意味している。これを見ることで軍中央部と大村の関係性を明らかにしたい。

しかし、まずはこの陸軍内の派閥という点について見ていくこととする。この軍内の派閥はいわゆる「軍閥ぐんぱつ」と呼ばれ、現在では太平洋戦争開戦の要因の一つのように一般化して用いられる場合が多いが、具体的にはその定義などは設定されておらず、離合集散を繰り返しているため、研究者によっても名称・構成などで意見が分かれることが多い。

最初に示した図3-3は陸軍内の軍閥の変遷、相関関係を図にしたものである。陸軍内部における軍閥の誕生は明治新政府を誕生させた大勢力であった薩摩・長州出身者を機軸とする薩摩閥と長州閥をその端緒としている。特に明治新政府誕生から国軍草創期においては未だ将校養成機関（士官学校や大学校など）が存在していなかったこともあり、維新功労者である西南雄藩出身者が郷土の先輩である西郷隆盛（薩摩）や大村益次郎・山県有朋（長州）などの推薦で佐官（少佐・中佐・大佐）などから軍人生活をスタートさせた将校も存在している。この結果、自らを引き立ててくれた先輩の下に糾合し、派閥が形成されていった。とりわけ長州は国軍草創期に大村益次郎を失っていたため、その後継となった山県有朋は伊藤博文など同郷の政治家の支持もあり、維新三傑の一人であり明治天皇から絶大な信頼を得ていた西郷隆盛ら薩摩出身者と肩を並べる派閥の形成に成功していた。そのため、肥前や土佐といった他の西南雄藩出身者を凌駕する一大派閥が陸軍内部で形成されることとなった。

こうした軍閥同士の関係は明治新政府草創期には手付かずの国内諸問題への対処や軍制の未整備、更に幕末以来の薩長同盟の影響も関係し、比較的安定した状況で進んでいた。それが大きく変化する契機となったのが明治六年（一八七三）の征韓論に端を発した明治六年の政変、更にそれを引き金として勃発した明治十年（一八七七）の西南戦争であった。

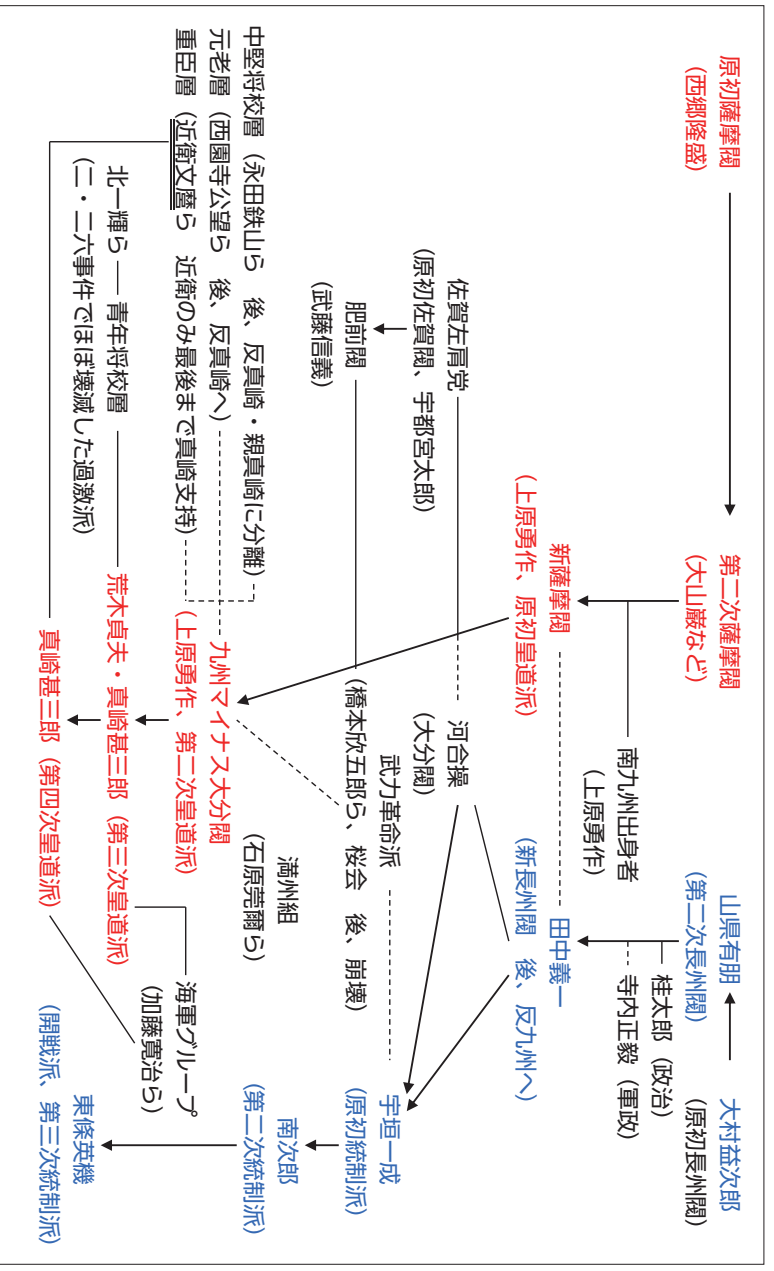


図3-3 陸軍内派閥系統概略図 ( ————— は提携・合流を示す、————▶ は変化・発展を示す、----- は一時提携を示す) (薩摩系統は赤文字、長州系統は青文字)

この二つの出来事は軍閥にも大きな影響を与えることとなった。一つは明治六年の政変によって領袖たる西郷隆盛をはじめとする薩摩閥の重要人物が中央から下野し、中央における薩摩閥の勢力が大きく後退したこと、そしてもう一つはその西郷隆盛や下野した薩摩出身者が中心となり、反乱Ⅱ西南戦争を起こしたことであった。

この結果、軍内でも重要な軍政を担当していた陸軍省の重要職が長州出身者に握られる事態となった。仮に薩摩出身者が陸軍大臣を務めた場合でも、次官は長州出身者が務めるといった具合である。これは明治十九年（一八八六）～明治三十年（一八九七）頃までの内閣制度成立期から日清戦争後までの陸軍大臣と次官の、

薩摩出身大臣

長州出身次官

大山巖陸相

鳥尾小弥太次官

桂太郎次官

高島鞞之助陸相

岡沢靖次官

大山巖陸相

児玉源太郎次官

西郷従道陸相

児玉源太郎次官

大山巖陸相

児玉源太郎次官

高島鞞之助陸相

児玉源太郎次官

薩長相関関係（この期間の第二次伊藤内閣期に二カ月ほど山県が陸相を務めた期間があるが、省略した）<sup>1</sup>）を見ても明らかである。

一見すると長州閥が薩摩閥に配慮をしつつ、幕末以来の薩長同盟を堅守した姿とも取れるが、実際には長州出身次官が大臣を支える態度を取りながらも陸軍省内部の特権Ⅱ人事権を上手く行使し、陸軍の根幹を長州出身者が掌握していった過程を見ることができるといえる。

こうした長州出身者（長州閥）の動きに対し、薩摩出身者（薩摩閥）の多くは内心では不満を抱えていたが、西南戦

争という反乱、西南戦争後に発生した紀尾井坂の変によって大久保利通を喪失したシヨツクからは完全に立ち直れず、長州閥の後塵を拝することが多く、隠忍自重の時期を送ることとなった。

この状況を打破し、薩摩閥の存在意義を示そうと(薩摩閥は)前線指揮官としての軍事能力を示すことに注力した。この結果、薩摩出身者は武人集団としての地位を確固たるもの(2)とし、戦略部門である参謀本部に依拠するようになっていった。勿論、陸軍省を押さえつつあった長州閥からすれば参謀本部までとなると独裁との批判を受けかねない立場から、参謀本部に影響力を及ぼすよりも人事を司る陸軍省を掌握することを重視していたことも影響している。

こうして陸軍省を長州閥、参謀本部を薩摩閥が掌握するという形が陸軍中央部で徐々に形作られていったが、山県の権勢は日露戦争開戦前後の時期にはすでに陸軍内部で揺ぎないものとなっていた。この山県の権勢を「陸軍のローマ法王」と揶揄する者まで存在した。特に山県が第三代総理大臣に就任し、政治家・元老(元勳)として国家の重鎮の役目を求められていくと、山県の番頭格である桂太郎・寺内正毅の二名が国政・軍政の両輪として長州閥の拡大・発展に直接的に寄与する形となり、山県はその後ろに控え、長州閥は自身に有利な派閥的人事を執行しつつ国政・軍政の両面で隆盛を極めていった。

このように隆盛を極めた長州閥の一方、軍主流派から転落した薩摩閥の中で頭角を現してきたのが上原勇作であった。彼は宮崎県都城出身であり、直接的には薩摩閥とは言い難かったが、出身地の宮崎県(旧国名日向)都城は薩摩を統治した島津家発祥の地と言われる土地であるとともに、薩摩藩の影響下にあった地であったため、薩摩出身者として表現してもおかしくない土地の出身者であり、薩摩出身の将官とも深い関係を有していたことから薩摩閥の新進工



写真3-17 上原勇作  
(近代日本人の肖像webページから)



リートとして、参謀本部でも重きを置かれていた。

上原は薩摩閥の凋落<sup>ちようらく</sup>、長州閥の専横に憤り、このままでは国軍が長州の私兵とされてしまう危機感を抱き、早くから真の国軍への移行を志向していた。そんな中、上原に接触する人物が現れた。長州閥のホープとして台頭しつつあった田中義一（この時、田中は長州閥伸張による人事停滞を危惧し、自身の出世を図って上原に接近した）であった。田中は一面では山県を立てつつ、上原とも気脈を通じていき、ここに陸軍内部で新たな薩長同盟が形成されるに至った。

ただ、この提携が幕末期の薩長同盟と異なる重要な点は、上原自身がそうであったように、薩摩出身者だけで長州閥に対抗する派閥は構成できないと踏み、参謀本部に依拠する非長州系、特に地縁的結合が容易な九州出身者に目を付けたことである。とりわけ佐賀出身であり、佐賀左肩党<sup>さげんとう</sup>（詳細は次項）と言われるグループを作り、陸軍内部で「三太郎（桂太郎、仙波太郎、宇都宮太郎）」として評価を得ていた宇都宮太郎との共同歩調を取り、薩摩・佐賀連合（田中ら一部長州も含む）をもって長州閥に対抗しようとした点にある。

こうした上原らの動きに合わせ、田中も巧みな動きで山県・寺内といった長州閥有力者の支持を取り付け、第二次西園寺公望内閣下の明治四十五年（一九一二）四月五日に上原の陸相就任を実現させた。長州閥の専横体制を打破し、真の国軍建設を志向していた上原であったが、その長州閥の田中らの支持によって陸相に就任したジレンマを抱えることとなった。そのため、長州閥が推進（勿論、上原らも志向）していた二個師団増設問題に対して一步も引くことができなくなった。結果として上原は陸相の椅子を手放すこととなり、本来志向していた長州閥打倒を実行できなくなった。



写真3-18 宇都宮太郎  
（宇都宮太郎関係資料研究会編『日本陸軍とアジア政策 陸軍大将宇都宮太郎日記』第三卷 岩波書店、2007年から）



しかし上原はこの失敗で更なる派閥の強化を決意し、自身の陸相就任に協力し、上原の参謀格となっていた宇都宮太郎と共に派閥の強化を図った。これにより上原らの下には武藤信義、福田雅太郎、真崎甚三郎（佐賀・長崎出身）肥前閥）、町田経宇（鹿児島）、筑紫熊七（熊本）といった積極的に上原を支持する者、立花小一郎、仁田原重行、尾野実信（福岡）、河合操（大分）といった比較的上原らに近かった九州出身の将官、荒木貞夫（東京）のような九州出身ではないものの上原や肥前閥と考えを同じくする者、更にその下の中堅将校といった具合に大きな派閥（九州閥）を形作っていたが、未だ田中ら一部長州閥との提携状態は保たれたままであった。

しかし、こうした両派の置かれていた状況が崩れる契機となったのが大正十年（一九二一）に発生した「宮中某重大事件」であった。この事件は山県が皇太子（後の昭和天皇）妃に内定していた久邇宮良子女王の家系に色盲遺伝があるとして久邇宮家に皇太子妃辞退を迫ったことに端を発している。これに対して良子女王の母が旧薩摩藩主・島津忠義公爵であった関係から、皇族への不敬に加え、薩摩が皇室家に入ることを長州が妨害しているとして薩摩閥に加えて反長州・反山県のグループまでが参戦し、徹底した山県批判の論陣、果ては暗殺計画までもが立てられることとなった。これによって山県はその権威を大きく失墜し、遂には元老・爵位の返上まで言い出し、慰留されるという事態にまで達し、その翌年に死去した。

これは長州閥にとって一大案件となった。拡大する九州閥に対抗する上で山県という存在は大きなものだったからである。この時点で失脚していた山県の番頭格である桂・寺内に代わって長州閥を継承する立場となっていた田中は、上原同様に近隣県出身の宇垣一成（岡山）などによる派閥再編に着手した。

互いに派閥を再編していく過程は両派の軋轢を呼び、徐々に両派の間の溝は大きなものになっていった。その両派の関係が一挙に全面的対決に入る契機となったのが大正十二年（一九二三）末に組閣の本命が降下された清浦奎吾内閣組閣の際の陸軍大臣人事を巡る攻防であった。

元来、清浦は熊本出身ではあったが、山県から目を掛けられ、司法大臣や内務大臣を務め、山県死去後はその後任

として枢密院議長となるなど長州系と見られていた人物であった。当然、長州閥からすれば陸相は自派からと考えていたが、勢力を伸張し、長州閥と肩を並べる形となった九州閥からすれば悲願である陸軍改革のためには是が非でも陸相の地位を手に入れたいとして、上原と田中の間で陸相の地位を巡って政争が勃発した。この点については次項で詳細に述べるが、結果としては田中の後任として宇垣が陸相の地位を引き継ぐ形となり、上原はまたも陸軍改革の機会を失した。

しかし、この両派の争いは派閥の動きにも変化をもたらした。まず田中は九州閥の切り崩しのため、大分出身者をまとめていた河合操に接近した。河合は田中とは陸軍大学校の同期であり、比較的近い関係であったこともあり、人事（参謀総長の地位）を与えることで九州閥からの離脱に成功<sup>③</sup>させた。一方、上原らの動きも激烈なものであったが、結果として失敗したことで長州閥に対して強い憎しみを募らせ、これ以降両派は激しく対立していった。

ただし、長州閥自体も田中が政友会総裁に就任したことで変化が生じていた。田中自身はかつての山県・桂・寺内のような関係を宇垣と構築することを目指したが、実際には宇垣はそうした志向を持たず、逆に宇垣派と呼ばれる新派閥の形成を図った。一方の上原も大正十一年（一九二二）二月に参謀格であった宇都宮を失ったこと、大分グループの離脱を招いたこと（以下、「九州マイナス大分閥」とする）、福田雅太郎の陸相就任工作が失敗したことなどの諸要因が重なり、表舞台からは距離を置くこととなった。この結果、肥前閥の系統、武藤信義や真崎甚三郎を中心とした九州系と荒木貞夫ら親九州系が上原たちの後継として台頭していくこととなった。

この宇垣系と九州マイナス大分閥がいわゆる、統制派と皇道派として大きな派閥の流れを陸軍内部で作っていた。両派は薩長対立の歴史を受け、激しく争っていく。長州閥は田中から離脱した宇垣が中心となって新派閥形成に乗り出すが、あくまで宇垣が陸相の地位にあった時にその周囲にいた人物を軸に構成されており、宇垣の陸相退任後は大分出身の南次郎がそれを後継したが、実質的には長州閥のような強固な地縁関係がなく、軍中央部での利害関係での繋がりであったため、その関係性は希薄になりがちであった。

その反面、薩摩閥の上原の後継となった武藤・真崎・荒木といった肥前系ないし九州マイナス大分閥は地縁関係の深さに加え、陸軍改革の推進といった薩摩閥以来の主張を旗印にその結束は強固なものがあり、かつての長州閥に近いものがあつた。ただ、彼らが主流派たりえないのは参謀本部を拠り所としていたため、陸軍省を押さえられない一点にあり、その意味で反主流派に過ぎない立場であつた。しかし、薩長両派の抗争は中堅將校層などにも伝播する点となり、次第に長州閥(長州系)の人事専横を批判する声が公然と挙がり始め、少数グループが乱立するようになり、薩長各派に近い複数のグループが誕生した。そうした中で九州マイナス大分閥、特に荒木、真崎に期待する声が陸軍内部で高まつていった。このことは荒木や真崎が士官学校校長や教育本部長を経てきたことも背景として存在し、彼らに教育を受けた將校が中央で頭角を現すにしたがい大きなものとなつていった。

この主流派たりえなかつた九州マイナス大分閥に好機が到来したのが昭和六年(一九三一)のことであつた。同年三月に過激派中堅將校グループ「桜会」の橋本欣五郎、長勇(共に福岡出身だが、彼らは陸軍改革よりも軍による国家改革を念頭に置いていた)が宇垣の首相就任を目論んだ「三月事件」を発生させた。しかも、この未遂事件には宇垣の懐刀である小磯国昭(陸軍次官)をはじめとした陸軍省の一部が関与していた。これを聞いた当時第一師団長であつた真崎は鎮圧する意思を明らかにし、彼らを牽制した。その結果、クーデターは未遂に終わったものの軍首脳部も関与した重大事件に陸軍内部でも長州閥打倒・陸軍改革の必要性を改めて認識する者が多くなつていった。

更に同年九月に勃発した満州事変の処理問題、同年十月の再度のクーデター未遂事件である「十月事件」の発生に際しては荒木が首謀者である橋本などの將校団を説得して解決するなど、従来の陸軍中央部の体制では押さえられない事態が相次いだ。

こうした動きに対して陸軍内外から陸軍首脳部への不満の高まりと比例するように九州マイナス大分閥への期待の声は高まつていった。しかし、九州系の直系である真崎を表に立てたのでは薩長対立の系図を引き継ぐものとなり、長州系からの強い反発が予想される。つまり、真崎では陸軍内部が今以上に混乱する危険性があつたため、九州系は

荒木を立てた。ここに犬養毅内閣の陸相として荒木が就任した。荒木は真崎と相談し、閑院宮戴仁親王元帥陸軍大将を参謀総長、真崎を参謀次長とする陸軍首脳部体制を構築し、問題将校を罷免するのではなく、中央から地方へ飛ばす人事を断行した。罷免では三月事件以来の陸軍の不祥事を公表することとなり、陸軍の体面を傷つける恐れもあったことに加え、一刻も早い満州事変の処理を推進させる目的からの人事体制でもあった。しかし、中央から飛ばされた将校や反九州系の人物からは派閥伸張政策の「荒木人事」として不満の声が上がった。

これ以降、荒木・真崎は九州系・親九州系の力を借りつつ諸問題の解決を進めていくが、彼らの追い落としのために数々の策謀が繰り広げられ、荒木がその実行を期待された革新政策(4)に失敗したことも相まって益々彼ら、特に九州直系である真崎への攻撃が激化することとなった。

荒木・真崎への攻撃は熾烈を極め、各種陰謀も繰り広げられた結果、九州系は天皇親政を目指す過激派⇨皇道派(荒木自身が皇道・皇軍といった言葉をよく用いていたため)と呼称されるようになった。

結果として教育総監となっていた真崎はその地位を追われ、真崎を支持していた将校たちはそれに対する怒りを覚え、これを推進した長州系の派閥に対し、彼らは国家の全てを軍によって統制する国家を目指しているとして統制派と呼称し、これまでにない内部対立を起すようになった。特に真崎を支持する青年将校層の怒りは激しく、真崎教育総監更迭を實行したと考えていた永田鉄山軍務局長を相沢三郎中佐が職務室で刺殺する事件が昭和十年(一九三五)八月十二日に発生するなど、その緊張関係は一挙に高まっていった。

そんな中、真崎らを支持する青年将校が多く在籍していた第一師団の満州移動が決定すると、彼らは自分たちを中央に近い場所から追放されたと断じ、このままでは統制派や彼らを支持する重臣・元老層という「君側の奸(5)」によつ



写真3-19 荒木貞夫  
(近代日本人の肖像webページから)

て国家が私物化されるといふ危機感を抱き、武力によってでもこれを排除すべきという機運が高まった。これを彼らの精神的支柱でもあった北一輝・西田税（あき）などの右翼関係者が支持したことで事態は急変し、遂に昭和十一年（一九三六）二月二十六日、皇道派の青年将校層は部隊を率いて決起した。これが「二・二六事件」である。

真崎はこの事件後「疑わしいが証拠不十分として無罪」との判決を受け、表舞台から立ち去ることとなった。また、これに伴って皇道派の大粛清も実行され、多くの皇道派将校が予備役に編入さ

れるなど、薩摩閥以来の軍閥も解体の憂き目を見ることとなった。しかも統制派は皇道派の復活を阻むため、同年に予備役となった皇道派将校を表舞台へ復帰させない策として「軍部大臣現役武官制度」を復活させるなど、軍内部の不祥事を利用して軍の政治介入を実現させる制度を作り上げるに至った。

こうして表向きは壊滅した九州系皇道派であったが、実際には真崎を中心としたグループが少数ながら存続していた。その中には重臣の一人であった近衛文麿も含まれ、彼らは皇道派の復権を模索することとなる。特に近衛は真崎や皇道派に期待する部分が大きかったようで、太平洋戦争末期には自身に内閣組閣の天命を降下させると同時に真崎を現役に復帰させ、その真崎を陸相に据え、真崎自身の手で一軍を率いさせて戦争推進派を逮捕し、一挙に和平を実現させようと計画した。これは連絡役であった吉田茂などが憲兵に逮捕されたことで実現せず「日本バドリオ事件（バドリオとはイタリアの軍人・政治家でムッソリーニを失脚させ、自身が首相として連合国と講和した人物）」と呼ばれた。以上の経緯を経て昭和二十年（一九四五）八月十五日、太平洋戦争は終結し、軍閥も国軍の解体とともに解消され、軍閥対立も歴史の中へ消えていった。

以上が陸軍の軍閥対立の概略である。これを見ると、幕末以来の薩長による対立と提携が繰り返されていたことが



写真3-20 真崎甚三郎（絵葉書の一部）  
（福岡県福津市 平和祈念戦史資料館設立準備室所蔵）



理解できる。勿論、時代の変遷とともに派閥の様子は様変わりしたが、基本的には薩長という両系統の流れを汲んでおり、薩摩系も途中からは肥前系がその中心となっていたことが理解できる。近年ではこうした従来の見方に疑問が呈されるようになり、二・二六事件の真崎黒幕説についてもそれを否定する論文・資料の発見が続き、皇道派の再検証が進んでいる。

その一方、海軍における軍閥については長州が海軍について弱かったために旧幕府・薩摩・肥前系が勢力を持っていた。これに加え、明治初期は内戦という陸戦が主体であったために陸軍に主眼が置かれ、海軍の強化のために薩摩の西郷従道や樺山資紀（かばやますけのり）が陸軍から海軍に人事異動（しんじゆ）した事例もあり、陸軍よりは緩やかな郷党閥（きやうとうぼく）が存在するにすぎなかった。

これを変化させたのが西郷海相時代に海軍大臣官房主事（ごとのみちやうえ）となった薩摩出身の山本権兵衛であった。山本は海軍が志願制であること、徴兵制や連隊設置によって国民の疲弊や不満に敏感になり易い陸軍とは異なり、国民の現状や声から一種乖離した組織であること、軍艦など最新兵器を使用する組織であることから、西郷海相の支持を得て郷土薩摩出身者を中心に人員整理を実施した。これによって海軍では郷党閥というもの自身の手で解体することに成功した。

それでは海軍では派閥は存在しなかったのか、といえばそうではない。人が集まれば集団が構成されるように、海軍内では薩摩閥や長州閥というような郷党閥は解体されたが、諸問題への賛成派と反対派といった派閥が形成されていった。例えばロンドン海軍軍縮条約に対する賛成派（条約派）と反対派（艦隊派）、日独伊三国同盟に対する賛成派と反対派、航空機を主兵とする航空主兵派と艦隊決戦を主とする大艦巨砲主義派、太平洋戦争開戦に対する賛成派と反対派といった具合である。勿論、詳細に見れば陸軍のように細かな派閥も存在するが、概して海軍内部の派閥構成は陸軍よりも単純な構図となっている。

以上が明治新政府誕生後の陸海軍派閥の概略であるが、本項でも一部述べたように、次項では大村に関係する福田

雅太郎と柳川平助の二名が派閥対立の流れの中でどのような動きや役割を担ったのか、という点について具体的に見ていきたい。そうすることで他節・項で述べた大村地域に陸海軍が進出し、陸海軍が大村を重視していたのと同様に軍中央部においても大村人が重きを置かれていた歴史的事実を再確認したい。

## 二 大村と軍閥

前項で軍閥の系譜・概略について述べるとともに、大村に関係ある福田雅太郎と柳川平助の両名について触れることを前置きした。この両名は薩摩閥↓薩摩・佐賀(肥前)閥↓九州閥↓九州マイナス大分閥↓皇道派という大きな流れの中で重要な役割を担うとともに、同派閥の中の重要人物、中心人物として捉えられている人物である。そこで彼らの具体的な派閥内部の動きについて述べることで軍中央部における大村人の影響力というものを明らかにしたい。

まず福田雅太郎についてだが、これまで人物伝として研究されたものは少なく、唯一、体系的に記されたものとして黒板勝美による『福田大將傳』がある。福田は慶応二年(一八六六)五月二十五日に長崎県東彼杵郡大村田ノ平郷に生まれ、玖島小学校(旧藩校五教館)入学・卒業後に大村中学校第一期生として入学、士官学校を経て明治二十年(一八八七)七月二十一日に陸軍歩兵少尉として軍歴を開始<sup>①</sup>している。この福田の経歴を語る上で極めて重要なものとして、大正期の陸軍大臣を巡る上原勇作と田中義一の対立時に上原側の陸相候補者であったこと、関東大震災の際の戒厳司令官に就任したことの二つがある。しかしながら、彼がどのようにして肥前閥の重要人物となったのか、どのような理由で上原らの引き立てを受けたのか、空白部分が多い人物でもある。

福田の軍歴を見ると上原ら薩摩系の人物との関わりが強い。福田は明治二十六年(一八九三)十一月三十日に陸軍大学校を卒業したが、この期間は上原が参謀本部副官兼陸軍大学校教官として赴任している時期と合致し、恐らくは教官と生徒として接触があったものと推測される。陸軍大学校卒業後は第一師団副官として日清戦争に参戦しており、この時の第一師団長は土佐出身で征韓論において板垣退助と共に下野し、後に板垣と袂を分かった経歴を持つ非長州

系の山路元治であった。更に明治三十四年（一九〇一）六月十八日には薩摩出身の大物軍人にして当時の薩摩閥の領袖ともいふべき大山巖元帥の副官に就任し、その後は大山満州軍総司令官の下で日露戦争に出征した。その日露戦争では薩摩出身でその勇猛を謳われた黒木為禎<sup>なむと</sup>第一軍司令官の下で同軍の作戦主任参謀（後に参謀副長）として活動、更に大正三年（一九一四）五月には参謀本部第二部長に就任、その後には参謀総長となった上原を支える立場となり、大正七年（一九一八）十月からは参謀次長として上原参謀総長の第一の部下として辣腕を振るっている。

このように福田は郷党である肥前系よりもむしろ薩摩系、その中でも特に第一線での指揮官の下で長く軍人生活を送っていたことが理解できる。特に上原との関係は日露戦争時に第一軍の作戦主任参謀（後に参謀副長）と第四軍の参謀長として関わりを持ったであろうことは想像に難くない。というのも、黒木第一軍司令官と野津道貫<sup>みちつら</sup>第四軍司令官は同じ薩摩出身者であり、互いに認め合うライバル関係（その仲も悪くなかった）だったからである。それ故に上原からすれば陸大以来の旧知の仲、師弟として福田の能力を評価していたものと考えられる。

その上原からすれば、福田との関係を構築することで郷党閥たる肥前系の支援を受け易いと踏んだことも福田を意識する要因となった。上原は福田にとって郷土の先輩ともいふべき宇都宮太郎と大正政変の頃までには提携関係を構築した。それからすれば薩摩と肥前の両派を強固に結ぶ「かすがい」の役目を福田は担わされていたのではないかと考えられる。では福田と肥前系との関わりはどのようなものだったのか、という点だが、これについて興味深い一文がある。つまり、宇都宮に関して彼の軍人生活における人事的な不遇を述べた上で、

彼は晩年のことを予想してゐた訳ではなからうが、少佐の頃から郷党の後輩を集めて、一種の秘密結社を作つ



写真3-21 福田雅太郎  
（黒板勝美『福田大將傳』 福田大將傳刊行会、1937年）



てゐた。人呼んで『佐賀左肩党』といふ。左肩を前方に突き出して、大道狭しと闊歩する青年は、九州では至る所に見受けられたものである。馬触るれば馬を斬り、人触るれば人を斬るといふあれだ。佐賀は『武士道とは死ぬことと見つけたり』といふ葉隠の本場だから、青年の気風も自らはげしい。どんな寒いときでも、足袋を履かず手袋をはめない。メリヤスの襯衣は絶対に着ない。兎に角、困苦欠乏に堪へる人間を作らうとする本旨である。

これを宇都宮が東京の真中に輸入した。他の地方の者は、こんな蛮風は辟易して近寄らないから、集る者はどうしても郷党を中心としたものになる。最初は青年らしく天下国家を論じ、非歌慷慨して時世を嘆ずる程度だったが、何時の間にか青年将校の秘密結社のやうになつた。別に会員名簿を作り会費を徴収してゐた訳でもないから、誰がその党員であるか明瞭でないが、武藤信義、村岡長太郎、安満欽一、真崎甚三郎、梅崎延太郎、原田敬一、香月清司、柳川平助、それに福岡の明石元二郎、秦真次、香椎浩平とか、場違ひの荒木貞夫、熊本の石光真臣、林仙之、筑紫熊七、牛島貞雄、長崎の福田雅太郎、土佐の山岡重厚、小畑敏四郎、山下奉文などが加盟してゐたといはれる。どれを見ても反骨稜々たる猛者揃ひである。

と述べられたもの<sup>⑧</sup>である。人員名については荒木が陸相就任後に陸軍中央部で登用された皇道派に属すると評されている人物名が列挙されているが、概して宇都宮を中心とした九州出身者を中心として結束された派閥が存在していたことをうかがわせ、この中に福田も所属していたのでは、と記されている。

しかし、福田の軍人生活を語る上で軍中央部での取り立てを後押ししたのは薩摩閥の力によるものが大きかったことは経歴・軍歴を見ても明らかであり、宇都宮ら肥前系の支持もあつたとは予想されるが、彼らと福田を結び付ける線は薩摩閥よりも薄いと言わざるを得ない。むしろ福田は前述したように、上原と宇都宮をより強固に結び付ける、肥前系と薩摩系の間に位置する軍人と評する方が正確であると思われる。

このような軍内部で名声を得ていた福田が世間一般にも注目される契機となつたのが関東大震災時の戒嚴司令官就任と清浦奎吾内閣の陸相を巡る田中と上原の対立の時であつた。前者については参謀次長退任後、台湾軍司令官を経

て軍事参議官という予備役編入前の名誉職（天皇の軍事相談役）にあった時期のことである。その福田が大正十二年（一九二二）九月三日、関東戒嚴司令官に新補された。この人事は田中陸相に対する福田らの強い建言（9）によるものだった。

しかし、関東大震災という未曾有の天災の中で社会主義者が軍隊によって殺された亀戸事件や朝鮮人虐殺事件などによって混乱が続き、同年九月十六日に社会主義者である大杉栄が憲兵隊の甘粕正彦大尉らによって殺害された甘粕事件が起こった。一連の事件は福田の戒嚴司令官就任直後のことであり、とりわけ大きく問題視された甘粕事件に至っては就任二週間後のことであり、当初から軍幹部や憲兵司令官が主犯ではないかといった陰謀説が渦巻く事件であった。福田は事件を全く関知していない状況にあったが、戒嚴司令官を辞任することとなった。一部からは「大将の内命に出でたもの（10）」として福田の攻撃にまで転化させる向きもあり、勢力を拡大しつつあった九州マイナス大分閥への長州系によるネガティブキャンペーンとして捉えることもできるものであった。この事件後にも福田は二度の狙撃事件など報復行為を受けるに至っている。

その一方で九州マイナス大分閥は上原の参謀格である宇都宮を大正十一年（一九二二）二月に失っていたが、上原が肥前系の後継者として武藤信義を自身の参謀総長時代末期に参謀次長に登用して肥前系の再編を図っており、薩摩・肥前両派の提携関係は依然として強固なままとなっていた。そこに組閣の大命を受けた清浦奎吾が自身の内閣の陸軍

編集上の都合により  
掲載できません

大臣を誰にするか、迷っているらしいとの第一報が入ったことが上原と田中の対立の契機となり、陸軍部内で薩長両派の対立が激化することとなった。それが後者の福田の陸相候補者選任時である。

この一報は大命が降下された清浦自身からもたらされたものであった。清浦は熊本出身であるが、長州閥の領袖である山県に近い人物であったことから、長州閥を継承する形となった田中に話をもたせられてもおかしくなかった。しかし、田中が上原と提携するなど独自の行動を取っていたこともあり、清浦からすれば田中は山県の後継者としては力不足であり、当時は未だ提携関係にあった上原の方が陸軍史上はじめて陸相・参謀総長・教育総監という陸軍三長官を経験した陸軍の重鎮として、また元帥として田中よりも頼れると判断して、自身と同郷の熊本出身の第一師団長・石光真臣いひみつまことに上原に対する陸相候補者選任を依頼したと推測される。

この石光から報告を受けた上原は、田中に相談しないまま自身の影響下にある福田雅太郎と尾野実信（福岡出身）を清浦に推薦した。これを聞いた田中は激怒し、自身の後任を水面下で決定するなどもつての外として、これまで慣例に過ぎなかった「陸相候補者は陸軍三長官の同意が必要」を持ち出し、清浦に通告することで上原らを牽制した。同時に清浦に対して福田は戒厳司令官時に甘粕事件という不祥事を起こしているために陸相不適格、尾野は本人未確認のまま、陸相就任意思なしとの情報を伝達した。その一方で大庭次郎教育総監（長州出身）と河合操参謀総長（大分出身）が、既に田中と提携関係にあり）に対して石光の行動は陸軍部内の統制を乱すものであり、このような動きで陸相候補者が選任されてはならない旨の同意を取り付けるなど徹底した反上原の行動を展開した。

この田中の動きに驚いた清浦は政界転出へと傾きつつあった田中を今後の政権運営のためには必要な存在と判断し、結局は田中が推す宇垣を陸相に据えることとした。当然、上原らは納得できず、上原に近く、前年に予備役に編入されていた筑紫熊七陸軍中将などは勧告書を田中などに送付するなど大きな動きを陸軍内部でもたらした。

この勧告書では「閣僚ノ銓衡ハ一二大命拝受者ノ自由意志ニ属スルモノ」であり、大命拝受者たる清浦が「陸相銓衡ニアタリ平素親交アル友人ニシテ且陸軍長老ノ一人タル上原元帥ノ意見ヲ徴シ之ヲ参考トシテ候補者ヲ内定」

したことは何の問題もない行為であるとともに、こうした行為は山県存命中に長州閥自身が行ってきた行為であり、それを上原が行ったことで陸軍部内の統制が乱れることはないとして、激しく田中を批判した。これと時を同じくして新陸相となった宇垣に対しても、上原は田中の処分を強行に求めた。この上原の要求に対して宇垣新陸相は上原と田中の感情の衝突であり、陸軍大臣である自分が処分する問題ではない<sup>14</sup>として拒否した。宇垣にすれば上原と田中、薩長両派の対立に巻き込まれた面倒な話だったやうで自身の日記に、

一月六日朝予は此時代錯誤内閣の陸相たるべき勧誘を受けたり。上原一派の小策により紛擾を極めし陸相の席に就くこと、殊に短命を予見せられし内閣に列することは余個人としては迷惑至極にして辞退せんと欲せしも、余の辞退は騎虎の勢組閣破壊に陥らんとするの形勢を示し、且河合、大庭両先輩の勸説も切なりしを以て、利害の外に超越し犠牲的精神を基礎として同日夕刻入閣を承諾したり。

と記し<sup>15</sup>、洵々陸相に就任した胸中を述べるとともに、

余の就任に反感を有するの士は少なくない。殊に上原元帥、福田大将は正面よりして田中批難の提議を呈出せられたり。敗者の愚痴、報復の意義が主因に外ならぬ。余は適当に將又厳正に裁断的の判決を与ふる前に感情の融和に勉め、河合、大庭、山梨諸先輩も之れに努力せられたるも其効果なかりしを以て、余は断乎たる裁決的意を両者に与へたり。爾後表面上には杳として本問題の声を聞かざるに至りたり。大局を忘れ軍部の威信維持の必要を忘れ区々たる個人の面目や利害に執着して盲動するの先輩少なからず。痛恨に堪へず。為に陸軍の面目を傷け尊厳を軽からしめたる事は少なくない。元帥や大将の濫造の弊茲に至りしなり。田中、大島、山梨諸氏の人氣取り政策の結果の産物と認むるを至当とせん。機を見て之を廓清することは軍紀を肅清するの要道である。之を執行するの必要がある。

との決意<sup>16</sup>を記し、薩長両派の対立の原因は元帥・大将の濫造<sup>おしよ</sup>＝派閥人事であり、これを打破しない限り陸軍の正常化はなしえないとする結論に至ったと推測される。

宇垣はこの一件で田中らに不信感を抱いたようで、後に「今日迄余の彼れに払ひたる情誼を以て相互の清算は全然了して居るものと考へて差支なし⑬」として田中との關係に終止符を打つ考えを示している。

一方、上原らによる田中・宇垣攻撃は更に続き、昭和三年（一九二八）六月十一日には福田・尾野・筑紫・柴五郎の四名の連名で田中に対して「首相として、陸軍大将として責任ある態度を示せ⑭」として張作霖暗殺事件（満州某重大事件）に対して田中に首相辞任を求める覚書を提出している。

この陸相選任における対立、その後の宇垣への要求は上原自身が日記に「河合、大庭来訪。クーデター（三人）、河合の好意を乞ふの如き考中。⑮」と記しているように、田中らがクーデターを起こしたとする考えが九州マイナス大分閥の統一見解として存在していたことを示すとともに、田中によって陸相となった宇垣が大規模な人員整理によって自派の有力将官を予備役に編入させたことに対する意趣返しの意味合いもあったと考えられる。

こうして田中から宇垣への陸相禅譲、宇垣の独立という過程の中、彼らを一体視する九州マイナス大分閥は（彼らを）敵視し、反対に長州系は陸軍の部内統制を乱す集団として九州マイナス大分閥を再認識し、互いに深い恨みを残すこととなった。

この後、福田は故郷大村の師弟に対する教育活動に力を入れ、後進の育成⑯を図った。九州マイナス大分閥の人員確保、派閥拡大の意思が福田にあったのか、それとも純粋な郷土愛から出たものかは分からないが、こうした派閥対立の影響というものが全くなかったとは考えにくい。

この後、陸軍は前述した様に「しこり」は残していたものの安定していた。しかし、宇垣から南次郎へと続く親長州系ないし宇垣系（親宇垣）の陸軍大臣の中で昭和六年（一九三一）三月のクーデター未遂事件（三月事件）、同年九月の柳条湖事件に端を發した満州事変、満州事変翌月の再度のクーデター未遂事件（十月事件）によって陸軍は統制回復を内外から求められた。

特に満州事変については佐藤賢了（後の陸軍軍務局長）が「満州事変は何といつても革命なのであった。それは、日

本国内の政治の腐敗、経済の逼迫、国民生活の窮乏の打開策(21)と語っているように、軍にとつての理想国家(統制国家)を満州に創出し、それを繁栄させることで、日本国内でも満州同様の国家体制を求める声を高め、その声を背景に国内体制を変化させようとの考えに基づくものであった。しかし、現地軍である関東軍の一部幕僚らが暴走して悪化の一途を辿らせたことで、陸軍に対する批判を大きくさせた。この結果、これまで陸軍を押さえてきた長州閥系統への不満とも重なって陸軍内外から陸軍中央部を強固にし、一丸となって満州事変処理に邁進しなければならぬという声を生じさせることとなった。

ここに陸軍内外から長州系に対抗できる派閥として九州マイナス大分閥に再び注目が集まることとなった。しかし、上原は既に高齢であり、自らは出馬することなく、またその参謀格たる宇都宮の後継として肥前系の後を継いだ武藤は教育総監としての地位にあり、その武藤の後継者としての地位を固めていた真崎甚三郎ではかつての上原と田中のように派閥対立が陸軍内部で再燃する可能性が高かった。

そこで九州マイナス大分閥と行動を共にしてきたとともに上原・武藤・真崎と懇意である荒木貞夫に白羽の矢が立てられることとなった。勿論、荒木の方が一般支持を受け易く、他の人物よりも人気があったことも事実であるが、地縁的結合が他の人物よりも弱かったという点もあった。

しかしながら、荒木らは三月事件→満州事変→十月事件の処理に苦悩した。特に三月事件では、宇垣側近の一人であり陸軍次官も務めた小磯国昭など、陸軍首脳部がクーデター計画に関与していることが分かったからである。そのため、陸相就任後の荒木は閑院宮載仁親王を参謀総長とし、参謀次長に真崎を据えることで陸軍省と参謀本部の対立解消を図り、その他人事も埋めていった。これを長州系は派閥人事の「荒木人事」として非難している。これについて真崎は「既に満州事件も勃発しありしを以て、軍部内の悪事を曝露し難き心情(22)から出たもので「両事件に深き関係ありし者は一時中央を遠からしめ、状況を視たる上適任の者は之を復帰せしむる(23)」という「改化遷善」方針の人事であった、と回想している。



勿論、こうした人事は突然、大々的に行われた訳ではなく、徐々に進展していったものではあるが、陸軍中央要路だけは長州系を外した九州マイナス大分閥系の人物によって占められる形となった。西南戦争後の薩摩閥と長州閥の關係に似ているが、これが皇道派誕生の契機となり、中央を追われた者たちによって統制派が作られる形となっていた。

こうした陸軍内部の状況下で荒木によって取り立てられたのが、大村に關係する第二の人物である柳川平助であった。柳川は明治十二年（一八七九）十月二日に長崎県西彼杵郡村松村（長崎市琴海村松町）の楠木家に生まれ、長崎中学を卒業後、士官

学校を経て陸軍騎兵少尉として軍歴を開始した人物であった。ただ、彼は明治四十二年（一九〇九）に旧佐賀藩士柳川家の婿養子となり、姓を楠木から柳川に改姓<sup>24</sup>しているため、直接大村とは關係がないように思われるが、実兄である楠木志能夫（後に大村市議）は大村で開業医（眼科）を営んでおり、柳川自身も初代大村市長として就任を依頼された人物（詳細は次章）であった。このため、大村とは關係が深い軍人として位置付けることができる。この柳川が荒木によって陸軍次官に抜擢されたことで、かつての福田同様に派閥対立に巻き込まれていった。

こうして昭和七年（一九三二）八月八日に柳川は陸軍次官に就任し、難題を多く抱えていた荒木陸相を支えていった。柳川次官について上司であった荒木は、

私の陸相時代の次官は、杉山―小磯―柳川の三人でしたが、杉山は無能で、機密費の計算でも、現金がいくら、公債がいくら、としなくてもよい報告を詳細に大臣にするといった有様であり、小磯は何の報告もしないで放っておくといったまことに危なっかしい性質だったが、柳川君に至っては、必要な大綱だけを報告して、後は自分の責任において処理するというやり方であった。

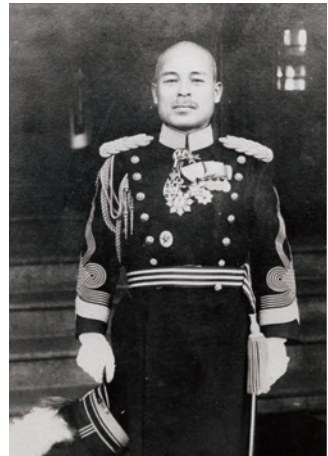


写真3-23 柳川平助  
(大村市史資料館所蔵)

いったんこうと決めれば「てこ」でも動かんと恐ろしく意志の強い性格でした。しかしその頑固さは皆筋道の立ったことでした。

次官の時、満州利権の問題で、公明正大たるべきある方針を授けておいたところ、ある人がそれに反する案を持ち込み、大臣の了解済みといって、次官を承諾させようとした。次官は私は大臣の女房役だ。あなた方にはどんなふうにご話されたか知りませんが、次官には嘘もかくしもないから、私の聴いたことに間違いはないはずだと申して撥ねつけておいて、直ちに私のところへ来て、この前のお話と違うので、こういっておきました。が、いかがでしょうかと念を押した。実に立派な補佐振りで、一反方針を示しておけば、万事それに従って行動され、少しも危なげがなかった。

と回想②し、柳川の事務能力の高さを高く評価している。

しかし、こうした皇道派による抜擢は柳川自身の首を絞めることにつながっていった。つまり、彼ら九州マイナス大分関係者皇道派を敵視していた者たちから、皇道派の番頭のように捉えられてしまったからである。このことは自分自身を統制派と位置付けた佐藤幸徳による「皇道派統制派について論ず」とした文書（執筆されたのは戦後）の中で荒木を「ロボット②」とした上で、真崎の下に小畑敏四郎としろう、山岡重厚、山下奉文ともゆき、岡村寧次やすじの名前と共に柳川の名前を記し、彼らを、

此連中は主として真崎大将の仔分的存在で、其団結極めて鞏固なるも人物は繊細感情的、独立独行は出来ない。常に青年将校に秋波を送り勢力の拡張を図り、常に野望を有す

と評して②いる。

この結果、柳川は荒木が陸相を退任すると第一師団長、台湾軍司令官、参謀本部附、予備役となる人事を体験するに至った。ひとえに反対派による報復人事のような形だが、柳川は真崎ら皇道派と呼ばれた九州マイナス大分関係の



軍人と共に中央から追われることとなった。これを推進した統制派に対し、真崎らを支持していた青年将校層などは激怒し、統制派を軍中央部から取り除き、陸軍の正常化を図るべしとして陸軍部内は一触即発の事態に陥った。柳川は暴発寸前の第一師団の青年将校などを師団長として抑えていたが、真崎が教育総監を追われると青年将校層を中心に、それを推進した統制派の中心人物と見ていた永田鉄山への怒り・不満を募らせていった。

これが頂点に達し、遂に昭和十年（一九三五）八月十二日、相沢三郎中佐が執務中の永田鉄山軍務局長を刺殺するという「相沢事件」が発生した。第一師団長であった柳川は実兄である大村在住の楠木志能夫に対し、事件の一週間後に「乍去 早晚は行くべき所至るべきと存申候<sup>28</sup>」との手紙を発送し、陸軍が危険な状態にあることを示唆している。

柳川は相沢に同調しようとする師団長として第一師団の青年将校層を抑え、更なる暴発を止めようとしていたが、台湾軍司令官に転任することとなり、国内情勢から蚊帳の外に置かれた。抑え役がいなくなったことで第一師団の青年将校層をはじめとする急進派は益々、天皇親政による国家革新、現人神<sup>あまひとがみ</sup>である天皇の声が国政に反映されない原因となっている天皇周辺の一部重臣・元老、陸軍上層部などの「君側の奸」の排除によって一枚岩の強力な軍市政権を樹立して天皇親政を実行しようとする「昭和維新」の実現を図ろうとした。

これらの動きは柳川が実兄に危惧を示したとおり、昭和十一年（一九三六）二月二十六日、いわゆる「二・二六事件」が勃発したことで現実のものとなった。

この事件は真崎ら皇道派が黒幕として喧伝<sup>げんでん</sup>され、皇道派は事件後、予備役に編入され、その後、軍部大臣現役武官制度が復活されたことで表舞台への再登場を完全に封じられることとなった。柳川も昭和十一年九月二十日に予備役へ編入され、現役軍人としての生活を終えた。第一師団長在任中に青年将校たちをそそのかしていたとの疑念を持たれた中での予備役編入であった。

しかし、彼ら皇道派を表明して支援する人物がいた。それが近衛文磨であった。近衛は三月事件や十月事件と比して皇道派への処分が重過ぎる、として真崎の減刑運動などを行い、行き過ぎた陸軍を止めるには皇道派の再登用が必

要との考えを有していた。そのため、近衛は周辺グループとも連携し、日中戦争で苦戦していた上海派遣軍支援のために編成された第十軍の司令官に柳川を就任(予備召集による現役復帰)させることに成功し、皇道派が考えていた日中戦争不拡大を実現させようとした。しかし、柳川が杭州湾敵前上陸作戦を成功させ、南京攻略戦でも武勲を挙げたため、統制派は柳川の名声が上がることを恐れ、覆面將軍としたことで近衛の思惑は失敗②⑨した。こうした皇道派彈圧の手法に近衛は怒り、益々皇道派の再登用の思いを強くした。しかし、真崎を正面に出すことは反対派の強硬論を惹起させる可能性もあった。そこで今や真崎の右腕であり、番頭格とも見られていた柳川の政界での起用に熱心になっていった。

この後、柳川は昭和十三年(一九三八)十二月十六日に興亜院の初代総務長官として占領地の政務・開発事業及び周辺事情の調査等を行い、昭和十五年(一九四〇)十二月二十一日には第二次近衛内閣の司法大臣として、昭和十六年(一九四一)七月十八日は第三次近衛内閣の國務大臣として入閣し、近衛を支えた。

真崎や柳川ら皇道派にとっては中国や米英と事は構えるべきではなく、共産主義国であるソ連こそ最も警戒しなければならぬ相手と認識していた。柳川は真崎らと連絡を取りつつ早い段階から現状を打破する内閣創設を目指し、複数の候補者の擁立運動を実施するが、いずれも失敗③⑩した。真崎にとっても柳川は信頼できる同志として活躍を期待していたが、昭和二十



写真3-24 二・二六事件翌日の東京日日新聞二面

(毎日新聞社提供)

年（一九四五）一月二十二日、六八歳で死去した。柳川の死去は終戦内閣の創設を模索していた真崎や近衛にとつては大きな打撃であり、皇道派復権の際の重要な人物を失うこととなった。

この後、近衛は自らの上奏文が天皇に支持されることで和平内閣の創設を果たし、皇道派復権による和平工作の実現を図ったが、憲兵隊による一部関係者の逮捕などが重なり、皇道派復権・和平工作実現は水泡に帰し（日本バドリーオ事件）、太平洋戦争は無条件降伏による終戦を迎えた。明治以来の軍閥、その母体となった国軍は解体され、多くの軍人が連合国に訴追され、東京裁判でその罪を問われ、刑を受けていった。

#### ◆コラム◆

### 木越街道

陸上自衛隊大村駐屯地東門近くにひっそりと佇む一つの石碑がある。

大村に陸軍歩兵第四十六連隊が創設された頃、連隊宿営地から射撃場（現大村インターチェンジ付近）までは畦道を利用したり、駐屯地から大きく迂回しなければならぬなど、不便な状態にあった。

時の陸軍歩兵第二十三旅団長・木越安綱（きごしやすつな）少将は道路整備の必要性を痛感し、射撃場までの道路整備の実施を決意した。

しかし、土地買収などで事態は進展せず、陸軍歩兵第四十六連隊の将士は苦勞に堪えていた。



写真3-25 木越街道石碑（陸上自衛隊大村駐屯地内）

木越旅団長は道路整備の膠着を憂慮し、各所に支援を求めたところ、坂口の大地主であった松永市三郎（彼の孫・松浦豊一<sup>ほういち</sup>）は後に陸軍に入り、少将まで出世し、終戦時には長崎地区司令官まで務めている）が理解を示し、自らの所有地を提供したことで道路が完成する運びとなった。

こうした木越旅団長の将士への思いやりと日露戦争での木越將軍の武勲、後に陸軍大臣となった木越旅団長を顕彰する意味で、明治三十九（一九〇六）年頃、時の陸軍歩兵第四十六連隊長・平井正衛大佐がこの道路を「木越街道」と命名した。

ただ、この道路の規模、完成の時期については史料が存在しないために詳細は不明であるが、明治三十七年（一九〇四）

一月に該当地の一部の土地所有権が陸軍省に移転したことを示す史料は存在しているため、この時期に完成したものと推測される。

なお、碑は昭和四十四年（一九六九）に建立されたもので、碑文は木越旅団長の子息三郎が揮毫している。

（徳永武将）



写真3-26 現在の木越街道

註

①

②

外山 操編『陸海軍将官人事総覧（陸軍編）』（近代日本軍事組織・人事資料総覧）（芙蓉書房 一九八二）参照。  
長州出身者にも軍功著しい名将と謳われた軍人は多かったが、薩摩閥と比較すると、藤村道生『日清戦争——東アジア近代史

の転換点―(岩波書店 一九七三)などでは山県有朋が日清戦争時に病気を理由に第一軍司令官を解任されたのは、大本営命令を拡大解釈し、戦線拡大を自論んだ暴走による更迭であったことが示され、司馬遼太郎などの一部識者は日露戦争時の第三軍司令官乃木希典の軍事能力を酷評して愚将と称して議論を巻き起こすなど、一部長州出身軍人の軍事能力を疑問視する向きも存在していたため、こうしたものが余りなかった薩摩出身軍人(陸軍の大山巖、海軍の東郷平八郎など)の軍事能力が評価される向きの方が強かった。

(3) これについては河合を親九州系から中立系へと変化させただけで、実際に九州閥から離脱したのは田中の後任の宇垣陸相の時代と評す場合もある。

(4) この荒木に実行が求められた革新政策とは農業政策Ⅱ農村救済、これは世界恐慌によって傷付いた農村を救うことを懇願していた九州系支持の中堅・青年将校の意見であった。これは徴兵制によって構成された陸軍独自の意見であり、困窮した地方の兵隊を抱える部隊の将校に特に多く見られた意見であった。

(5) この言葉は青年将校などが用いた言葉で、国の状態が悪いのは現人神である天皇陛下自身の意見が国政に反映されないために生じたものであり、天皇の意見を国政に反映させない天皇側近がいるとして、彼らをこの言葉でまとめて呼称した。

(6) 西郷に至っては陸軍中将のまま海相に就任し、その後海軍大将に昇進した。

(7) 福田の略歴については、①国立公文書館所蔵「福田雅太郎」(枢密院)、②黒板勝美『福田大將傳』(福田大將傳刊行会 一九三七)、③大村市教育委員会編「大村の歴史」(大村市教育委員会 二〇〇三)参照。

(8) 高宮太平『軍国太平記』(酣燈社 一九五二) 二二頁

(9)、(10) 前掲註(7)② (9)三七九頁参照、(10)三八九頁

(11) 一連の過程については、渡邊行男「宇垣一成 政軍関係の確執」(中央公論社 一九九三) 二五〜二六頁参照。ただし、原本は憲政記念館所蔵の石光真臣による「清浦内閣組織ノ際ニ於ケル陸軍大臣銜衡問題」と題する文書。

(12) 前掲註(11) 三二〜三三頁

(13) 前掲註(12)

(14) 前掲註(11) 三七頁参照

(15) 角田 順校訂『宇垣一成日記』1(みすず書房 一九六八)。この日記の四五四頁に所収されているが、月日の記録はなく、大正十三年(一九二四)の項目に入れられただけである。

(16)、(17) 前掲註(15) (16)四五五頁、(17)六二四頁 昭和二年(一九二七)十二月一日条

- (18) 国立国会図書館所蔵「福田雅太郎関係文書」中の「田中義一宛覚書」、ただし、本文書は全て複写不許可(現地での閲覧は可)のため、本文は直接引用せず、概要のみ紹介。
- (19) 尚友倶楽部編『上原勇作日記』(芙蓉書房 二〇一七) 一〇五頁 大正十三年(一九二四)一月十六日条
- (20) 前掲註(7)②・③などでこれらについての具体的記述を見ることができる。
- (21) 佐藤賢了『軍務局長の賭け 佐藤賢了の証言』(芙蓉書房 一九八五) 九二頁
- (22) 広瀬順皓校訂「現世相に関する特別備忘録」(読売新聞社編『工場の読売』一九九二年三月号 読売新聞社 一九九二) 二四八頁
- (23) 前掲註(22)
- (24) 柳川姓への改姓時期については、一部書籍などでは幼少期に佐賀藩士柳川家へ養子として入った、という記述や佐賀県出身などの記述があるが、「明治四十年度 近衛師団動員計画独立旅団後備隊、特殊部隊将校相当官職員表」(防衛省防衛研究所所蔵 中央―軍事行政動員・編成―の)の中には明治四十年(一九〇七)二月二十日付の同表の騎兵第十三連隊副官として「大尉 楠木平助」の名を発見することができる。このため、服部誠二『書簡より見た二・二六事件前後の柳川平助中将』(大村史談会編『大村史談』第五十七号 大村史談会 二〇〇六)にもあるように、明治四十二年(一九〇九)に婦人と結婚した際に柳川家に婿入りした、という記述が正確なものと考えられる。
- (25) 菅原 裕『日本心 覆面將軍柳川平助清談』(経済往来社 一九七二) 一―四頁
- (26) 佐藤幸徳『皇道派統制派について論ず』(防衛省防衛研究所所蔵「佐藤資料五部中其の五」)
- (27) 前掲註(26)
- (28) 前掲註(24) 服部誠二論文 一九六頁
- (29) 柳川の現役復帰を召集解除、第十軍司令官としての武功、柳川への報道規制などは前掲註(25)の書籍に詳しい記載がある。
- (30) 真崎らが二・二六事件後に擁立工作をした人物としては宇垣一成、小林躋造、勝田主計といった(一部から真崎・荒木擁立説も出ており、真崎も絶対的には否定していない)人物がいたことが、伊藤 隆・佐々木隆・季武嘉也・照沼康孝編『近代日本史料選書―3―の 真崎基三郎日記 三―六卷』(山川出版社 一九八二―一九八七)の記述から見るることができる。

## 参考文献

北岡伸二『日本陸軍と大陸政策』(東京大学出版会 一九七八)



- 岩淵辰雄『軍閥の系譜』(中央公論社 一九四八)
- 長 文連『天皇 元勳 重臣』(図書出版社 一九四九)
- 黒田秀俊『昭和軍閥』(図書出版社 一九七九)
- 谷田 勇『実録・日本陸軍の派閥抗争』(展望社 二〇〇二)
- 殖田俊吉『日本バドリ才事件顛末』(文藝春秋社『文藝春秋』昭和二十四年十二月号 文藝春秋社 一九四九)
- 真崎基三郎『軍閥の暗躍』(日本電報通信社編『世界文化』一九四六年二月号 日本電報通信社 一九四六)
- 真崎勝次『亡国の回想』(国華堂 一九五〇)
- 荒木貞夫『元帥上原勇作伝』上・下(元帥上原勇作伝記刊行会 一九三七)
- 徳永武将『真崎基三郎と二・二六事件の関係①』(久留米大学大学院比較文化研究論集編集委員会編『久留米大学大学院 比較文化研究論集』第一四号 久留米大学大学院比較文化研究科 二〇〇三)
- 徳永武将『真崎基三郎と二・二六事件の関係②』(久留米大学大学院比較文化研究論集編集委員会編『久留米大学大学院 比較文化研究論集』第十五号 久留米大学大学院比較文化研究科 二〇〇四)
- 徳永武将『真崎教育総監更迭の再検討』(久留米大学大学院比較文化研究論集編集委員会編『久留米大学大学院 比較文化研究論集』第十六号 久留米大学大学院比較文化研究科 二〇〇四)
- 『故陸軍中将柳川平助位階追陞の件』(国立公文書館所蔵 叙02186100)
- 真崎勝次『罷にかゝつた真崎基三郎』(文藝春秋社編『文藝春秋臨時増刊 昭和メモ』 文藝春秋 一九五四)
- 真崎勝次『思想問題研究会編』隠された真相―暗い日本に光明―『思想問題研究会 一九六二』
- 真崎基三郎『遺稿 暗黒裁判二・二六事件』(文藝春秋社編『特集文藝春秋 今こそ云う』 文藝春秋社 一九五七)
- 岩淵辰雄『軍閥の系譜』(中央公論社 一九四八)
- 伊藤 隆『昭和期の政治』(続)『山川出版社 一九九三』
- 伊藤 隆『彼は果たして黒幕だったか…… 昭和最大のクーデター―二・二六事件に新資料真崎大将遺書』(読売新聞社編『二五〇の読売』一九九二年三月号 読売新聞社 一九九二)
- 伊藤 隆校訂・解説『荒木貞夫日記 未公開史料』(中央公論社編『中央公論』平成三年三月号 中央公論社 一九九二)
- 陸上自衛隊大村駐屯地提供資料など

## 第五節 軍都建設への布石

本節では前節までに述べた国・軍の大村への進出計画を企図するに当たり、軍が主導して行った軍都建設Ⅱ都市計画に準拠する施策について述べる。

軍が大村の軍都建設に関与しているのは例えば航空隊の拡張に伴う施設拡充、それに付随した土地買収・接収をはじめとした施策が大半であるが、一部には都市計画に付随すると考えられるものが存在する。時期的には大村が市制施行する以前の大正期の事業であり、大村市自体の都市計画事業との直接的な関与はないが、大村全体の都市計画を歴史的な観点から見ると欠かせないため、ここで紹介することとする。

軍が主導する軍事施設に付随する事業の推進は、大正九年（一九二〇）十月二十二日付の佐世保鎮守府参謀長から海軍省軍務局長宛の文書で見ることができる。この時、長崎県知事が佐世保鎮守府を訪問した理由は、

佐世保市ヨリ大村ニ至ル道路（県道）及佐世保市ヨリ弓張岳ノ南ヲ廻ハリテ相ノ浦方面ニ通スル道路（県道）ノ修築ニ関シ道路法ニヨリ国庫ノ補助ヲ受ケンカ為其ノ理由ノ一トシテ軍事上必要ノ有無承知シタシ

というものであった。これを受け、佐世保鎮守府は同文書で海軍省軍務局に対して、

前者ハ大村方面ニ海軍飛行場設置ノ場合後者ハ将来篤ノ浦ニ海軍設備ノ拡張ヲ予期シ何レモ軍事上重要ノモノニシテ相当修築ノ要アル旨返答相成候條御含置相成度

との意見を提出<sup>②</sup>している。

この佐世保鎮守府の具申を受けた海軍省軍務局は同年十一月六日に「該計画ハ未ダ確定致居ラス部外ニ対シテハ相当地ノ時機迄厳秘ヲ要スル<sup>③</sup>」として佐世保鎮守府に「一層秘密保持ノコト<sup>④</sup>」を要請している。この理由として海軍省軍務局は同文書の中で「従来実行ニ当リ諸種ノ困難ニ遭遇セル実例モ之有<sup>⑤</sup>」との理由を提示し、部外に情報が漏洩したために海軍施設計画自体が白紙に戻る危険性を憂慮していたことをうかがわせている。



しかし、長崎県及び海軍側（佐世保鎮守府）が計画を進める意思は固く、大正十年（一九二二）六月二十七日付の海軍省軍務局宛の文書で佐世保鎮守府が「航空隊用地トシテ買収ヲ終ヘタル長崎県下東彼杵郡竹松村飛行場ト国道トヲ連結スル道路計畫線中ニ熊本大林区署所管⑥」となっている。「竹松村原口郷字聖法寺第七百四拾九番、第七百五拾番、第七百四拾八番 合計反別式反壹畝貳拾四歩⑦」の官有地の管理換えの交渉を行っているが進展していないために海軍省からも直接申し入れをして欲しいとの要望をしていること、その結果同年七月十五日付の佐世保鎮守府宛の文書にある「該道路ヲ八間巾ニ拡張スル為之ニ必要ナル苗圃地ノ管理換ハ海軍ニ於テ地上物件ノ移転費ヲ負担スル條件ヲ附シ承諾ノコトニ内定シ近々熊本大林区署ヘ其ノ旨指令アル趣ニ有之候⑧」とする結果に至ったことを報告している。

このような海軍側の動きを受けた長崎県も同年十月十四日に、

#### 道路改修費国庫負担ニ関スル件上申

本県ニ於テ枢要道路ノ改良ヲ企画実施中ニ有之候処第二十五号国道中管下東彼杵郡大村町彼杵村間ハ軍事上ノ必要ヨリ早晚国ニ於テ改良ノ御施設可有之モノト予想シ該区間ノ改良費ヲ計上致シ居ラサリシニ今般愈同郡竹松村ニハ海軍航空隊ノ設置セラル、アリテ軍事ノ關係益重大ト相成候ニ付前記ノ区間ヲ専ラ国ニ於テ改良ノ御施設相成度旨本日主務大臣ニ稟申致置候條軍事關係上特ニ貴省ニ於テ格別ノ御配意ヲ仰キ度此段上申候也とする上申書⑨を海軍省に提出し、海軍の動きと連動した計画推進を図っている。

長崎県の上申を受けた海軍省は佐世保鎮守府を通じて長崎県内務部に対して佐世保鎮守府から大村飛行場に達する道路の現状並びに長崎県の将来計画についての照会を行った。この照会を受けた長崎県の信太時<sup>しのだときなほ</sup>尚内務部長は、同年十一月二日に佐世保鎮守府宛に、

#### 一、二十五号国道（大村彼杵間）

現在の状況 一般幅員二間二分 曲線半径十五間ニ充タサル所八十三ヶ所此延長二千八十三間最小半径四間最

急勾配十五分一

将来改築ノ企画 未タ計画セルモノナシ

一、県道早岐彼杵線(早岐彼杵間)

現在ノ状況 一般幅員二間五分 最急勾配十三分一ノ所ニケ所此延長三十間曲線最少半径五間

将来改築ノ企画 全部ニ対シテハ改良セサルモ彼杵村字浦田地内ニ於テ幅員二間五分ニ充タサル区域三百二

十間ハ大正十五年度ニ幅員三間ニ改修ス

一、三十三号国道(早岐佐世保間)

現在ノ状況 一般幅員二間二分最狭一間六分

最急勾配十五分一曲線半径最小二間五分

将来改築ノ企画

大正十年度ヨリ大正十七年度迄ニ於テ全線ヲ通シテ幅員五間乃至四間五分ニ勾配ハ最急二十分

一曲線半径最小三十間ニ改築

との報告⑩を送付した。これを受けた佐世保鎮守府は同年十一月十一日に海軍省軍務局に対して同報告を添付した上で佐世保鎮守府の希望として、

佐世保鎮守府ヨリ大村海軍飛行場ニ達スル道路ニ関スル件

本件ニ関シ軍第五〇三号ヲ以テ御照会ノ趣了承調査ヲ遂ケ候処第二十五号国道中大村町彼杵間ノ現状及第三十三号国道早岐佐世保間、第二十二号県道彼杵早岐間ノ現状並ニ長崎県庁ニ於ケル将来企画ハ別紙写ノ通ニ有之第二十五号国道ノ改築ニ対スル当府希望ハ三十三号国道将来企画ニ準シ巾五間乃至四間半最急勾配二十分ノ一最小半径三十間ニ有之候條御了知ヲ得度

右回答ス

追テ将来第三十二号県道彼杵早岐間カ国道ニ変更セラルル場合アレハ之亦三十三号国道ニ準シ改修セラルレハ好都合ト希望致居ル条申添候

との意見書①を提出している。この佐世保鎮守府からの具申を加味した上で同年十二月二十二日に海軍省は、

佐世保鎮守府ヨリ大村海軍航空隊ニ達スル道路ニ関スル件

軍事上ノ必要ニ依リ長崎県東彼杵郡竹松村ニ海軍航空隊設置ノ予定ヲ以テ本年六月其ノ敷地買収ヲ了シ目下之ガ水陸諸設備ノ建設ニ着手致居明十一年末開庁ノ運ト可相成候 就テハ同所佐世保鎮守府間ノ陸路連絡ハ平戦兩時共特ニ必要トスル所ニ有之候、然ル処右両所間ニ介在スル第三十三号国道、第二十五号国道及第二十二号県道ノ現状ハ其ノ一般幅員二間六分乃至二間二分ニシテ最狭部一間六分ニ及ビ又其ノ曲線半径十五間ニ充サル箇所多々有之最小二間五分ニ及ブモノ有之候趣ナルニ付テハ之ガ改築方ニ関シ特ニ御配慮相成度

右申進ス

道路法第十條第二号ニ依ル『主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル路線』即チ軍事国道ハ現ニ道路ナキ箇所又ハ郡道以下ノ路線タル箇所ニ付テ之ヲ新設又ハ改築スルコトトシ現ニ国道又ハ府県道タル路線ノ存スル箇所ニ付テハ或歩合ノ国庫補助ニ依リ改修スル方針ニ定メラレアリ長崎県知事ノ謂フガ如ク国ニ於テ其ノ改良費ノ全部ヲ負担シテ実施スルコトニハナリ居ラズ

次ニ県ニ於テ早岐、彼杵間ノ県道(第二十二号県道)ハ其ノ最狭部ノミヲ大正十五年度ニ幾分改修シ早岐、佐世保間ノ国道(第三十三号国道)亦大正十年度ヨリ大正十七年度迄ニ於テ全線改修ノ企画ニナリ居ルモ海軍トシテハ佐世保、大村間一連ノ道路ニ付要求ヲ開陳シ置クヲ可ナリト思料ス

との要望書②を内務省に提出するに至り、以降はこの依頼に基づき、国・県・軍といった三者の協力の下にこの計画は推進されていった。

このような軍主導による大村市内及び周辺地域における陸海軍施設の拡充は、軍都の核ともいべき軍施設の発展につながり、それが大村市の誕生と密接に結び付き、ひいては更なる軍都建設の立案という流れに至ったものと推測される。

(徳永武将)

註

- (1) 「道路(4)」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—T9—112—2521)
- (2) ～(5) 前掲註(1)
- (6) 「第4254号 10.12.22 佐世保鎮守府より大村海軍航空隊に達する道路に関する件」(防衛省防衛研究所蔵 海軍省—公文備考—S10—106—4920)
- (7) ～(12) 前掲註(6)